

# 飯塚市こども計画

第2期 飯塚市子ども・子育て支援事業計画  
第1期 飯塚市子どもの貧困対策推進計画



令和5年3月  
飯塚市



## はじめに



子どもは、未来の地域を担うかけがえのない宝です。

わが国の人口は、年々減少の一途をたどっており、少子高齢化の進行は、社会保障制度の基盤を揺るがしかねない、深刻な問題となっており、飯塚市もその例外ではありません。

そうした社会状況の中、子どもを安心して生むことができ、子育てしやすい社会を実現するため、子育て世帯を地域全体で支援する環境の整備が強く求められており、また、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがなく、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができる社会の実現にむけて取り組む必要があります。

国においては、こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて、専一に取り組む独立した行政組織である「子ども家庭庁」が令和5年4月に創設予定となっております。

飯塚市では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画」に加え、「第1期飯塚市子どもの貧困対策推進計画」を新たに策定いたしました。これら計画を「飯塚市こども計画」と総称し、すべての子どもの最善の利益を実現するための各施策を確実に実行していきます。

そのためには、行政はもとより、家庭、地域、学校、幼児教育・保育サービス事業者、企業等、各団体の皆様のお力添えをいただきながら一緒になって取り組むことが必要であると考えておりますので、今後とも、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、様々な視点でご審議いただき、かつ、貴重なご助言・ご意見を賜りました「飯塚市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や市民意見募集に際し、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、そして関係団体の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

飯塚市長 片 峯 誠

## <目 次>

# 第1編 飯塚市子ども・子育て支援事業計画

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景及び趣旨	1
2	子ども・子育て支援新制度の概要	2
3	計画の位置づけ	5
4	計画の策定体制	6
5	計画の期間	6
6	計画の評価及び推進体制	6
第2章	飯塚市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状	7
1	人口の状況	7
2	ニーズ調査からみた子育て家庭の状況	13
3	第1期計画の実施状況	22
4	飯塚市の今後の課題の整理	28
第3章	計画の基本理念と基本的視点	31
1	計画の基本理念	31
2	計画の基本的視点	32
第4章	幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る 量の見込みと確保の方策	33
1	教育・保育提供区域の設定	33
2	教育・保育（1～3号）	34
3	地域子ども・子育て支援事業	38
4	幼児期の教育・保育の一体的提供等の推進策	59
5	「子育てのための施設等利用給付」（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施	60
第5章	その他の子ども・子育て支援に係る施策	61
1	産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保	61
2	児童虐待の防止	62
3	ひとり親家庭の自立支援の推進	68
4	障がい児などの支援	70
5	「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進	76
6	幼児教育・保育の質の向上	78
7	外国につながる幼児への支援	78
8	その他の関連施策	79

## 資料編

・計画策定の経緯	101
・飯塚市子ども・子育て会議条例	102
・飯塚市子ども・子育て会議委員名簿	104
・子ども・子育て支援法（抜粋）	105
・児童の権利に関する条約（抜粋）	109

## 第2編 飯塚市子どもの貧困対策推進計画

### 第1章 計画策定にあたって 113

1 計画策定の趣旨及び背景	113
2 計画の位置づけ	125
3 計画の策定体制	126
4 計画の対象	126
5 計画期間	126
6 計画の評価及び推進体制	126

### 第2章 飯塚市の子どもの貧困の現状 127

1 統計データからみた現状	127
2 アンケート調査からみた現状	141
3 飯塚市の今後の課題の整理	164

### 第3章 計画の基本理念と基本的視点 167

1 計画の基本理念	167
2 計画の基本的視点	168

### 第4章 子どもの貧困対策推進に係る施策 169

1 施策体系	169
2 教育支援	170
3 生活支援	173
4 就労支援	176
5 経済的支援	177

## 資料編

・計画策定の経緯	179
・子どもの貧困対策の推進に関する法律	180



**第1編**  
**第2期飯塚市子ども・子育て**  
**支援事業計画**

---

**第1章**

**計画策定にあたって**

---





## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大しており、都市部を中心に保育所においては待機児童問題が深刻化しています。本市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国では、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に、平成24年8月に「子ども・子育て支援新制度」を制定し、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進してきました。

しかしながら、わが国の子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、平成29年6月に「子育て安心プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、待機児童解消や女性就業率80%（M字カーブの解消）に向けた保育のさらなる量的拡充、放課後児童クラブの量的拡充を図ることとされています。さらに、令和元年10月より、3～5歳までのすべての子どもと0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育所・認定こども園の費用を無償化する措置が開始されました。

本市では、平成17年に「飯塚市次世代育成支援行動計画〔前期計画〕」（計画期間：平成17～21年度）を、平成22年3月には前期計画を見直し、後期計画（計画期間：平成22～26年度）を策定しました。

平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度の下、『みんなでつくる すべての子どもが笑顔で暮らせるまち いいづか』を基本理念とする「飯塚市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27～31年度）を策定し、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図ってきました。

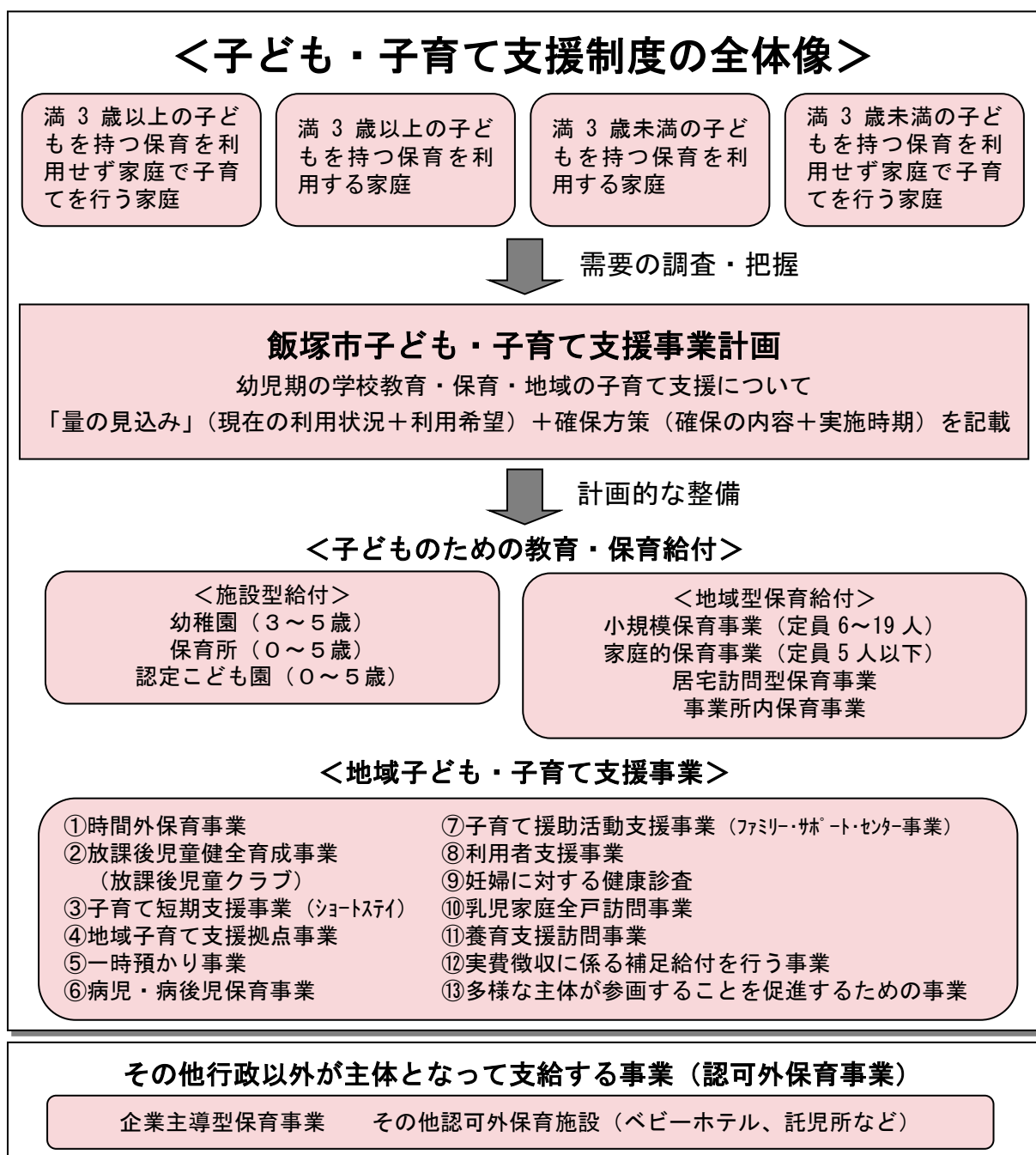
今回策定する「第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2～6年度）は、第1期計画実施以降の国の動向や本市における取組を踏まえ、質の高い幼児教育・保育事業を過不足なく提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指すものです。

## 2. 子ども・子育て支援新制度の概要

### 〔1〕子ども・子育て支援新制度の全体像

平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

本制度の大きな枠組みとしては、就学前の子どもを年齢で3歳未満、3歳以上、また保育の必要性の有無によって、4つに分け、必要な支援をしていくことになっています。それぞれの子育て家庭のニーズ調査をし、結果を反映させ、事業の目標を設定した「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。その大きな柱が「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」です。



## 【子どものための教育・保育給付】

施設型 給付	教育・ 保育施設	幼稚園（3～5歳）
		保育所（0～5歳）
		認定こども園 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
地域型 保育給付	地域型 保育事業	小規模保育事業（定員6～19人） 少人数を対象に多様なスペースで保育を行う事業
		家庭的保育事業（定員5人以下） 家庭的な雰囲気のもと、少人数の保育を行う事業
		居宅訪問型保育事業 障がいなど個別のケアが必要な場合などに保護者の居宅で、1対1で保育を行う事業
		事業所内保育事業 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業

## 【行政以外が主体となって支給する事業】

認可外保育事業	（例）企業主導型保育事業 企業等による事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に応じた保育サービスを提供する事業。（延長・夜間、土日の保育、短時間・週2日のみの利用など）
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------

## 〔2〕保育の必要性の認定

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等の幼児教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われます。

## 【保育の必要性の認定】

認定区分	対象者	主に利用する 施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた 就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 幼稚園の一時預かり
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた 就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 小規模保育等

### 〔3〕 幼児教育・保育無償化の概要

令和元年10月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5歳までのすべての子どもと0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育所・認定こども園の費用の無償化が開始されます。

【幼児教育・保育無償化の対象範囲】

	保育の必要性	
	なし（例：専業主婦(夫)世帯）	あり（例：共働き世帯等）
幼稚園 認定こども園（教育認定）	無償 （一時預かりは対象外）	無償 （一時預かりは、月額上限11,300円 <sup>※3</sup> まで無償）
幼稚園 （就園奨励費補助金の対象施設）	月額25,700円を上限に無償 （一時預かりは対象外）	月額25,700円を上限に無償 （一時預かりは、月額上限11,300円 <sup>※3</sup> まで無償）
認可保育所 認定こども園（保育認定） 地域型保育事業施設	—	無償
企業主導型保育事業施設	—	利用者負担額相当分まで無償
認可外保育施設 <sup>※1</sup> その他届出保育施設等 <sup>※2</sup>	（無償化の対象外）	月額37,000円 <sup>※3</sup> を上限に無償（他の認可外保育施設等との併用が可能）

注：上記の表について、満3歳児からの無償化の開始時期は次のとおりとなります。

幼稚園・認定こども園(教育認定)：満3歳になった日から

その他：満3歳になった翌年度の4月から

（住民税非課税世帯を除く）

※1 「認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）」が無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として、無償化の対象となる。

※2 「その他届出保育施設等」とは、企業主導型保育事業、認定保育施設・幼児教育施設のいずれにも属さない認可外保育施設（事業所内保育を含む）のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等をいう。

※3 金額（11,300円又は37,000円）は3歳から5歳の児童の場合の無償化上限額。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に5,000円を加えた額までが無償化の対象となる。

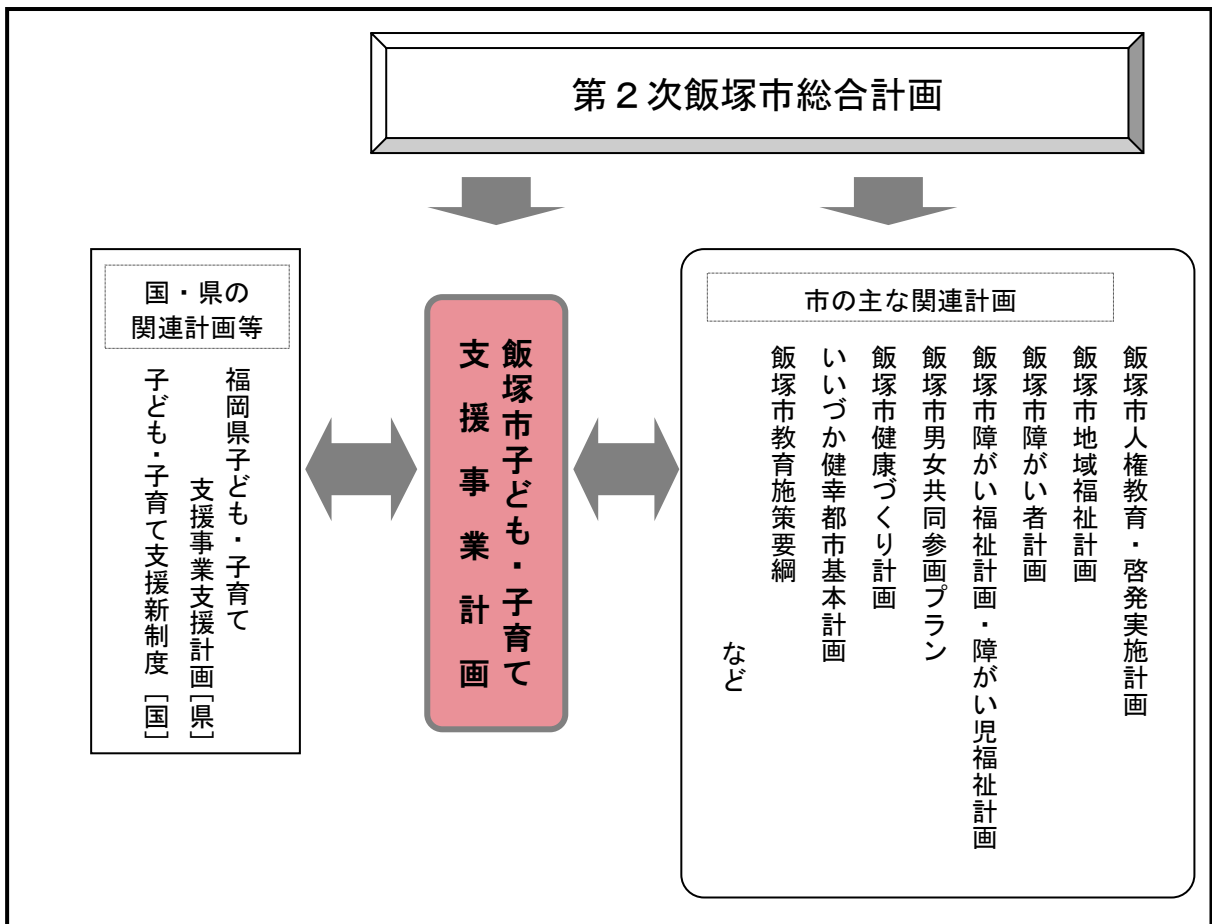
### 3. 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づき策定するものです。

**【子ども・子育て支援法（抜粋）】**  
 （市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、本計画は、「第2次飯塚市総合計画」（平成29～令和8年度）を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を図って策定するものです。



#### 4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定により市町村等の合議制機関として設置が努力義務化されている「地方版子ども・子育て会議」として、子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「飯塚市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

このほか、保護者に対するニーズ調査（第2章-2参照）や計画原案に対する市民意見募集により、障がい者やその家族などの当事者やその他の市民の意見の反映に努めました。

#### 5. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて中間年度（令和4年度）に計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

#### 6. 計画の評価及び推進体制

##### 〔1〕計画推進及び進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の進捗状況の把握・点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

##### 〔2〕計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、子育て支援課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子ども・子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

---

## 第2章

### 飯塚市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

---





## 第2章 飯塚市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

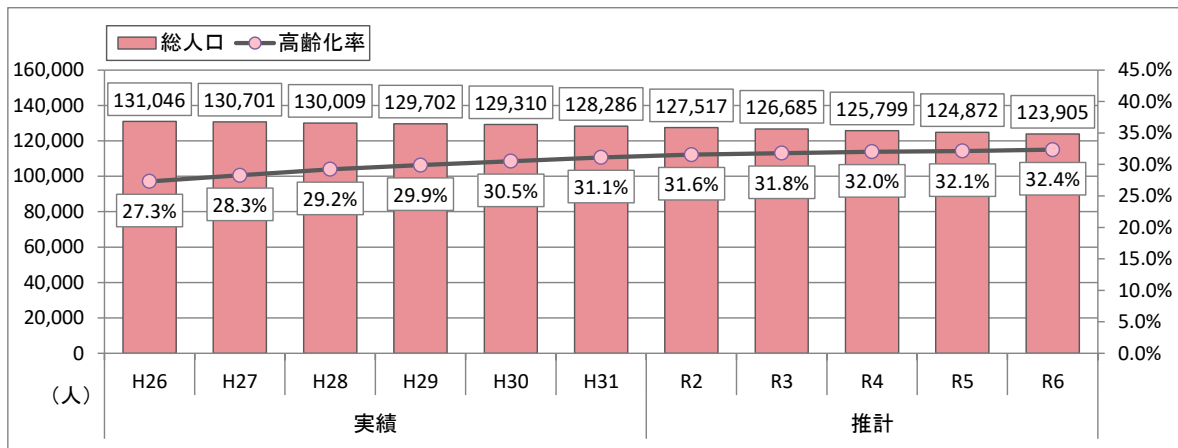
### 1. 人口の状況

#### 〔1〕人口の推移

平成26～31年度の本市の総人口の状況をみると、平成26年度131,046人から緩やかに減少し、平成31年度には128,286人と13万人を下回っています。今後も減少傾向は続くものと見込まれ、本計画最終年度の令和6年度には、123,905人と12.4万人を下回る見込みです。

年齢3区分別の内訳をみると、生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、平成31～令和6年度の5年間で約3,500人減少する見込みです。一方、老年人口（65歳以上）は同期間中に約160人増加するため、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は令和6年度に32.4%に達する見込みです。このように、本市においても全国の傾向と同様、今後も人口減少と少子高齢化が進むことが予測されます。

【人口の推移（実績と将来推計）】



(単位:人)

	実績						推計				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0-14歳	17,043	17,093	17,033	17,017	16,954	16,811	16,660	16,464	16,329	16,016	15,766
15-64歳	78,220	76,645	74,965	73,917	72,901	71,546	70,625	69,942	69,176	68,719	68,055
65歳以上	35,783	36,963	38,011	38,768	39,455	39,929	40,232	40,279	40,294	40,137	40,084
総人口	131,046	130,701	130,009	129,702	129,310	128,286	127,517	126,685	125,799	124,872	123,905
高齢化率	27.3%	28.3%	29.2%	29.9%	30.5%	31.1%	31.6%	31.8%	32.0%	32.1%	32.4%

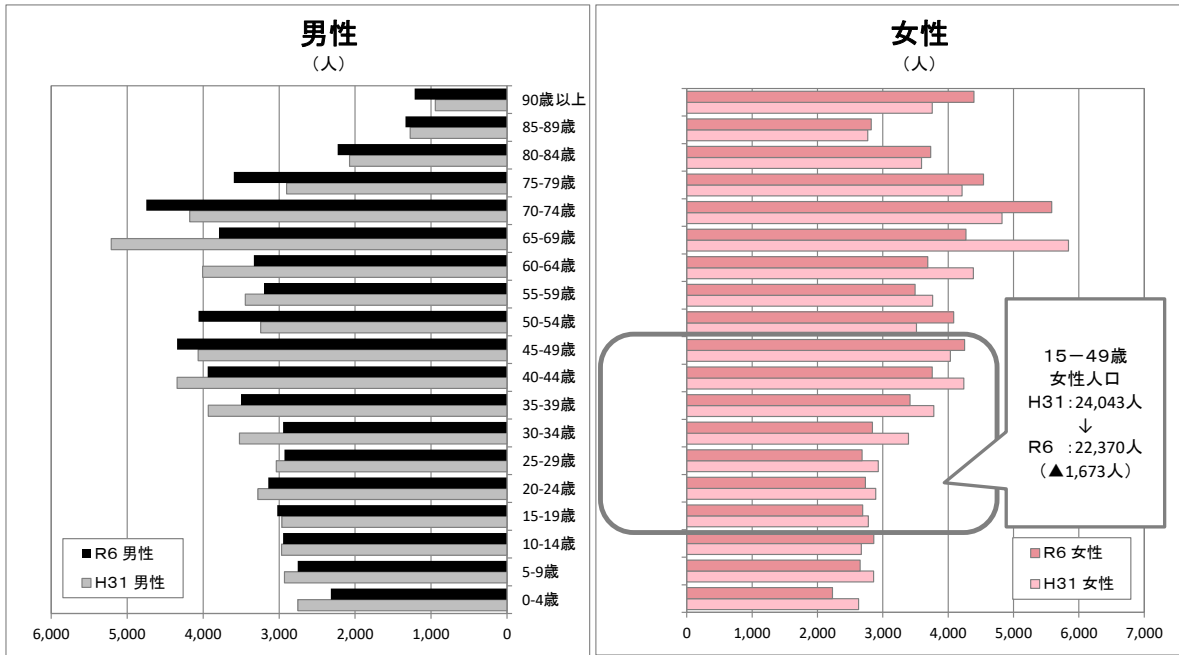
計画期間(R2～6)

資料／平成26～31年度（実績）：住民基本台帳（4月1日現在）、令和2～6年度（推計）：総合政策課推計値

平成31年度（実績）と令和6年度（推計値）の性別・5歳階級年齢別の人口による人口ピラミッドは下図のとおりです。合計特殊出生率（※）の算定対象である15～49歳の女性人口は平成31～令和6年度の5年間に1,673人減少するものと予測されます。なかでも20歳代女性（407人減）・30歳代女性（914人減）の減少が顕著です。

（※）合計特殊出生率  
 「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

【人口ピラミッド（平成31・令和6年度の比較）】



	男性			女性		
	H31	R6	増減	H31	R6	増減
0-4歳	2,752	2,319	▲ 433	2,629	2,228	▲ 401
5-9歳	2,930	2,756	▲ 174	2,859	2,652	▲ 207
10-14歳	2,969	2,949	▲ 20	2,672	2,862	▲ 190
15-19歳	2,962	3,026	▲ 64	2,778	2,690	▲ 88
20-24歳	3,278	3,143	▲ 135	2,890	2,732	▲ 158
25-29歳	3,037	2,930	▲ 107	2,931	2,682	▲ 249
30-34歳	3,522	2,947	▲ 575	3,392	2,841	▲ 551
35-39歳	3,934	3,501	▲ 433	3,779	3,416	▲ 363
40-44歳	4,343	3,941	▲ 402	4,239	3,757	▲ 482
45-49歳	4,067	4,344	▲ 277	4,034	4,252	▲ 218
50-54歳	3,244	4,061	▲ 817	3,515	4,083	▲ 568
55-59歳	3,446	3,198	▲ 248	3,761	3,493	▲ 268
60-64歳	4,008	3,332	▲ 676	4,386	3,686	▲ 700
65-69歳	5,210	3,792	▲ 1,418	5,841	4,271	▲ 1,570
70-74歳	4,176	4,748	▲ 572	4,825	5,585	▲ 760
75-79歳	2,901	3,597	▲ 696	4,211	4,541	▲ 330
80-84歳	2,074	2,229	▲ 155	3,593	3,732	▲ 139
85-89歳	1,276	1,337	▲ 61	2,770	2,823	▲ 53
90歳以上	943	1,215	▲ 272	3,756	4,395	▲ 639
合計	61,072	59,365	▲ 1,707	68,861	66,721	▲ 2,140

	H31	R6	増減
15-49歳女性 計	24,043	22,370	▲ 1,673
15-19歳	2,778	2,690	▲ 88
20-29歳	5,821	5,414	▲ 407
30-39歳	7,171	6,257	▲ 914
40-49歳	8,273	8,009	▲ 264

資料／平成31年度（実績）：住民基本台帳（4月1日現在）、令和6年度（推計）：総合政策課推計値

〔2〕出生の状況

本市の合計特殊出生率（平成20～24年）は1.58であり、全国（1.38）・福岡県（1.43）に比べて高くなっていますが、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準）の2.07を下回っています。

年間の出生数の状況を見ると、平成29年度実績で1,170人となっており、このうち母親が20代後半～30代前半（25～34歳）であるものが720人と全体の61.5%を占めています。

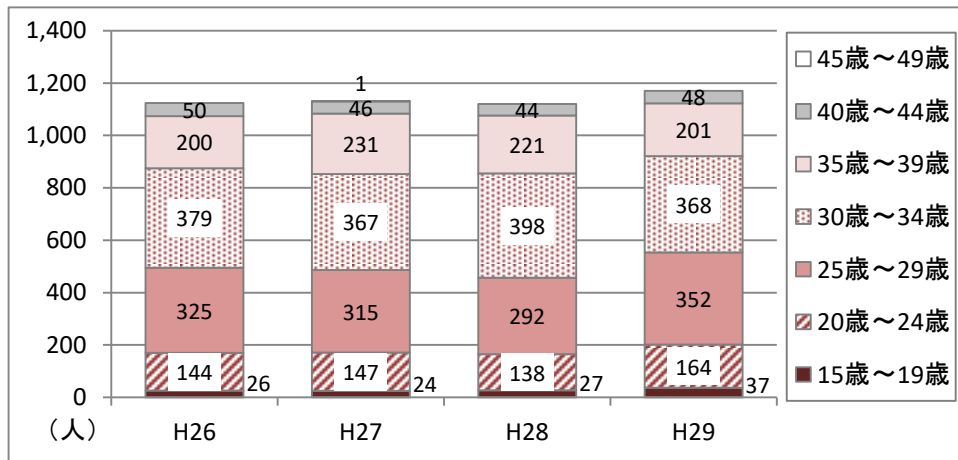
平成26年からの推移を見ると、出生数全体に占める20代前半（20～24歳）による出産の割合は1割強、20代後半（25～29歳）と30代前半（30～34歳）は3割、30代後半（35～39歳）は2割弱で推移しています。

【合計特殊出生率（平成20～24年）】

	全国	福岡県	飯塚市
合計特殊出生率	1.38	1.43	1.58

資料／平成20～24年人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

【母親の年齢階級別出生数の推移】



(単位:人)

(単位:%)

	H26	H27	H28	H29
総数	1,124	1,131	1,120	1,170
15歳～19歳	26	24	27	37
20歳～24歳	144	147	138	164
25歳～29歳	325	315	292	352
30歳～34歳	379	367	398	368
35歳～39歳	200	231	221	201
40歳～44歳	50	46	44	48
45歳～49歳	0	1	0	0

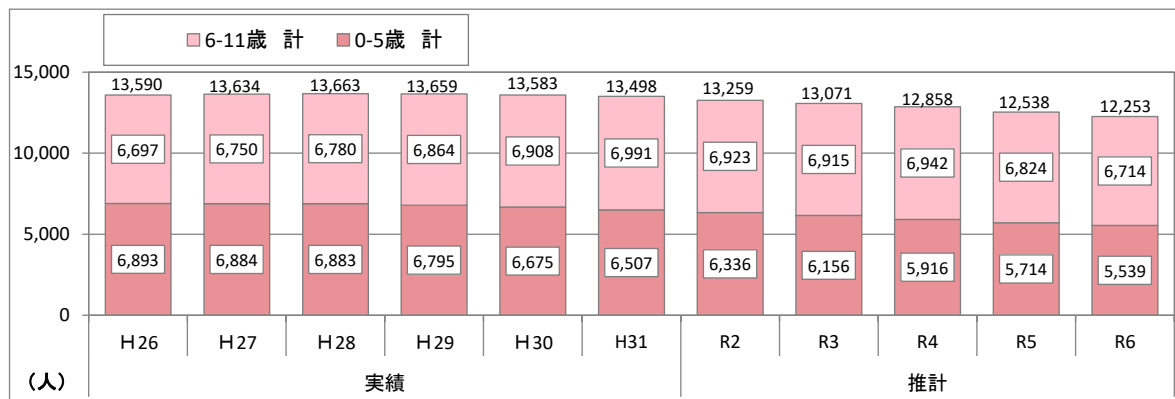
	H26	H27	H28	H29
総数	100%	100%	100%	100%
15歳～19歳	2%	2%	2%	3%
20歳～24歳	13%	13%	12%	14%
25歳～29歳	29%	28%	26%	30%
30歳～34歳	34%	32%	36%	31%
35歳～39歳	18%	20%	20%	17%
40歳～44歳	4%	4%	4%	4%
45歳～49歳	0%	0%	0%	0%

資料／人口動態統計 ※各年1月1日～12月31日の出生数合計

〔3〕児童人口（小学生以下）の推移

小学生以下（0～11歳）の児童の各歳別人口の推移をみると、前述のとおり、15～49歳女性人口の減少等が予測されるため、就学前児童（0～5歳）の減少が見込まれています。

【児童人口の推移（実績と将来推計）】



（単位：人）

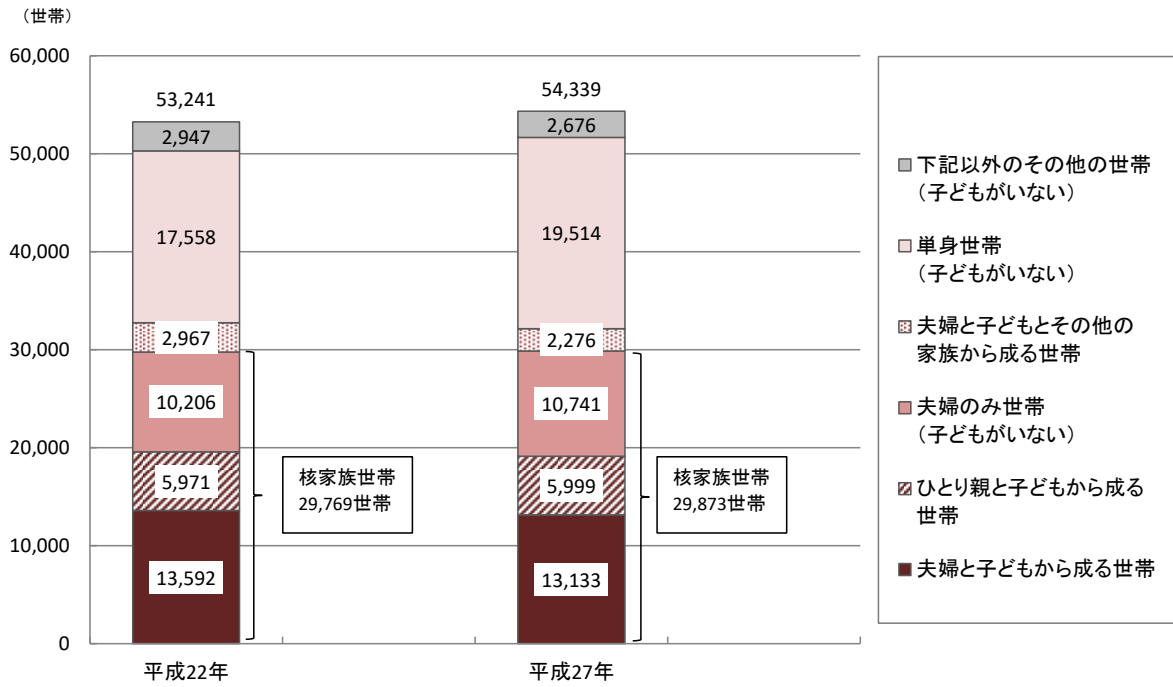
	実績						推計				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	1,113	1,110	1,118	1,092	1,051	988	952	922	901	879	859
1歳	1,157	1,139	1,134	1,159	1,078	1,047	1,001	965	935	914	892
2歳	1,158	1,141	1,123	1,106	1,158	1,084	1,037	991	955	925	904
3歳	1,179	1,156	1,150	1,137	1,113	1,149	1,088	1,041	995	959	929
4歳	1,155	1,195	1,152	1,154	1,139	1,113	1,153	1,092	1,045	999	963
5歳	1,131	1,143	1,206	1,147	1,136	1,126	1,105	1,145	1,085	1,038	992
6歳	1,196	1,138	1,139	1,216	1,173	1,165	1,140	1,119	1,159	1,098	1,051
7歳	1,044	1,211	1,132	1,134	1,197	1,155	1,158	1,133	1,112	1,152	1,092
8歳	1,124	1,042	1,206	1,128	1,132	1,209	1,155	1,158	1,133	1,112	1,152
9歳	1,115	1,133	1,046	1,214	1,150	1,134	1,218	1,164	1,167	1,142	1,121
10歳	1,093	1,124	1,131	1,046	1,200	1,121	1,127	1,210	1,156	1,159	1,134
11歳	1,125	1,102	1,126	1,126	1,056	1,207	1,125	1,131	1,215	1,161	1,164
0-5歳計	6,893	6,884	6,883	6,795	6,675	6,507	6,336	6,156	5,916	5,714	5,539
0-2歳計	3,428	3,390	3,375	3,357	3,287	3,119	2,990	2,878	2,791	2,718	2,655
3-5歳計	3,465	3,494	3,508	3,438	3,388	3,388	3,346	3,278	3,125	2,996	2,884
6-11歳計	6,697	6,750	6,780	6,864	6,908	6,991	6,923	6,915	6,942	6,824	6,714
6-8歳計	3,364	3,391	3,477	3,478	3,502	3,529	3,453	3,410	3,404	3,362	3,295
9-11歳計	3,333	3,359	3,303	3,386	3,406	3,462	3,470	3,505	3,538	3,462	3,419
合計 (0-11歳)	13,590	13,634	13,663	13,659	13,583	13,498	13,259	13,071	12,858	12,538	12,253

資料／平成26～31年度（実績）：住民基本台帳（4月1日現在）、令和2～6年度（推計）：総合政策課推計値

〔4〕世帯の家庭類型の推移

世帯類型の推移をみると、平成22年から平成27年の5年間で、ひとり親世帯と夫婦のみ世帯の増加の影響で、核家族世帯は増加し、平成27年には29,873世帯となっています。

【世帯の家庭類型の推移】



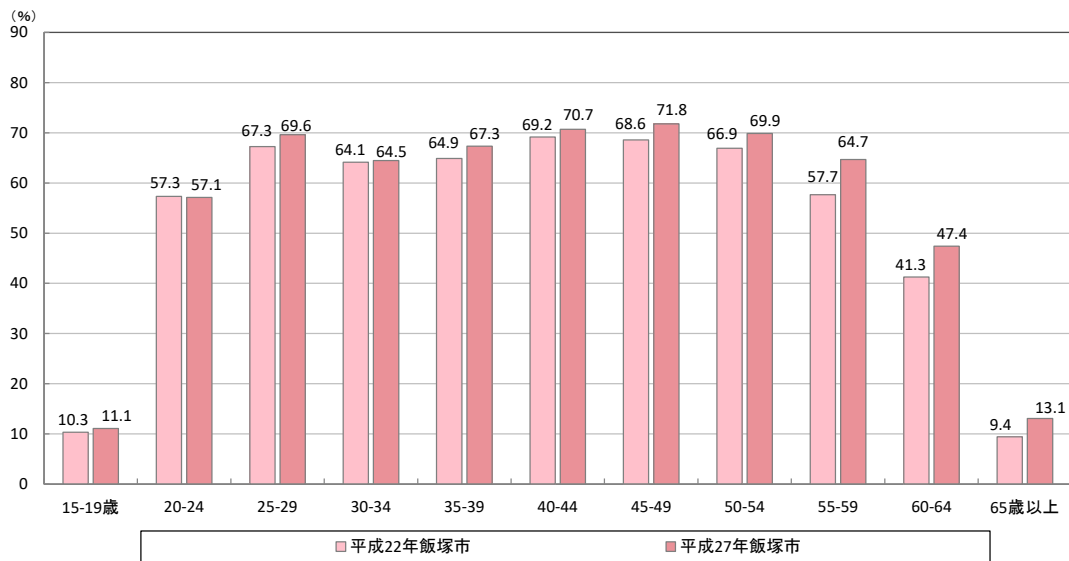
資料／国勢調査

〔5〕女性の就労状況

本市の女性の就業率の動向をみると、平成22年から平成27年の5年間の間に、20代前半（20～24歳）の女性を除く全ての世代で女性就業率は増加しています。

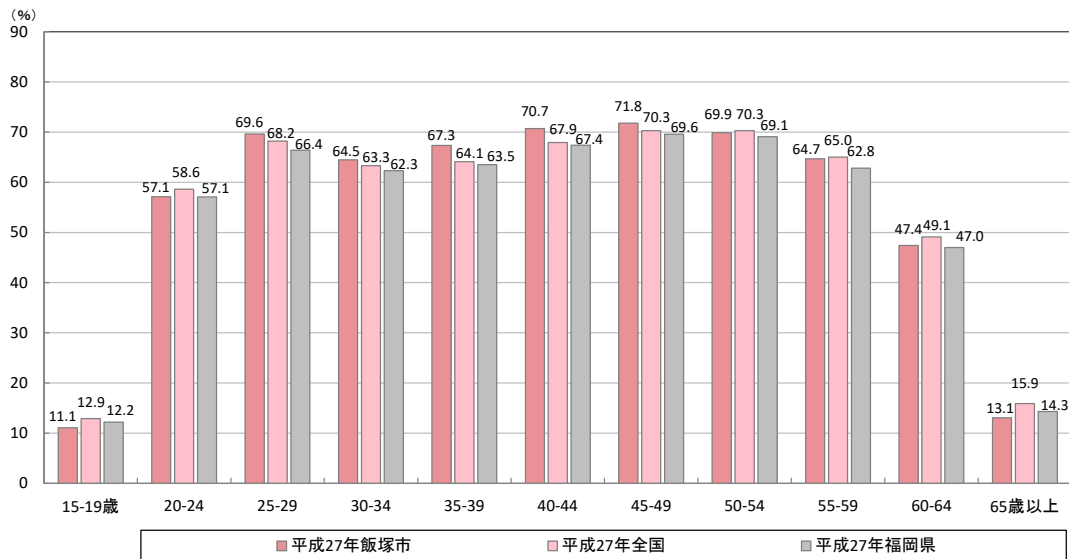
全国や福岡県全体の平均と比較すると、20代後半と40代にかけての女性就業率が国や県と比較して高くなっていますが、本市でも国や県の傾向と同様に、30歳代前半を谷間とするM字カーブを描いています。これは、女性の結婚後から子どもの育児（子育て）期間終了までの離職がその一因と考えられます。

【飯塚市の女性の就労状況の推移】



資料／国勢調査

【飯塚市の女性の就労状況の国・福岡県との比較】



資料／国勢調査

## 2. ニーズ調査からみた子育て家庭の状況

本市では、本計画の策定の基礎資料として、子育て中の保護者の教育・保育やその他の子育て支援サービスの利用状況・利用希望、子育て施策全般に対する意向等を把握するために以下のニーズ調査を実施しました。

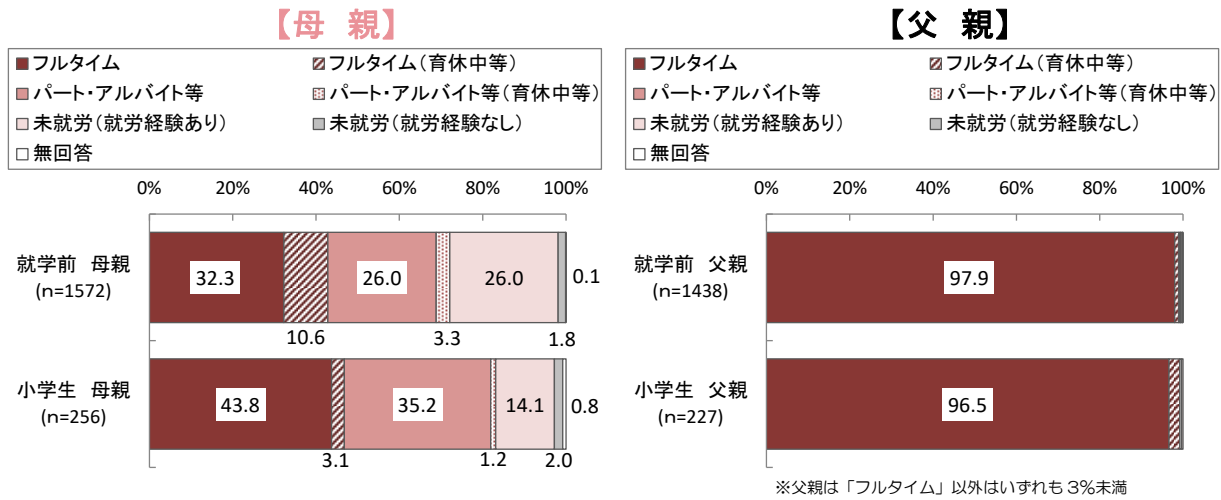
### 【調査の概要】

	就学前児童保護者用調査	小学生保護者用調査
調査対象者	就学前児童（0～5歳児）の保護者	小学1～3年生の保護者
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布一郵送回収 （礼状兼協力依頼はがき使用）	郵送配布一郵送回収 （礼状兼協力依頼はがき使用）
標本数	3,000人	500人
有効回収数 （有効回収率）	1,616人（53.9%）	264人（52.8%）
調査期間	平成30年11月30日～平成31年1月20日（回収予備期間含む）	

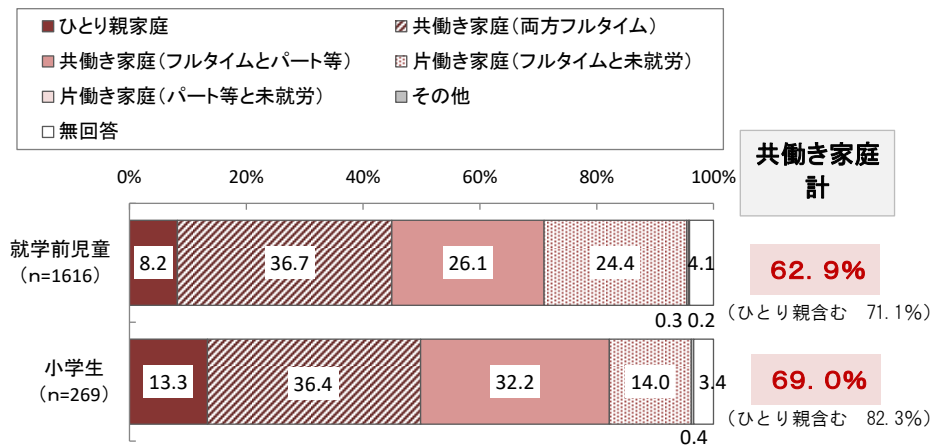
### 〔1〕保護者の就労状況

- 保護者の就労状況について、父母別にみると、父親は就学前児童・小学生ともに「フルタイム」の就労者が95%超と大半を占めています。就学前児童の母親は、「フルタイム」の就労者が32.3%と最も多いものの、「パート・アルバイト等」「未就労（就労経験あり）」もそれぞれ26.0%となっており、就労形態が多様化しています。一方、小学生の母親は、「フルタイム」の就労者が43.8%、「パート・アルバイト等」が35.2%と就学前児童の母親に比べて就労が多くなっています。
- 父母別の就労状況をもとに保護者の就労状況を整理すると、「共働き（両方フルタイム）」「共働き（フルタイムとパート等）」「共働き（両方パート等）」を合わせた共働き家庭の割合が就学前児童：62.9%、小学生：69.0%となっています。

《 保護者の就労状況 》



【保護者の就労状況(集約)】



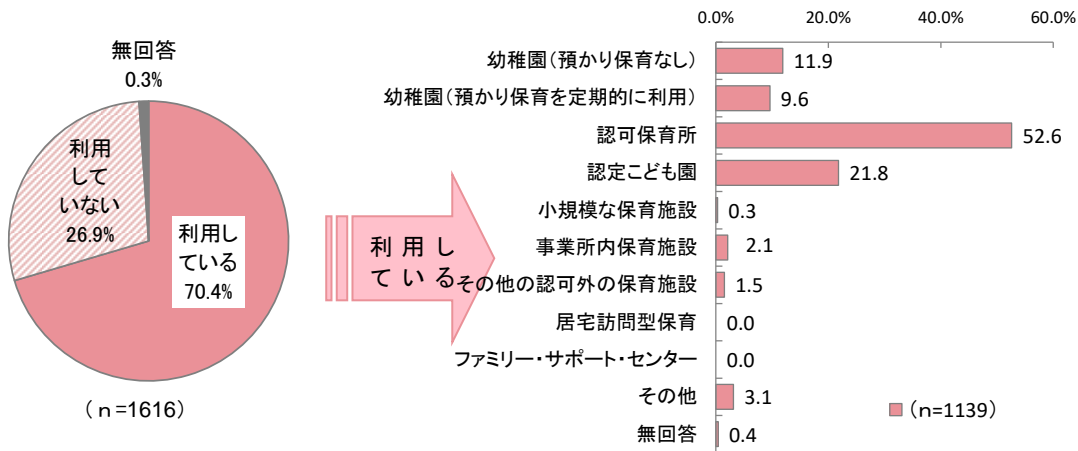


〔2〕 平日の教育・保育の利用状況

【現在の利用状況】

・就学前児童の7割(70.4%)が、現在、平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。利用者が利用している事業の種類をみると「認可保育所」(52.6%)、「認定こども園」(21.8%)、「幼稚園(預かり保育なし)」(11.9%)、「幼稚園(預かり保育を定期的に利用)」(9.6%)の順で利用割合が高くなっています。

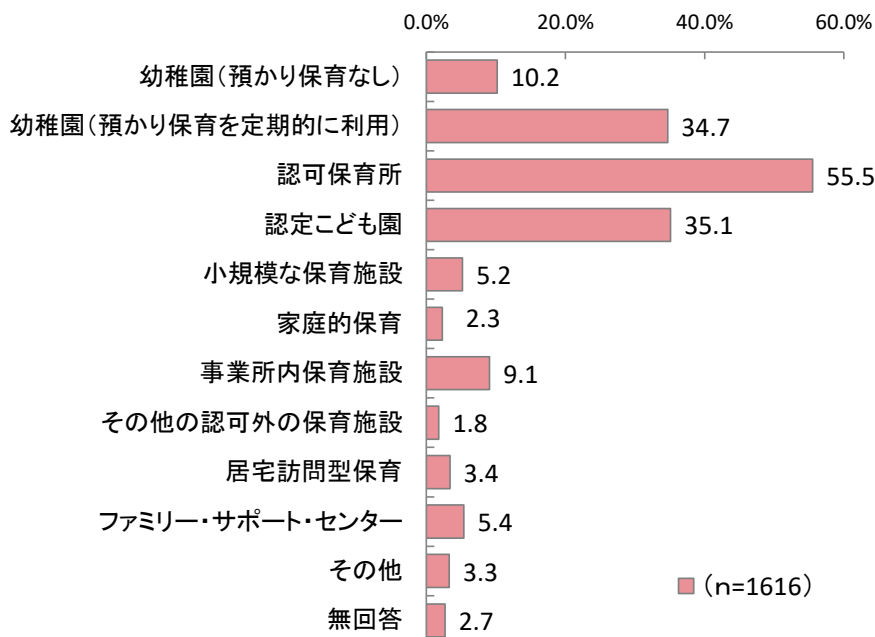
《 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 》 《 利用者が利用している教育・保育事業の種類 (複数回答) 》



【今後の利用意向】

・平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用意向では、「認可保育所」(55.5%)の割合が最も高く、次いで「認定こども園」(35.1%)、「幼稚園(預かり保育を定期的に利用)」(34.7%)、「幼稚園(預かり保育なし)」(10.2%)、「事業所内保育施設」(9.1%)となっています。

《 平日の定期的な教育・保育事業の利用意向 》 (複数回答)

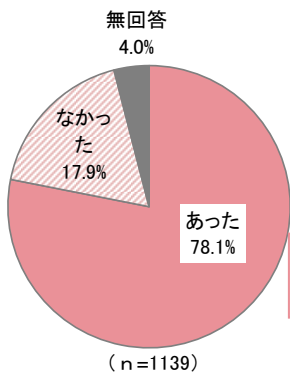


〔3〕病（後）児保育や一時保育等の状況

【病児・病後児保育】

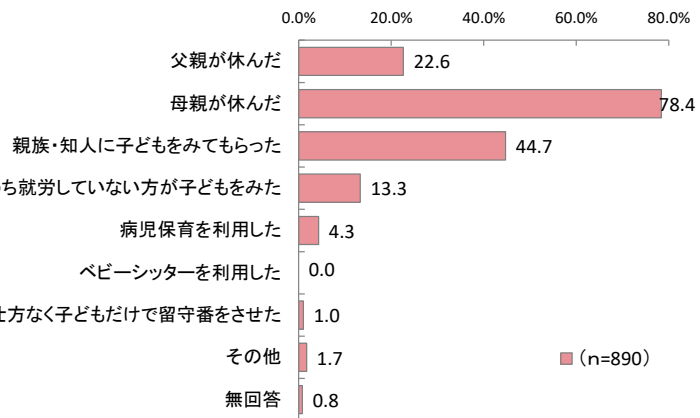
- 平日、定期的に教育・保育事業を利用している就学前児童保護者の78.1%は、この1年間に子どもの病気等のために事業を利用しなかった経験があり、利用しなかった日数（平均）は13.0日/年となっています。
- 利用しなかった場合の対処方法では「母親が休んだ」（78.4%）、「親族・知人に子どもをみてもらった」（44.7%）の順で割合が高く、「病児保育を利用した」は4.3%となっています。

《 子どもの病気等で平日の定期的な教育・保育事業を休んだ経験 》



休んだことがあった

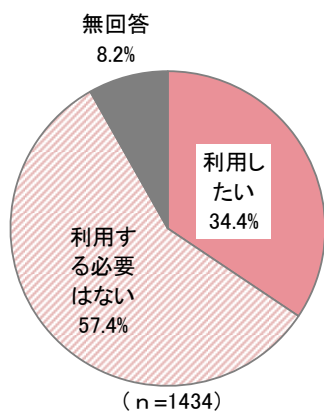
《 休んだ場合の対処方（複数回答） 》



【不定期の教育・保育事業（一時保育）】

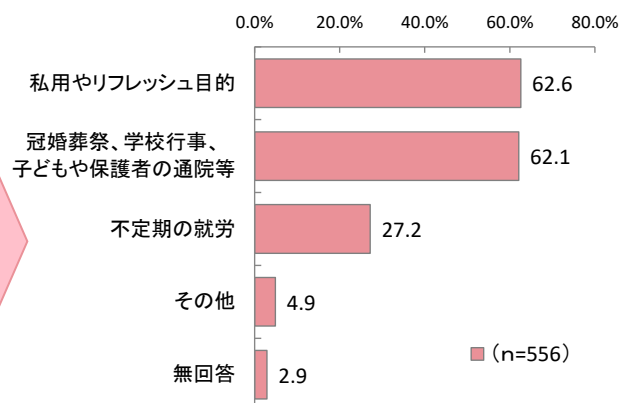
- 就学前児童保護者の今後の不定期の教育・保育事業の利用意向では「利用したい」が34.4%であり、利用希望者の希望日数（平均）は22.5日/年となっています。利用希望者の利用目的では「私用やリフレッシュ目的」（62.6%）、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや保護者の通院等」（62.1%）、「不定期の就労」（27.2%）の順で割合が高くなっています。

《 不定期の教育・保育事業の利用意向 》



利用したい人

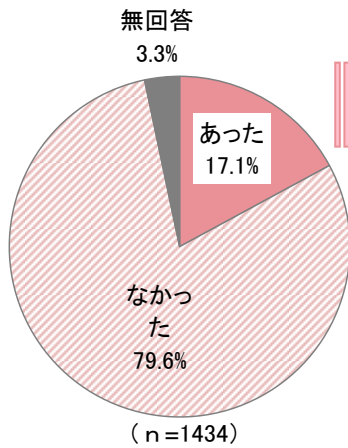
《 利用希望者の利用目的（複数回答） 》



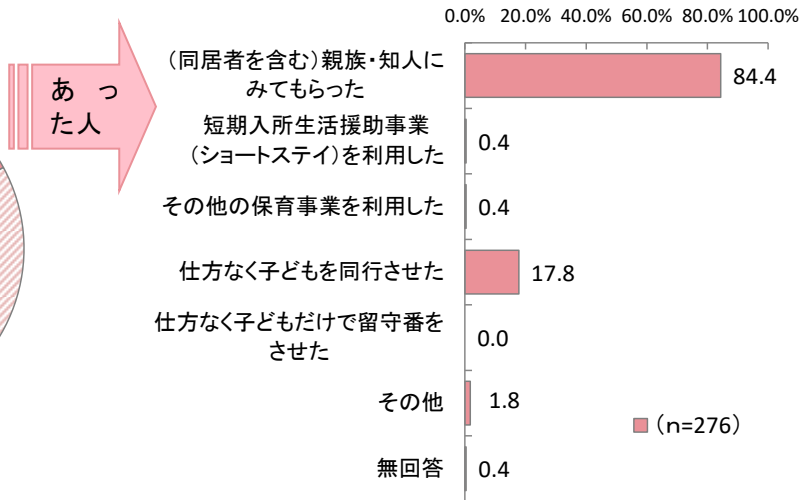
【宿泊を伴う一時預かり（ショートステイ）】

・就学前児童保護者の17.1%は、この1年間に泊まりがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験があり、その際の泊数（平均）は6.9泊/年となっています。預けなければならなかった場合の対処方法は「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」(84.4%)の割合が9割弱で最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」(17.8%)となっており、「短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した」は0.4%でした。

《 泊まりがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験 》



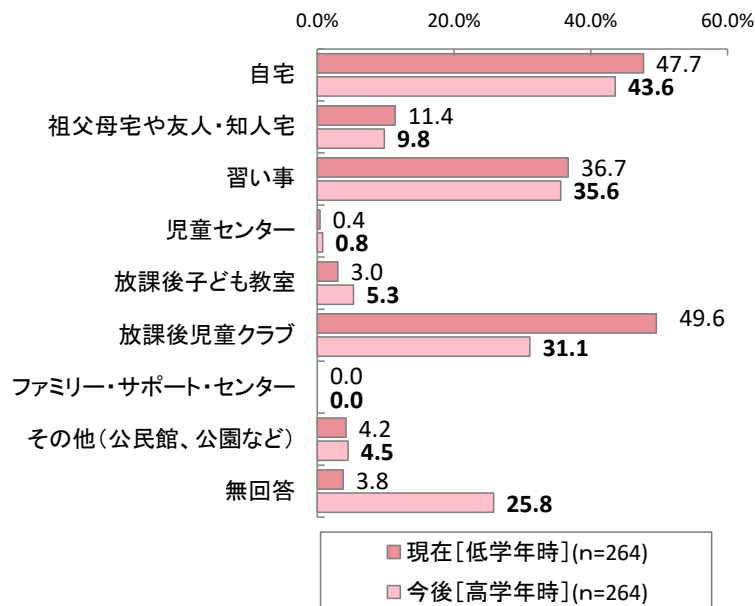
《 その場合の対処方法 》  
(複数回答)



〔4〕放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の状況

・小学生の放課後の過ごし方について、現在の状況（小学1～3年生の現状）と今後の意向（小学4～6年生になった場合の希望）をたずねたところ、放課後児童クラブの割合は、現在（低学年時）：49.6%、今後（高学年時）：31.1%となっています。

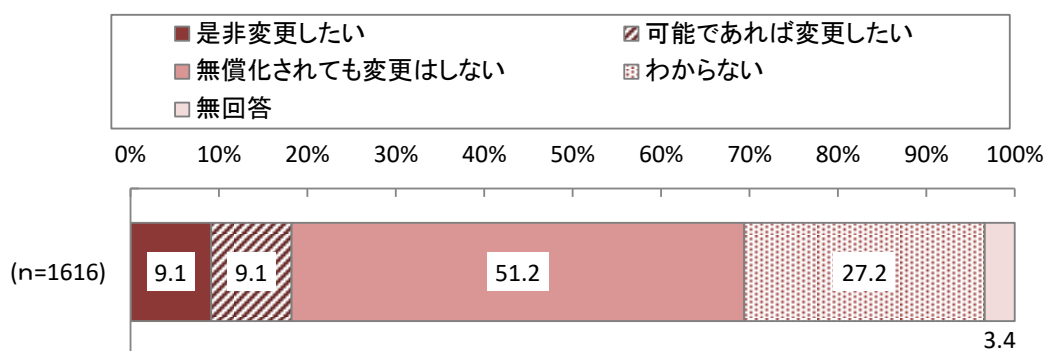
《 放課後の過ごし方 》（複数回答）



〔5〕 幼児教育・保育無償化について

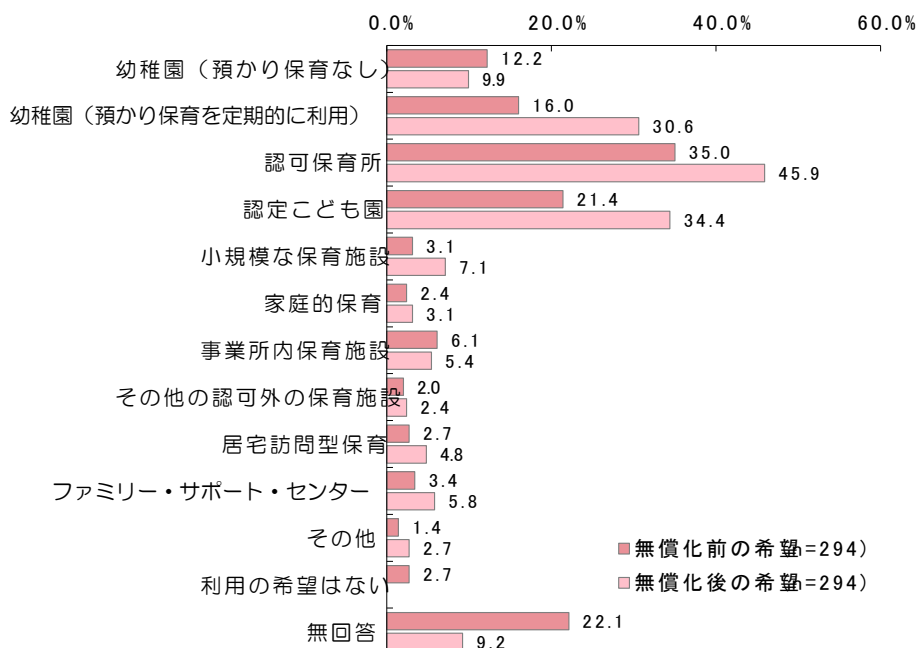
- ・ 幼児教育・保育の無償化による教育・保育の利用変更意向についてたずねたところ、「無償化されても変更しない」(51.2%)の割合が最も高く5割を超えています。一方、『利用変更意向あり』の割合は18.2% (是非変更したい：9.1%、可能であれば変更したい：9.1%) となっています。
- ・ 幼児教育・保育の無償化により、教育・保育の利用を変更する意向がある人(294人)に、無償化後に希望する事業の種類をたずねたところ、「認可保育所」(45.9%)の割合が最も高く、次いで「認定こども園」(34.4%)、「幼稚園(預かり保育を定期的に利用)」(30.6%)となっています。無償化前の希望と比べると、利用意向の伸びは「幼稚園(預かり保育を定期的に利用)」(14.6ポイント増)、「認定こども園」(13.0ポイント増)、「認可保育所」(10.9ポイント増)の順で大きくなっています。

《 幼児教育・保育無償化による教育・保育の利用変更意向 》



変更したい人

《 無償化後に希望する教育・保育事業 》

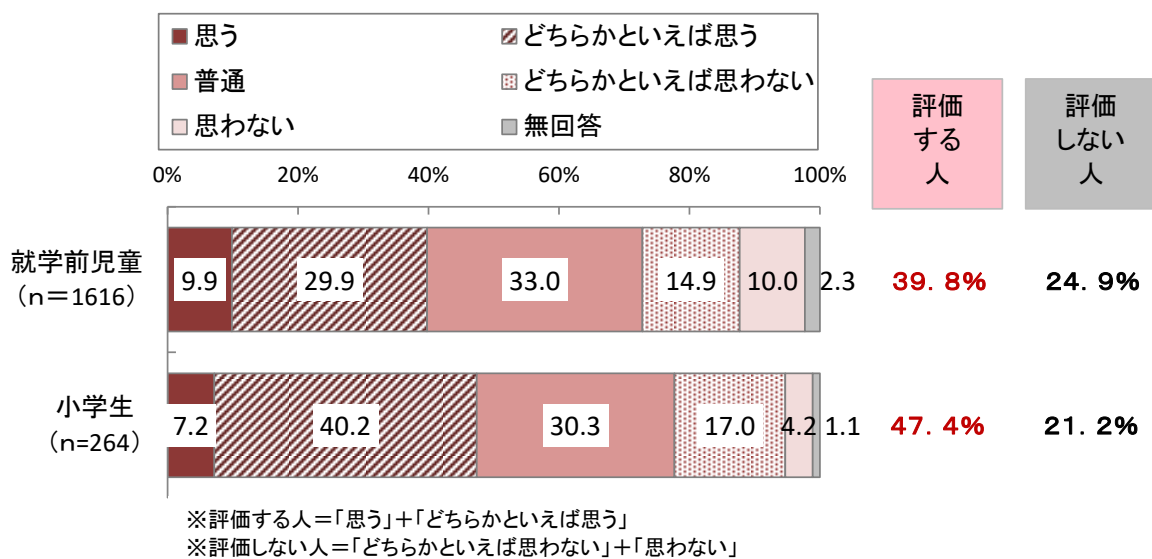


〔6〕子ども・子育て支援全般について

【飯塚市の子育て環境に対する総合評価（子育てしやすいまちだと思うか）】

- ・飯塚市は子育てしやすいまちだと思うか、総合的に評価してもらったところ、評価する人（「思う」+「どちらかといえば思う」）が就学前児童保護者：39.8%、小学生保護者：47.4%、評価しない人（「どちらかといえば思わない」+「思わない」）が就学前児童保護者：24.9%、小学生保護者：21.2%と、評価する人の方が割合が高くなっています。

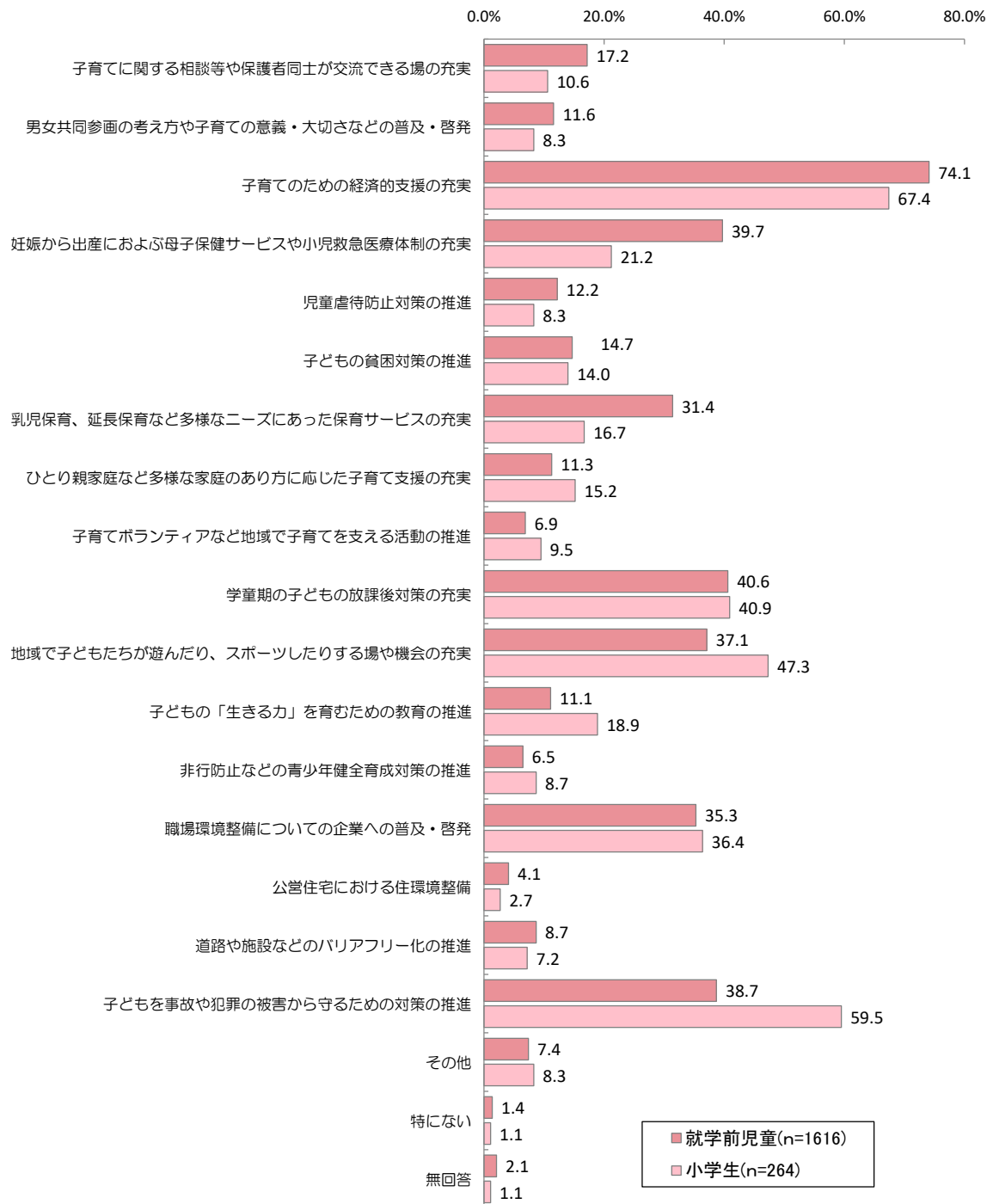
《 飯塚市の子育て環境に対する総合評価（子育てしやすいまちだと思うか） 》



【子どもを健やかに生み育てるために飯塚市に期待すること】

- ・子どもを健やかに生み育てるために飯塚市に期待することは、就学前児童では「子育てのための経済的支援の充実」（74.1%）の割合が7割を超えて最も高く、次いで「学童期の子ども放課後対策の充実」（40.6%）、「妊娠から出産におよぶ母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」（39.7%）、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」（38.7%）となっています。
- ・小学生では「子育てのための経済的支援の充実」（67.4%）と「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」（59.5%）の割合がそれぞれ6割～7割弱と高く、次いで「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」（47.3%）、「学童期の子ども放課後対策の充実」（40.9%）、「職場環境整備についての企業への普及・啓発」（36.4%）となっています。

《 子どもを健やかに生み育てるために飯塚市に期待すること 》（複数回答）



【飯塚市の子ども・子育てに関する取組の満足度】

- ・飯塚市の子ども・子育てに関する取組の満足度は、就学前児童では「④子育てに関する医療・保健体制の充実」（41.4％）の満足度が最も高くなっています。その他、「①相談体制や情報提供の充実」「②家事や子育てに関する意識啓発」「⑦地域で子育てを支える活動の推進」は、『満足』の割合が『不満』の割合を10ポイント以上上回っています。一方、「③子育てのための経済的支援」「⑪遊び場や文化・スポーツ・体験活動等の機会の提供」「⑭子どもを犯罪・事故から守る対策」は、『満足』の割合が『不満』の割合を10ポイント以上下回っています。
- ・小学生では「⑧放課後児童対策の充実」（34.1％）の満足度が最も高くなっています。その他、「①相談体制や情報提供の充実」「②家事や子育てに関する意識啓発」「⑦地域で子育てを支える活動の推進」は、『満足』の割合が『不満』の割合を10ポイント以上上回っています。一方、「③子育てのための経済的支援」「⑭子どもを犯罪・事故から守る対策」は、『満足』の割合が『不満』の割合を10ポイント以上下回っています。

《 飯塚市の子ども・子育てに関する取組の満足度 》

(%)

	就学前児童 (n=1616)			小学生 (n=264)		
	満足	不満	(満足・不満 差)	満足	不満	(満足・不満 差)
① 相談体制や情報提供の充実	30.3	10.3	<b>20.0</b>	25.7	6.8	<b>18.9</b>
② 家事や子育てに関する意識啓発	30.0	11.4	<b>18.6</b>	26.9	5.6	<b>21.3</b>
③ 子育てのための経済的支援	25.5	40.8	-15.3	19.0	48.1	-29.1
④ 子育てに関する医療・保健体制の充実	41.4	24.3	<b>17.1</b>	32.9	24.3	<b>8.6</b>
⑤ 保育サービスの確保・充実	21.1	29.7	-8.6	23.1	23.9	-0.8
⑥ 家庭状況に応じた子育て支援の充実	14.7	11.5	<b>3.2</b>	15.9	12.2	<b>3.7</b>
⑦ 地域で子育てを支える活動の推進	20.9	7.8	<b>13.1</b>	23.1	7.2	<b>15.9</b>
⑧ 放課後児童対策の充実	17.8	15.5	<b>2.3</b>	34.1	15.5	<b>18.6</b>
⑨ いじめや不登校等への対応の充実	8.5	11.9	-3.4	12.5	15.5	-3.0
⑩ 児童の状況に応じたきめ細やかな学校教育の充実	13.4	15.6	-2.2	21.2	24.6	-3.4
⑪ 遊び場や文化・スポーツ・体験活動等の機会の提供	17.5	29.2	-11.7	20.8	29.5	-8.7
⑫ 青少年健全育成対策の推進	9.7	7.8	<b>1.9</b>	10.9	6.8	<b>4.1</b>
⑬ 子育てにやさしい生活環境の整備	22.5	28.1	-5.6	17.4	14.0	<b>3.4</b>
⑭ 子どもを犯罪・事故から守る対策	12.5	26.2	-13.7	14.1	27.7	-13.6

※満足＝「満足」＋「どちらかといえば満足」

※不満＝「不満」＋「どちらかといえば不満」

### 3. 第1期計画の実施状況

#### 〔1〕教育・保育（1～3号）

就学前児童に対して、主に幼稚園や認可保育所、認定こども園等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援新制度において、1～3号の認定に基づく給付となりました。【計画書P3参照】

令和元年度現在、市内には幼稚園・認定こども園が13園、認可保育所が26園あります。

量の確保状況に対する利用量の実績をみると、1号認定（満3歳以上、幼稚園・認定こども園〔幼稚園部〕）は平成30年度で79.5%、2号認定（満3歳以上、保育所・認定こども園〔幼稚園部〕）は103.5%、3号認定（満3歳未満、保育所・認定こども園〔保育部〕）は、0歳が113.4%、1・2歳が109.5%となっています。特に、2・3号認定は100%近く、もしくはそれを上回る状況が続いています。

【教育・保育（1～3号）の状況】

		平成27年度					平成28年度										
		1号		2号		3号		1号		2号		3号					
		認定こども園		保育所		0歳		1・2歳		認定こども園		保育所		0歳		1・2歳	
		幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）		認可保育所		認定こども園（保育所部分）		幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）		認可保育所		認定こども園（保育所部分）					
実績	利用量	1,585	1,829	397	1,130	1,584	1,839	399	1,144								
	市内居住	1,569	239	1,569	395	1,117	1,570	241	1,589	395	1,128						
	他市町村	16	2	19	2	13	14	0	9	4	16						
	確保状況（人）	1,585	1,805	428	1,142	2,054	1,849	382	1,090								
	特定教育・保育施設	434	1,784	426	1,129	720	1,840	378	1,074								
	（確認を受けない幼稚園）	1,135				1,320											
	他市町村の子ども	16	2	19	2	13	14	0	9	4	16						
利用量／確保状況	100.0%	101.3%	92.8%	98.9%	77.1%	99.5%	104.5%	105.0%									

		平成29年度					平成30年度										
		1号		2号		3号		1号		2号		3号					
		認定こども園		保育所		0歳		1・2歳		認定こども園		保育所		0歳		1・2歳	
		幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）		認可保育所		認定こども園（保育所部分）		幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）		認可保育所		認定こども園（保育所部分）					
実績	利用量	1,498	1,886	412	1,195	1,462	2,009	439	1,231								
	市内居住	1,484	275	1,586	409	1,181	1,429	387	1,586	429	1,213						
	他市町村	14	0	25	3	14	33	0	25	10	18						
	確保状況（人）	2,029	1,865	381	1,088	1,839	1,941	387	1,124								
	特定教育・保育施設	890	1,840	378	1,074	1,006	1,907	377	1,106								
	（確認を受けない幼稚園）	1,120				800											
	他市町村の子ども	19	0	25	3	14	33	8	26	10	18						
利用量／確保状況	73.8%	101.1%	108.1%	109.8%	79.5%	103.5%	113.4%	109.5%									

		平成31年度 令和元年度 (見込み)							
		1号		2号		3号			
		認定こども園		保育所		0歳		1・2歳	
		幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）		認可保育所		認定こども園（保育所部分）			
実績	利用量	1,445	1,936	425	1,269				
	市内居住	1,381	343	1,559	420	1,261			
	他市町村	64	0	34	5	8			
	確保状況（人）	1,839	1,941	387	1,124				
	特定教育・保育施設	1,006	1,907	377	1,106				
	（確認を受けない幼稚園）	800							
	他市町村の子ども	33	8	26	10	18			
利用量／確保状況	78.6%	99.7%	109.8%	112.9%					



## 〔2〕地域子ども・子育て支援事業

### ①時間外保育事業

時間外保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日と利用時間以外の日時において、認定こども園、保育所等において、保育を実施する事業です。

令和元年度現在、市内の保育所等33園中27園で実施しています。平成30年度に実施する園が増加したことにより、利用者は931人に増加しました。

【時間外保育の実施状況】

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度 (見込み)
実績	利用量	人	768	647	798	931	1,544
	確保状況	か所	20	20	20	27	27
		人	1,200	1,200	1,200	1,620	1,620

### ②放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

令和元年度現在、市内の19小学校区中18小学校区・19施設で実施しています。平成30年度は2,032人が利用し、定員比は80.3%となっています。

【放課後健全育成事業の実施状況】

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度 (見込み)
実績	利用量	人	1,837	1,893	1,857	2,032	2,215
	確保状況(定員)	人	2,503	2,543	2,513	2,532	2,692
	定員比	%	73.4%	74.4%	73.9%	80.3%	82.3%

### ③子育て短期支援事業(ショートステイ)

子育て短期支援事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

令和元年度現在、チャイルドステイ事業(ショートステイ・トワイライトステイ)として「鞍手乳児院」への委託により実施しています。

【子育て短期支援事業の実施状況】

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度 (見込み)
実績	利用量	人日	20	1	8	1	12
	確保状況	人日	30	30	30	30	30

④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら子育て支援を行う事業です。

令和元年度現在、市内4か所で実施しています。延べ利用量は増加傾向にあり、平成30年度には22,590人となっています。

【地域子育て支援拠点事業の実施状況】

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度 (見込み)
実績	利用量	人回	17,541	21,874	21,715	22,590	22,060
	確保状況	人回	17,541	21,874	21,715	22,590	22,060

⑤一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

令和元年度現在、幼稚園児を対象とした一時預かりは、市内の幼稚園・認定こども園13園すべてが実施しています。実施か所数の増加の影響で、延べ利用量は増加傾向にあり、平成30年度は38,222人となっています。

保育所等での一時預かりは、令和元年度現在、市内の認可保育所等33園中16園で実施しています。平成30年度の延べ利用量は4,512人でした。

【一時預かり事業の実施状況】

		区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度 (見込み)	
実績	一時預かり事業 (幼稚園 在園児を 対象)	利用量	人日	13,843	15,358	30,358	38,222	44,273	
		確保状況	か所	4	4	7	11	13	
			人日	13,843	15,358	30,853	38,222	44,273	
	一時預かり事業 (その他)	利用量	人日	5,805	5,913	4,478	4,512	4,184	
		確保状況	人日	5,805	5,913	4,478	4,512	4,184	
			一時預かり事業 (幼稚園在園児を対象としたもの以外)	か所	16	16	16	16	16
			ファミサポ (病児・緊急対応強化事業を除く)	人日	5,589	5,766	4,254	4,431	4,098
			子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日	216	144	222	76	80
			人日	0	3	2	5	6	

※利用量及び確保状況は、幼稚園在園児対象分とその他(幼稚園在園児対象以外、子育て援助支援事業(就学前)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ))に分けて表記しています。

### ⑥病児保育事業

病児保育事業は、病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

令和元年度現在、委託施設1か所で実施しています。利用量は減少傾向にあり、平成30年度は152人となっています。

【病児保育事業の実施状況】

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度 (見込み)
実績	見込み量	人	303	235	199	152	179
	確保状況	か所	2	2	2	1	1
		人	349	295	307	291	179

### ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）[就学児]

子育て援助活動支援事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和元年度現在、民間委託により実施しています。平成30年度は、延べ87人が就学児による利用でした。

【子育て援助活動支援事業の実施状況】

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度 (見込み)
実績	利用量	人日	171	194	67	87	63
	確保状況	人日	171	194	67	87	63

### ⑧利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和元年度現在、子育て支援課と街なかひろばの計2か所で実施しています。

【利用者支援事業の実施状況】

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度 (見込み)
実績	利用量	か所	2	2	2	2	2
	確保状況	か所	2	2	2	2	2

⑨妊婦に対する健康診査

妊婦に対する健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本市では母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査の補助券（14回分）をあわせて交付し、医療機関（福岡県医師会会員医療機関）や助産所（福岡県助産師会会員助産所）等での受診を勧奨しています。

【妊婦に対する健康診査の実施状況】

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度 (見込み)
実績	利用量	人	13,795	13,725	13,778	12,513	12,645

⑩乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。平成30年度の訪問件数は778件でした。

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。平成30年度の訪問件数は161件でした。

【乳児家庭全戸訪問事業の実施状況】

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度 (見込み)
実績	利用量① 乳児家庭全戸訪問事業	件	932	938	874	778	863
	利用量② 養育支援訪問事業	件	126	103	104	161	120

〔3〕 その他子ども・子育て支援事業に係る施策

第1期計画期間中に関係各課で推進してきた進捗管理対象となっている108事業について、達成度を評価しました（S～D評価※）。

全体では、108事業中86事業（79.6%）がA評価以上となっており、概ね高い達成度で事業を推進できています。

一方で、評価がC評価以下の事業は、3事業（2.8%）でした。該当事業は、「乳児院の設置」「離乳食教室」「休日等子育て支援事業」となっています。

【その他子ども・子育て支援事業に係る施策の達成度の状況（平成30年度）】

基本的視点	主要課題	達成度別 事業数					事業数 合計	
		S評価	A評価	B評価	C評価	D評価		
1 国の基本指針における「市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項」	(1)産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保	0	0	1	0	0	1	
	(2)児童虐待の防止	5	5	4	2	0	16	
	(3)ひとり親家庭の自立支援の推進	0	5	1	0	0	6	
	(4)障がい児などの支援	4	11	3	0	0	18	
	(5)「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進	0	0	1	0	0	1	
	計	9	21	10	2	0	42	
2 その他の関連施策〔本市独自項目〕	子どもの人権尊重と「最善の利益」の実現	(1)人権教育等	0	4	1	0	0	5
		(2)思春期保健・青少年健全育成対策	0	1	0	0	0	1
		(3)いじめ・不登校・非行等対策	0	5	1	0	0	6
		(4)有害環境や犯罪から子どもを守る取組	0	2	0	0	0	2
		計	0	12	2	0	0	14
	すべての子ども・子育て家庭の支援	(1)子育てしやすい地域づくり(情報や交流の場の提供、地域人材の育成)	1	5	0	0	0	6
		(2)就学前の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等	1	8	3	1	0	13
		(3)子どもの居場所や体験活動の場づくり	1	5	1	0	0	7
		(4)教育環境の整備	0	3	0	0	0	3
		(5)その他の支援	0	1	0	1	0	2
	計	3	22	4	2	0	31	
	質の高い教育・保育や子育て支援の提供	(1)就学前の教育・保育の内容の充実	0	8	3	0	0	11
		(2)学校教育の内容の充実	0	14	2	0	0	16
		(3)子育てにやさしい生活環境づくり	0	3	0	0	0	3
		計	0	25	5	0	0	30
総計	全事業	12	80	21	4	0	117	
	全事業(重複する事業を除いた場合)	8 (7.4%)	78 (72.2%)	19 (17.6%)	3 (2.8%)	0 (0.0%)	108 (100%)	

資料／子育て支援課

※S評価：101%～、A評価：81～100%、B評価：51～80%、C評価：11～50%、D評価：0～10%

#### 4. 飯塚市の今後の課題の整理

##### 〔1〕少子化の進行

第1期計画期間中（平成27～令和元年度）の人口の推移をみると、生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、それに伴って少子化が進行しており、今後もその傾向が続くことが見込まれます。

今後、少子化の進行に歯止めをかけるためにも、子どもを産み、育てやすい環境づくり、結婚・妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の充実が求められます。

##### 〔2〕教育・保育事業、地域子育て支援事業の適切な給付

ニーズ調査結果から、就労している母親の増加に伴い、共働き家庭の割合が平成25年度調査と比較して増加していることがわかりました。このような就労状況の変化は、保育ニーズの増大させる可能性があります。

第1期計画では、中間年度である平成29年度に、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策について見直しを行った経緯があります。（見直しを実施した事業：教育・保育、一時預かり事業、利用者支援事業）

さらに、令和元年10月より、3～5歳までのすべての子どもと0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育所・認定こども園の費用を無償化する措置が開始されます。

このような状況を踏まえて第2期計画では、第1期計画期間中の利用実績や今後の人口推計をもとに、過不足なく事業を提供できるように、適切に量を見込む必要があります。

##### 〔3〕教育・保育事業、地域子育て支援事業の質の向上

各種事業の利用量を適切に見込み、ニーズに対して過不足なく事業を提供するだけでなく、各種事業の提供内容の質の向上を図ることも重要です。しかし、教育・保育施設等に対して、教育や保育内容・指導方法等に関する助言等を行う体制は必ずしも十分でない現状があります。

事業の量的確保・質的向上の両面の核となるのは人材であることから、幼児教育や保育に関する専門的知見や豊富な実践経験を有する者を配置し、訪問指導を行うなどして事業の質の更なる向上を図る体制の構築、また、幼稚園教諭や保育士等の人員確保対策も重要な課題であるといえます。

##### 〔4〕ひとり親世帯の支援

本市のひとり親世帯は、平成22年から平成27年にかけて約6,000世帯でほぼ横ばいに推移していますが、市の全世帯の約1割を占めています。

現在、市では市営住宅への優先入居をはじめ、自立支援や日常生活支援、医療費助成、放課後児童クラブの利用料減免などを実施しています。

今後も、幅広い問題に対処するために、自立支援員や生活支援員の質の向上を図っていく

必要があります。

### 〔5〕 経済的支援の充実

ニーズ調査では、市の子ども・子育てに関する取組の満足度において、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、「子育てのための経済的支援」について、『不満』の割合が『満足』の割合を上回っていました。

また、子どもを健やかに生み育てるために飯塚市に期待することとして、「子育てのための経済的支援の充実」の割合が就学前児童保護者・小学生保護者ともに過半数を超えて高くなっています。

家計に占める子育てのコストの負担が過重にならないよう、ニーズに応じた経済的支援措置を検討していく必要があります。

### 〔6〕 遊び場や文化・スポーツ・体験活動等の機会の提供

ニーズ調査では、市の子ども・子育てに関する取組の満足度において、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、「遊び場や文化・スポーツ・体験活動等の機会の提供」について、『不満』の割合が『満足』の割合を上回っていました。

また、子どもを健やかに生み育てるために飯塚市に期待することとして、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツをしたりする場や機会の充実」の割合が小学生保護者で特に高く、半数近くとなっています。

第2期計画では、乳幼児の親子や小学生同士が集える居場所づくり・遊び場づくり、文化芸術の鑑賞や自然体験・スポーツ大会等の機会提供などを推進していく必要があります。

### 〔7〕 子どもを犯罪・事故から守る対策

ニーズ調査では、市の子ども・子育てに関する取組の満足度において、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、「子どもを犯罪・事故から守る対策」について、『不満』の割合が『満足』の割合を上回っていました。

また、子どもを健やかに生み育てるために飯塚市に期待することとして、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」の割合が小学生保護者で特に高く、過半数を超えて高くなっています。

第2期計画では、地域全体で子どもを見守り、虐待やその他犯罪被害を未然に防ぐ環境の整備や、危険な道路の把握・安全な道路環境の整備を推進していく必要があります。





---

## 第3章

### 計画の基本理念と基本的視点

---



## 第3章 計画の基本理念と基本的視点

### 1. 計画の基本理念

#### 【計画の基本理念】

みんなでつくる  
すべての子どもが笑顔で暮らせるまち  
いづか

本計画では、第1期飯塚市子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「みんなでつくる すべての子どもが笑顔で暮らせるまち いづか」を継承します。そして、すべての子どもの最善の利益の実現を目指すとともに、本市が子育てしやすいまちとして若者や子育て世代に選ばれていくために、家庭、地域、学校、幼児教育・保育サービス事業者、企業、行政等の各主体が連携・協働しながら、関連施策を推進していきます。

なお、国では、平成6年に子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に批准しました。この条約では、①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利の大きく4つの権利がうたわれています。本市においても、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」をはじめ、子ども・子育て支援法や児童虐待防止法等の法律及び基本指針に基づき、安心して子どもを育て、子どもが夢を持って笑顔で健やかに成長することができるまちづくりを推進していきます。そのためには、家庭その他の場において、乳児期の愛着形成や幼児期的人格形成の基礎作りといった子どもの育ちや、子育ての意義について理解が深められ、かつ、保護者が子どもの成長や子育てに伴う喜びが実感できる支援を進めます。さらに次代を担う子どもたちへの最善の利益を保障しながら、子ども一人ひとりが地域みんなに支えられ、心身ともに健やかに成長できるための支援を進めます。

また、このような基本理念に基づき、子育てしやすいまちを作ることは、これから結婚や出産、子育てを行う世代にとって魅力あるまちを作ることに繋がります。これは今後も人口減少と少子高齢化の進行が見込まれる本市において、若者の定住促進のための取組として非常に重要です。本計画はこのような市全体の活性化対策としての側面も有する計画として、推進していきます。

## 2. 計画の基本的視点

### 〔1〕子どもの人権を尊重し、その「最善の利益」の実現をめざします

子ども・子育て支援新制度は「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすことを基本としています。この新制度の理念も踏まえつつ、子どもの人権を尊重し、最善の利益が実現されることで、本市のすべての子どもが笑顔で暮らせるまちをめざします。

### 〔2〕すべての子ども・子育て家庭を支援します

子どもの養育は、まず保護者に責任があることを前提としつつも、障がいや疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもと子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを前提として取り組みます。

### 〔3〕社会全体で、質の高い教育・保育や子育て支援を提供していきます

新制度により、就学前児童を中心とした教育・保育や子育て支援のあり方が大きく変わります。新制度下においても、教育・保育施設等の事業者や地域等と連携・協働しながら、子ども・子育て家庭に対して、質の高いサービスが提供できるよう、基盤整備やサービスの質の向上に取り組みます。

### 〔4〕「仕事と生活の調和」の実現に向けて取り組みます

男女がともに子育ての喜びを実感しながら働くことができるよう、国・県や企業等と連携しながら、長時間労働の是正、男性の育児休業の取得促進などの働き方の見直しをはじめとした「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する広報啓発など、地域の実情に応じた取り組み、男性の家事・育児への関わりの支援・促進を推進します。

---

## 第4章

# 幼児期の教育・保育、 地域子ども・子育て支援事業に係る 量の見込みと確保の方策

---



## 第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

### 1. 教育・保育提供区域の設定

#### 〔1〕教育・保育提供区域について

幼児期の教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を記載することとなっています。

#### 〔2〕本市における教育・保育提供区域

本市の提供区域については、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが地理的に可能であることから、社会的条件や教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育等をはじめとした主要事業については「市全域」とします。

放課後児童健全育成事業については、現在の児童クラブの状況や、児童が安全に通える範囲等を考慮し、「小学校区」を提供区域とします。

「地域子育て支援拠点事業」については、保護者が身近な地域で子育てに係る情報提供や相談等を行えるよう、現在の地域子育て支援センター等の配置状況等を勘案して、5地区をブロックとして、提供区域とします。

【提供区域の設定】

事業名		提供区域		
		全市	ブロック (※)	小学校区
教育・保育		○		
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業	○		
	放課後児童健全育成事業			○
	子育て短期支援事業	○		
	地域子育て支援拠点事業		○	
	一時預かり事業	○		
	病児保育事業	○		
	子育て援助活動支援事業	○		
	利用者支援事業	○		
	妊婦に対する健康診査	○		
	乳児家庭全戸訪問事業	○		
	養育支援訪問事業	○		
	実費徴収にかかる補足給付を行う事業	○		
	多様な主体が参画することを促進するための事業	○		

(※) ブロック：飯塚地区・穂波地区・筑穂地区・庄内地区・穎田地区

2. 教育・保育（1～3号）

提供区域：全市

【事業内容】

- ・就学前児童に対して、主に幼稚園や認可保育所、認定こども園等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援新制度において、1～3号の認定に基づく給付となります。
- ・令和元年度現在、市内には幼稚園・認定こども園が13園、認可保育所が26園あります。
- ・量の見込みと確保の方策は、1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は教育の利用希望の有無で、3号認定は0歳と1・2歳にそれぞれ区分して整理することとされています。

【量の確保方策】

- ・1号認定・2号認定・3号認定いずれも受け入れ可能見込み数の範囲内に収まる見込みです。今後も、供給不足が発生しないよう、ニーズへの対応を図ります。

※次頁以降の「量の見込みと確保の内容」参照

- ・なお、国の指針により本計画の必須記載事項とされている3号認定における保育利用率（満3歳未満の子どもの全体数に占める保育利用定員の割合）については、次頁以降に示す年度ごとの「量の見込みと確保の内容」から以下のとおりとなります。

【3号認定における保育利用率】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
推計人口（0～2歳）【ア】	2,990人	2,878人	2,791人	2,718人	2,655人
3号認定の利用定員数（※） 【イ】	1,986人	2,049人	2,061人	2,080人	2,080人
保育利用率【イ／ア】	66.4%	71.2%	73.8%	76.5%	78.3%

※次頁以降の「量の見込みと確保の内容」中の確保方策B・Cの合計値



第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策  
2. 教育・保育（1～3号）

【量の見込みと確保の内容】

年度 認定区分  量の見込み 確保の内容	平成30年度（実績）				
	1号	2号		3号	
		幼児期の教育 の利用希望が 強い	それ以外	0歳	1、2歳
	幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分）		認可保育所・ 認定こども園（保育所部分）		
実績 （教育：5月1日現在、 保育：4月1日現在）	1,462人	2,009人		439人	1,231人
		395人	1,614人		
（他市町村の子ども）	33人	8人	26人	10人	18人

年度 認定区分  量の見込み 確保の内容	令和2年度						
	1号	2号		3号			
		幼児期の教育の 利用希望が強い	それ以外	0歳	1、2歳		
	幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分）		認可保育所・ 認定こども園（保育所部分）				
量の見込み	市内居住の子ども	1,433人	1,869人		511人	1,354人	
			331人	1,538人			
	（他市町村の子ども）	20人	2人	21人	5人	12人	
	計【A】	1,453人	1,892人		516人	1,366人	
確保方策	（既存分）	特定教育・保育施設	966人	1,938人		491人	1,375人
		（確認を受けない幼稚園）	800人				
		（他市町村の子ども）	20人	2人	21人	5人	12人
		特定地域型保育事業				25人	56人
		計【B】	1,786人	1,961人		521人	1,443人
		差【B-A】	333人	69人		5人	77人
	（整備分）	特定教育・保育施設 （施設整備・定員増等） 【C】	▲10人	18人		8人	14人
差【B+C-A】		323人	87人		13人	91人	

第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策  
2. 教育・保育（1～3号）

年度 認定区分		令和3年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の教育の 利用希望が強い	それ以外	0歳	1、2歳	
		量の見込み 確保の内容		幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分）		認可保育所・ 認定こども園（保育所部分）	
量の 見込み	市内居住の子ども	1,401人	1,831人		518人	1,393人	
			324人	1,507人			
	(他市町村の子ども)	20人	2人	21人	5人	12人	
	計【A】	1,421人	1,854人		523人	1,405人	
確保 方策	(既存分)	特定教育・保育施設	956人	1,956人		499人	1,389人
		(確認を受けない幼稚園)	800人				
		(他市町村の子ども)	20人	2人	21人	5人	12人
		特定地域型保育事業				25人	56人
		計【B】	1,776人	1,979人		529人	1,457人
	差【B-A】	355人	125人		6人	52人	
	(整備分)	特定教育・保育施設 (施設整備・定員増等) 【C】	▲26人	94人		15人	48人
	差【B+C-A】	329人	219人		21人	100人	

年度 認定区分		令和4年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の教育の 利用希望が強い	それ以外	0歳	1、2歳	
		量の見込み 確保の内容		幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分）		認可保育所・ 認定こども園（保育所部分）	
量の 見込み	市内居住の子ども	1,369人	1,746人		526人	1,434人	
			309人	1,437人			
	(他市町村の子ども)	20人	2人	21人	5人	12人	
	計【A】	1,389人	1,769人		531人	1,446人	
確保 方策	(既存分)	特定教育・保育施設	930人	2,050人		514人	1,437人
		(確認を受けない幼稚園)	800人				
		(他市町村の子ども)	20人	2人	21人	5人	12人
		特定地域型保育事業				25人	56人
		計【B】	1,750人	2,073人		544人	1,505人
	差【B-A】	361人	304人		13人	59人	
	(整備分)	特定教育・保育施設 (施設整備・定員増等) 【C】	▲30人	▲7人		2人	10人
	差【B+C-A】	331人	297人		15人	69人	

第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策  
2. 教育・保育（1～3号）

年度 認定区分		令和5年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の教育の 利用希望が強い	それ以外	0歳	1、2歳	
		量の見込み 確保の内容		幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分）		認可保育所・ 認定こども園（保育所部分）	
量の 見込み	市内居住の子ども	1,314人	1,673人		534人	1,474人	
			296人	1,377人			
	（他市町村の子ども）	20人	2人	21人	5人	12人	
	計【A】	1,334人	1,696人		539人	1,486人	
確保 方策	（既 存 分）	特定教育・保育施設	900人	2,043人		516人	1,447人
		（確認を受けない幼稚園）	800人				
		（他市町村の子ども）	20人	2人	21人	5人	12人
		特定地域型保育事業				25人	56人
		計【B】	1,720人	2,066人		546人	1,515人
	差【B-A】	386人	370人		7人	29人	
	（整 備 分）	特定教育・保育施設 （施設整備・定員増等） 【C】	0人	0人		3人	16人
差【B+C-A】		386人	370人		10人	45人	

年度 認定区分		令和6年度					
		1号	2号		3号		
			幼児期の教育の 利用希望が強い	それ以外	0歳	1、2歳	
		量の見込み 確保の内容		幼稚園・ 認定こども園（幼稚園部分）		認可保育所・ 認定こども園（保育所部分）	
量の 見込み	市内居住の子ども	1,264人	1,611人		543人	1,516人	
			285人	1,326人			
	（他市町村の子ども）	20人	2人	21人	5人	12人	
	計【A】	1,284人	1,634人		548人	1,528人	
確保 方策	（既 存 分）	特定教育・保育施設	900人	2,043人		519人	1,463人
		（確認を受けない幼稚園）	800人				
		（他市町村の子ども）	20人	2人	21人	5人	12人
		特定地域型保育事業				25人	56人
		計【B】	1,720人	2,066人		549人	1,531人
	差【B-A】	436人	432人		1人	3人	
	（整 備 分）	特定教育・保育施設 （施設整備・定員増等） 【C】	0人	0人		0人	0人
差【B+C-A】		436人	432人		1人	3人	

### 3. 地域子ども・子育て支援事業

#### 〔1〕時間外保育事業 提供区域：全市

##### 【事業内容】

- ・保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日と利用時間以外の日時において、保育所、認定こども園等において、保育を実施する事業です。
- ・令和元年度現在、市内の保育所等 33 園中 27 園で実施しています（延長保育事業／最長 19 時 30 分まで）。

##### 【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	931 人	1,456 人	1,414 人	1,359 人	1,313 人	1,273 人
②確保の内容	- (27 園)	1,620 人 (27 園)	1,620 人 (27 園)	1,620 人 (27 園)	1,620 人 (27 園)	1,620 人 (27 園)
差 (②-①)	-	164 人	206 人	261 人	307 人	347 人

※令和2年度以降の確保の内容は年間最大利用可能数

##### 【量の確保方策】

- ・教育・保育における3号認定者の増加と連動して利用者の増加が見込まれます。利用ニーズに十分対応できる供給体制の確保に努めます。

〔2〕放課後児童健全育成事業 **提供区域：小学校区**

【事業内容】

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
- ・令和元年度現在、市内 19 小学校区中 18 小学校区・19 施設で実施しています（八木山小学校区の児童は飯塚鎮西児童クラブで対応）。

《市全体》

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	2,032 人	2,244 人	2,230 人	2,233 人	2,200 人	2,160 人
②確保の内容	2,532 人	2,692 人	2,692 人	2,692 人	2,692 人	2,692 人
差 (②-①)	500 人	448 人	462 人	459 人	492 人	532 人

※確保の内容の人数は児童クラブ定員数（以下、同じ）

【量の確保方策】

- ・放課後児童健全育成事業の提供区域を小学校区単位とし、校区ごとに量の見込みと確保方策を定めます（次頁以降参照）。

【放課後子ども教室との連携】

- ・平成 30 年 9 月に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的、または連携での実施の推進を目指しています。本市でも、児童クラブがあるすべての小学校区で、余裕教室等を活用しつつ、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室を一体的、または連携して実施します。

《提供区域（小学校区）別》

① 伊岐須 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	199人	207人	205人	206人	203人	199人
二瀬	-	104人	103人	103人	102人	100人
伊岐須	-	103人	102人	103人	101人	99人
②確保の内容	240人	240人	240人	240人	240人	240人
二瀬	-	120人	120人	120人	120人	120人
伊岐須	-	120人	120人	120人	120人	120人
差(②-①)	41人	33人	35人	34人	37人	41人

【量の確保方策】

- 令和元年度現在、二瀬児童クラブは定員120人（集会室2室、支援員5人）、伊岐須児童クラブ定員120人（集会室3室、支援員6人）で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

② 幸袋 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	149人	157人	156人	156人	154人	151人
②確保の内容	180人	180人	180人	180人	180人	180人
差(②-①)	31人	23人	24人	24人	26人	29人

【量の確保方策】

- 令和元年度現在、定員180人（集会室3室、支援員7人）で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

③ 立岩 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	201人	237人	236人	236人	232人	228人
②確保の内容	265人	265人	265人	265人	265人	265人
差(②-①)	64人	28人	29人	29人	33人	33人

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員265人(集会室5室、支援員10人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

④ 飯塚東 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	137人	177人	176人	176人	174人	171人
②確保の内容	210人	210人	210人	210人	210人	210人
差(②-①)	73人	33人	34人	34人	36人	39人

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員210人(集会室3室、支援員9人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

⑤ 飯塚 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	85人	96人	96人	96人	94人	93人
②確保の内容	111人	111人	111人	111人	111人	111人
差(②-①)	26人	25人	25人	25人	27人	28人

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員111人(集会室2室、支援員4人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策  
 3. 地域子ども・子育て支援事業

⑥ 菰田 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	54人	65人	64人	65人	64人	62人
②確保の内容	75人	75人	75人	75人	75人	75人
差(②-①)	21人	10人	11人	10人	11人	13人

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員75人(集会室1室、支援員3人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

⑦ 鯉田 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	47人	64人	63人	63人	63人	61人
②確保の内容	104人	104人	104人	104人	104人	104人
差(②-①)	57人	40人	41人	41人	41人	43人

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員104人(集会室2室、支援員4人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

⑧ 片島 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	119人	141人	140人	140人	138人	136人
②確保の内容	170人	170人	170人	170人	170人	170人
差(②-①)	51人	29人	30人	30人	32人	34人

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員170人(集会室3室、支援員7人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。



⑨ 飯塚鎮西 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	167人	191人	190人	191人	188人	184人
②確保の内容	220人	220人	220人	220人	220人	220人
差(②-①)	53人	29人	30人	29人	32人	36人

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員220人(集会室4室、支援員8人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

⑩ 庄内 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	179人	181人	180人	180人	178人	175人
②確保の内容	216人	216人	216人	216人	216人	216人
差(②-①)	37人	35人	36人	36人	38人	41人

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員216人(集会室4室、支援員9人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

⑪ 穎田 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	76人	83人	83人	83人	81人	80人
②確保の内容	95人	95人	95人	95人	95人	95人
差(②-①)	19人	12人	12人	12人	14人	15人

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員95人(集会室2室、支援員4人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策  
 3. 地域子ども・子育て支援事業

⑫ 上穂波 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	79人	79人	79人	79人	77人	76人
②確保の内容	100人	100人	100人	100人	100人	100人
差(②-①)	21人	21人	21人	21人	23人	24人

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員100人（集会室2室、支援員5人）で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

⑬ 大分 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	49人	57人	56人	56人	56人	55人
②確保の内容	65人	65人	65人	65人	65人	65人
差(②-①)	16人	8人	9人	9人	9人	10人

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員65人（集会室1室、支援員3人）で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

⑭ 内野 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	17人	21人	21人	21人	21人	20人
②確保の内容	32人	32人	32人	32人	32人	32人
差(②-①)	15人	11人	11人	11人	11人	12人

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員32人（集会室1室、支援員3人）で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

⑮ 穂波東 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	213人	220人	219人	219人	215人	212人
②確保の内容	255人	255人	255人	255人	255人	255人
差(②-①)	42人	35人	36人	36人	40人	43人

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員255人(集会室5室、支援員11人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

⑯ 若菜 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	124人	114人	114人	114人	112人	110人
②確保の内容	164人	164人	164人	164人	164人	164人
差(②-①)	40人	50人	50人	50人	52人	54人

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員164人(集会室3室、支援員6人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

⑰ 椋本 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	104人	115人	114人	114人	112人	110人
②確保の内容	135人	135人	135人	135人	135人	135人
差(②-①)	31人	20人	21人	21人	23人	25人

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員135人(集会室2室、支援員5人)で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策  
3. 地域子ども・子育て支援事業

---

⑩ 高田 小学校区

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	33人	39人	38人	38人	38人	37人
②確保の内容	55人	55人	55人	55人	55人	55人
差(②-①)	22人	16人	17人	17人	17人	18人

【量の確保方策】

- ・令和元年度現在、定員55人（集会室1室、支援員3人）で対応しています。今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

〔3〕 子育て短期支援事業（ショートステイ） **提供区域：全市**

【事業内容】

- ・ 保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった就学前児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
- ・ 令和元年度現在、チャイルドステイ事業（ショートステイ・トワイライトステイ）として「鞍手乳児院」への委託により実施しています（定員 30 人、実施体制 35 人）。平成 30 年度の利用は 1 人日に留まっています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1人日	30人日	29人日	28人日	27人日	26人日
②確保の内容	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日
差(②-①)	29人日	0人日	1人日	2人日	3人日	4人日

【量の確保方策】

- ・ 現在の委託施設 1 か所（鞍手乳児院）の定員及び実施体制の維持に努めます。

〔4〕地域子育て支援拠点事業 **提供区域：ブロック**

【事業内容】

- ・親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら子育て支援を行う事業です。
- ・令和元年度現在、市内4か所で実施しています（地域子育て支援センター3か所、街なかひろば1か所）。

《市全体》

【量の見込みと確保の内容】

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	22,590 人回	29,864 人回	28,745 人回	27,876 人回	27,147 人回	26,518 人回
②確保の内容	-	29,864 人回	28,745 人回	27,876 人回	27,147 人回	26,518 人回
差(②-①)	-	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

※①量の見込み=②確保の内容とする

【量の確保方策】

- ・地域子育て支援拠点事業の提供区域をブロック単位とし、ブロックごとに量の見込みと確保方策を定めます。
- ・量の確保方策については、令和5年度を目途に穂波ブロックに1か所開設して、市内5か所（各ブロックごと1か所）での実施とし、低年齢児に留まらず、広く就学前児童を中心とした利用ニーズに対応できる体制の維持に努めます。

《提供区域（ブロック区）別》

① 飯塚 ブロック

【量の見込みと確保の内容】

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15,316 人回	20,417 人回	19,652 人回	19,057 人回	15,338 人回	14,983 人回
②確保の内容	15,316 人回	20,417 人回	19,652 人回	19,057 人回	15,338 人回	14,983 人回
差(②-①)	-	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

※①量の見込み=②確保の内容とする

【量の確保方策】

- ・飯塚ブロックには、現在「街なか子育てひろば」で地域子育て支援拠点事業を実施しており、今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

## ② 穂波 ブロック

### 【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	-	0人回	0人回	0人回	3,258人回	3,182人回
②確保の内容	-	0人回	0人回	0人回	3,258人回	3,182人回
差(②-①)	-	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

※①量の見込み=②確保の内容とする

### 【量の確保方策】

- ・穂波ブロックには、現在、地域子育て支援拠点事業の実施拠点がありません。令和5年度を目途に穂波ブロックに設置し、ニーズに対応していきます。

## ③ 筑穂 ブロック

### 【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	880人回	1,330人回	1,281人回	1,242人回	1,222人回	1,193人回
②確保の内容	880人回	1,330人回	1,281人回	1,242人回	1,222人回	1,193人回
差(②-①)	-	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

※①量の見込み=②確保の内容とする

### 【量の確保方策】

- ・筑穂ブロックでは、現在、「筑穂子育て支援センター」で地域子育て支援拠点事業を実施しており、今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

## ④ 庄内 ブロック

### 【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	3,328人回	4,143人回	3,987人回	3,867人回	3,800人回	3,713人回
②確保の内容	3,328人回	4,143人回	3,987人回	3,867人回	3,800人回	3,713人回
差(②-①)	-	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

※①量の見込み=②確保の内容とする

### 【量の確保方策】

- ・庄内ブロックでは、現在、「庄内子育て支援センター」で地域子育て支援拠点事業を実施しており、今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。

第4章 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策  
3. 地域子ども・子育て支援事業

---

⑤ 穎田 ブロック

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	3,066 人回	3,974 人回	3,825 人回	3,710 人回	3,529 人回	3,447 人回
②確保の内容	3,066 人回	3,974 人回	3,825 人回	3,710 人回	3,529 人回	3,447 人回
差 (②-①)	-	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

※①量の見込み=②確保の内容とする

【量の確保方策】

- ・ 穎田ブロックでは、現在、「穎田子育て支援センター」で地域子育て支援拠点事業を実施しており、今後も現状の体制を維持し、ニーズに対応していきます。



〔5〕一時預かり事業 **提供区域：全市**

【事業内容】

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
- ・量の見込みは、「幼稚園在園児を対象とした一時預かり」と「幼稚園在園児を対象としたもの以外の一時預かり、子育て援助支援事業、子育て短期支援事業」に分けて算出することとされています。

① 一時預かり事業（幼稚園在園児を対象）

【事業内容】

- ・幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業です。
- ・幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、令和元年度現在、市内の幼稚園・認定こども園 13 園すべてが実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	38,222 人日	39,993 人日	39,109 人日	38,043 人日	36,502 人日	35,119 人日
1号認定による利用		32,489 人日	31,763 人日	31,038 人日	29,791 人日	28,657 人日
2号認定による利用		7,504 人日	7,346 人日	7,005 人日	6,711 人日	6,462 人日
②確保の内容	-	39,993 人日	39,109 人日	38,043 人日	36,502 人日	35,119 人日
	(11 園)	(15 園)	(16 園)	(16 園)	(16 園)	(16 園)
差 (②-①)	-	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※①量の見込み=②確保の内容とする

※確保の内容の 16 園は幼稚園 6 園・認定こども園 10 園

【量の確保方策】

- ・現在の供給体制（幼稚園・認定こども園 13 園）に加え、令和 2 年度及び令和 3 年度に保育所から認定こども園へ移行予定である 3 園（令和 2 年度 2 園、令和 3 年度 1 園）の計 16 園で利用ニーズに対応していきます。

② 一時預かり事業（幼稚園在園児を対象としたもの以外）、子育て援助支援事業、  
 子育て短期支援事業

【事業内容】

- ・就学前児童全般を対象とした保育所等での一時預かり、子育て援助活動支援事業での一時預かり、子育て短期支援事業による一時預かり事業です。
- ・保育所等での一時預かりは、令和元年度現在、市内の認可保育所等 33 園中 16 園で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	4,512 人日	4,377 人日	4,212 人日	4,083 人日	3,976 人日	3,883 人日
②確保の内容	-	4,377 人日	4,212 人日	4,083 人日	3,976 人日	3,883 人日
一時預かり事業 (幼稚園在園児を対象と したものの以外)	-  (16 園)	4,291 人日  (最大利用可能数 24,000 人日)  (16 園)	4,126 人日  (最大利用可能数 24,000 人日)  (16 園)	3,997 人日  (最大利用可能数 24,000 人日)  (16 園)	3,890 人日  (最大利用可能数 24,000 人日)  (16 園)	3,797 人日  (最大利用可能数 24,000 人日)  (16 園)
子育て援助活動支援 事業(病児・緊急対応強 化事業を除く)	-	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日	80 人日
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	-	6 人日	6 人日	6 人日	6 人日	6 人日
差(②-①)	-	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※令和元年度以降の一時預かり事業の確保の内容(最大利用可能数)

【量の確保方策】

- ・現在の供給体制(市内の認可保育所等 16 園)を維持し、利用ニーズに対応していきます。

〔6〕 病児保育事業 **提供区域：全市**

【事業内容】

- ・ 病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。
- ・ 令和元年度現在、市内1か所（定員合計6人）の医療機関への委託により実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	152人日	179人日	174人日	167人日	161人日	156人日
②確保の内容	- (1か所)	1,440人 日 (1か所)	1,440人 日 (1か所)	1,440人 日 (1か所)	1,440人 日 (1か所)	1,440人 日 (1か所)
差(②-①)	-	1,261人 日	1,266人 日	1,273人 日	1,279人 日	1,284人 日

【量の確保方策】

- ・ 現在の供給体制を維持し、利用ニーズに対応していきます。  
なお、利用者の利便性向上や流行性疾患・感染症等に対応するため、関係機関と連携し、将来的な増設に向けた協議・検討を行います。

〔7〕 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〔就学児〕 **提供区域：全市**

【事業内容】

- ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みについては、就学前児童（0～5歳）分は、前述の「一時預かり事業」として見込み、就学児（6～11歳）分は別途見込むこととされていることから、ここでは「就学児分」を整理しています。
- ・令和元年度現在、民間委託により実施しています。平成30年度は、延べ87人が就学児による利用でした。

【量の見込みと確保の内容】

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	87人日	69人日	69人日	69人日	68人日	67人日
②確保の内容	87人日	69人日	69人日	69人日	68人日	67人日
差(②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※①量の見込み=②確保の内容とする

【量の確保方策】

- ・就学児の利用については今後も現在と同程度の利用を想定しており、委託先と連携して、就学前児童も含め利用ニーズに対応できる体制の維持・充実に努めます。

〔8〕利用者支援事業 **提供区域：全体**

【事業内容】

- ・子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

＜事業の概要＞

主な事業	総合的な利用支援	子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」
	地域連携	子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等
類型 (いずれかを選択)	基本型	「利用者支援」と「地域連携」をともに実施する形態 主として行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用(例：地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)
	特定型	主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については行政がその機能を果たす(例：横浜市「保育コンシェルジュ事業」)
	母子保健型	子育て世代包括支援センター 妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応

【量の見込みと確保の内容】

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み (=②確保 の内容)	全体	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	基本型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【量の確保方策】

- ・街なか子育てひろば(基本型)と市役所子育て支援課(特定型)、子育て世代包括支援センター(母子保健型)の3か所において実施します。

〔9〕妊婦に対する健康診査 **提供区域：全市**

【事業内容】

- ・妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
- ・本市では母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査の補助券（14回分）をあわせて交付し、医療機関（福岡県医師会会員医療機関）や助産所（福岡県助産師会会員助産所）等での受診を勧奨しています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	12,513人	13,328人	12,908人	12,614人	12,306人	12,026人
②確保の内容	12,513人	13,328人	12,908人	12,614人	12,306人	12,026人
差(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※①量の見込み＝②確保の内容とする

【量の確保方策】

- ・今後も母子健康手帳交付時の健診補助券交付を継続するとともに、受診勧奨に努めます。

〔10〕乳児家庭全戸訪問事業 **提供区域：全市**

【事業内容】

- ・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
- ・本市では、平成23年4月から「赤ちゃんすくすく元気訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）」として実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	778人	952人	922人	901人	879人	859人
②確保の内容	778人	952人	922人	901人	879人	859人
差(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※①量の見込み＝②確保の内容とする

【量の確保方策】

- ・対象乳児のいる家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

〔11〕 養育支援訪問事業 **提供区域：全市**

【事業内容】

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
- ・本市では、平成23年8月から「赤ちゃんすくすく元気訪問事業（養育支援訪問事業）」として実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	161人	190人	189人	180人	176人	172人
②確保の内容	161人	190人	189人	180人	176人	172人
差(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※①量の見込み＝②確保の内容とする

【量の確保方策】

- ・対象乳幼児のいる家庭・若年出産等養育支援が必要な家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

〔12〕 実費徴収にかかる補足給付を行う事業 **提供区域：全市**

【事業内容】

- ・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
- ・今後、国から提示される事業の内容を踏まえて、対象者数や事業の効果等を勘案しながら、事業の実施について検討していきます。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

〔13〕多様な主体が参画することを促進するための事業 **提供区域：全市**

【事業内容】

- ・教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。
  - ・今後、国から提示される事業の内容を踏まえつつ、地域の教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施について検討していきます。
- ※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。



## 4. 幼児期の教育・保育の一体的提供等の推進策

### 〔1〕認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化等により、幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。

本市では、特に0～2歳の低年齢児の新たな教育・保育の場として期待されることから、福岡県子育て応援基金を活用し、0歳児から受け入れ可能な認定こども園の整備への補助を行うなど、その普及を図ります。

また、新制度下での利用者負担の設定にあたり、現行の幼稚園等の利用者負担等の状況を考慮して設定するなど、私立幼稚園や認定こども園が新制度に移行しやすい環境づくりに取り組みます。

### 〔2〕質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、幼稚園・私立保育所の研修への補助を継続するなど、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

また、安定した継続的な保育・教育を提供するために幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善に努めます。

### 〔3〕幼稚園、保育所、認定こども園と小学校、関係機関等との連携の推進

子どもに対して妊娠・出産期から成長段階に応じて切れ目のない支援を行い、連続性・一貫性のある保育・教育を提供するために、就学前の教育・保育施設と小学校、放課後児童クラブなどの関係機関との連携が不可欠です。

本市では、配慮が必要な子どもに関する幼稚園・保育所・認定こども園と小学校、関係機関との情報交換や、入学前相互訪問など、就学前・後の関係者の情報交換や連携に取り組んでいます。今後もこのような取組を継続して実施し、保幼小及び児童クラブなどの関係機関との連携を推進していきます。

## 5. 「子育てのための施設等利用給付」（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施

「子育てのための施設等利用給付」については、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性、特定子ども・子育て支援施設等の運営に支障がないよう、給付の回数及び時期に配慮し実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等を行うために、情報提供や立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請する等、県との連携を図っていきます。

---

## 第5章

### その他の子ども・子育て支援に係る施策

---



## 第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

### 《第5章の構成と見方》

- 第5章－1～5（国の基本指針における「市町村子ども・子育て支援事業計画」の任意記載事項）及び、第5章－8（本市独自項目〔飯塚市次世代育成支援対策行動計画後期計画から継承する施策やその他関連施策〕）については、分野ごとに関連する具体的事業を表形式で掲載しています。
- 具体的事業のうち、表中の「進捗管理」に「○」を付けたものは、その実績や進捗を把握することによって、本計画の進捗状況を点検・評価していく事業として考えているものです。

### 1. 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保

保護者が産休（産前・産後休業）、育休（育児休業）明けに希望に応じて円滑に、幼稚園や保育所、認定こども園を利用できるよう、産休・育休中の保護者に対する情報提供や相談支援を行うとともに、計画的に教育・保育施設等の基盤整備を進めます。

これらの取組にあたっては、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育休取得をためらったり、取得中の育休を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育休満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、希望時期から質の高い保育を利用できるよう配慮に努めます。

#### 【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
1	利用者支援事業	【第4章-3-[8] (P55) 参照】	子育て支援課	○

## 2. 児童虐待の防止

### 〔1〕関係機関との連携と相談体制の強化

児童虐待の発生予防と早期発見・対応のためには、地域の関係機関の連携と情報共有が不可欠です。本市は「飯塚市要保護児童連絡協議会」を設置しており、今後も、代表者会議・専門部会・実務者会議を適宜開催しながら、虐待をはじめとした要保護児童の支援に関わる関係機関の連携強化を図ります。

また、虐待の危険度や緊急性を客観的に判断するためのアセスメントを導入し、被虐待児に関する情報収集や適切な対応の強化を図ります。

相談体制については、家庭児童相談員が、子育て中の保護者と適切な指導を含めた関わりを構築できるよう、研修等により資質向上を図ります。

さらに、平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童福祉法が改正となり、市区町村は、地域の資源や必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う支援拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の設置に努めることとされました。本市においても、令和4年度までの設置に向けて整備を進めます。

### 〔2〕虐待の発生予防と早期発見・対応

平成30年に制定した「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」に基づき、児童虐待が子どもに及ぼす影響、児童虐待の予防のための子育て支援施策、児童虐待の通告義務等について必要な広報・啓発活動を行うとともに、子どもの安全を確保するため、関係機関と連携しながら情報提供及び支援を行います。

健康診査やその未受診者へのフォロー訪問、その他の保健指導、乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健事業や、地域の医療機関等との連携により、支援を必要とする親子を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援事業等の適切な支援につなげていきます。

また、児童虐待防止に関する知識や体罰によらない育児の知識の普及・啓発を図るため講演会開催や街頭啓発に取り組むとともに、病院、児童委員やNPO、ボランティア等の地域の関係団体が児童虐待を早期に発見し、子どもに対し必要な保護・支援、保護者に対して必要な指導・支援を行うことができるよう、研修等をとおして資質の向上を図ります。

### 〔3〕社会的養護施策との連携

社会的養護を必要とする子どもについては、地域の里親や児童養護施設等において子どもが健やかに成長できるよう、学校等の地域の関係機関や県等とも連携しながら、支援体制の整備に努めます。

母子生活支援施設については、母子がともに生活しながら必要な支援を受けることができることから、児童相談所等の関係機関と連携し、利用促進や支援機能の充実に努めます。

また、子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施する児童養護施設などの社会的養護に関わる地域資源を地域の子育て支援に有効に活用するため、これらの関連施設との連携強化に努めます。

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
2. 児童虐待の防止

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
2	乳児院の設置・活用	児童虐待や家庭問題の事情等により家庭での養育が難しい乳児等を入院させて、養育し、又その他の援助を行うことを目的とする乳児院の誘致を検討します。 現在、飯塚・嘉麻地区に乳児院がないことから、近隣にある乳児院との連携を維持しながら、積極的な活用を図っていきます。	子育て支援課	○
3	家庭児童相談	家庭児童相談室において、家庭や社会における人間関係や児童養育上の相談に応じ、助言・指導を行っています。養育上の問題や児童虐待、家族関係等に関する相談に対応していますが、相談件数は増加、複雑化しています。 このため、家庭児童相談員と保健師をはじめとする庁内関係者間の連携や関係機関との連携を強化し、情報共有と迅速な対応に努めます。	子育て支援課	○
4	飯塚市要保護児童連絡協議会	飯塚市要保護児童連絡協議会を設置し、要保護児童等の早期発見及び早期対応やその適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行っています。今後も実務者会議・部会・代表者会議を継続して開催し、各関係機関が連携して要保護児童等の早期発見、早期対応等に努めます。 また、代表者会議・部会・実務者会議によりきめ細やかに対応するための体制づくりを図るとともに、必要に応じて会議の開催回数の増加や協議会を構成する関係機関の追加を行うなど、取組の強化を図ります。	子育て支援課	○
5	要保護児童援護の実施	被虐待児等の要保護児童等への援護対策として、家庭児童相談員による地域・関係機関への働きかけ、児童相談所への連絡、家庭訪問による助言等を行っており、実施にあたっては、母子・父子自立支援員と連携を図っています。今後も家庭児童相談室を中心に、各関係機関と連携を図りながら、要保護児童等に対応するとともに、困難事例等については、要保護児童連絡協議会で協議しながら対応に努めます。	子育て支援課	



第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
2. 児童虐待の防止

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
6*	子ども家庭総合支援拠点事業	令和4年度までの設置に向けた整備を実施します。子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務などを行います。	子育て支援課	○
7*	児童虐待防止への広報啓発	飯塚市の子どもをみんなで守る条例に基づき、児童虐待防止に関する知識や体罰によらない育児の知識の普及・啓発を図るため、児童虐待防止のために必要な子育て家庭への情報提供や、児童虐待の通告義務等について、広報啓発を行います。 児童虐待防止推進月間においては、関係機関等と連携し、児童虐待防止についての関心と理解を深めるための街頭啓発及び講演会を行います。	子育て支援課	
8*	関係機関等職員の資質向上	関係機関等の職員に対し、児童虐待の早期発見及び防止等に寄与することができるよう、研修等への参加に必要な措置を講じます。	子育て支援課	
9	母子健康手帳交付	妊娠・出産・育児までの一貫した健康状態等を記録する「母子健康手帳」を、保健センターで交付するとともに、交付時に妊婦の状況に応じた相談・指導や情報提供に努め、支援が必要な妊婦には訪問等を通して継続的な支援に努めます。	健幸・スポーツ課	○
10	乳幼児健康診査	乳幼児の成長・発達に重要な月齢である4か月児・8か月児・1歳6か月児・3歳児の健康診査を実施しています。身体計測、医師・歯科医師の診察などにより、疾病や異常の早期発見に努めるとともに、保健指導や育児に関する相談を行っています。 また、訪問等により未受診者の把握と受診勧奨に努めます。	健幸・スポーツ課	○
11	新生児訪問指導・妊産婦訪問指導・乳幼児訪問指導・未熟児訪問指導	出生連絡票や妊婦健診受診票などから把握された妊産婦や乳児、また乳幼児健診などで要フォローとされた対象者に対して訪問し、児の発育発達、栄養、疾病予防、育児状況、家庭状況や生活状況の把握を行うとともに、子育て支援を実施しています。また支援の必要なご家庭には、子育て支援課の家庭児童相談員と同伴訪問を行います。新生児訪問については、必要に応じ助産師会に委託し、産後の母親の状態や母乳管理等についてより適切な指導を実施しています。 未熟児訪問については、低出生体重児の届出や病院からの情報提供をもとに連携を図りながら保健師が実施しております。	健幸・スポーツ課	○

※ 新規事業

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
2. 児童虐待の防止

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
12	予防接種	「予防接種法」に基づき予防接種を実施しています【個別接種：小児肺炎球菌、ヒブ（インフルエンザ菌b型）、四種混合、水痘、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、MR（麻しん風しん混合ワクチン）、BCG、】。引き続き、接種率向上と予防接種の内容の周知に努めます。	健幸・スポーツ課	○
13	電話健康相談	保健センター等で、子育てに関する相談や妊産婦の食事や授乳、離乳食・幼児食などの栄養に関する相談に随時対応し、助言・指導を行っています。引き続き、広報を行い、随時の電話相談に十分対応できるよう体制整備に努めます。	健幸・スポーツ課	
14	健康育児の相談	地域の会場等において、乳幼児の発育や発達に不安のある保護者を対象に、計測・発達チェック・個別の育児・栄養相談及び指導等を実施しています（月2回）。健診のフォロー体制の一環として内容の充実に努めます。	健幸・スポーツ課	○
15	出産子育て事業	妊娠・出産に対する正しい知識を提供するとともに、親同士の仲間づくりの場の提供、また、子育ての負担・不安を軽減させ、子どもの健やかな成長を図ることを目的に、「マタニティ教室」と「両親学級」を実施しています。参加者増をめざし、事業の広報・啓発の強化および内容の充実に取り組みます。	健幸・スポーツ課	○
16	離乳食教室	離乳食のすすめ方を知ることにより、保護者の不安を軽減し、子どもの発達にあった離乳食を進められるよう支援を行っています。参加者増をめざし、事業の広報・啓発の強化および実施体制の確保に努めます。	健幸・スポーツ課	○
17	育児相談	地域子育て支援センターにおいて、保健師等による身長・体重測定、育児相談等を行い、保護者の子育て不安の解消・支援に努めています。保健センターと各地域子育て支援センターとの連携を強化し、相談体制の充実に努めます。	健幸・スポーツ課	○
18	産前・産後生活支援事業	産前・産後に家事や子育てが困難な家庭をヘルパー等が訪問し、身の回りの世話や子育ての支援を行っています。産前・産後の家事や子育ての援助を行い、子どもを生み育てやすい環境づくりを図るために、広報等を活用したさらなる事業の周知と利用促進に努めます。	子育て支援課	○

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
2. 児童虐待の防止

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
19	里親制度の普及・啓発 (県事業)	家庭環境に恵まれない児童を里親のもとで養育する制度です(県事業)。市報等を活用し、里親制度の普及・啓発に努めます。	子育て支援課	
20	子育て短期支援事業	【第4章-3-[3] (P47) 参照】	子育て支援課	○
21	乳児家庭全戸訪問事業	【第4章-3-[10] (P56) 参照】	子育て支援課	○
22	養育支援訪問事業	【第4章-3-[11] (P57) 参照】	子育て支援課	○

## 第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

### 3. ひとり親家庭の自立支援の推進

### 3. ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親の自立支援については、保育や、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）等の地域子ども・子育て支援事業の利用に際しての配慮をはじめ、自立支援プログラム等による就業支援や、子育て・生活支援、経済的支援等により、総合的な自立支援に取り組みます。

#### 【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
23	市営住宅への優先入居	空家発生時に入居募集を実施していますが、母子家庭の場合は、母子向住宅と一般住宅の両方に申込ができるよう配慮しています。今後、ひとり親家庭向けの住宅の確保について検討します。	住宅政策課	○
24	母子生活支援施設への入所措置	配偶者のない女子等で生活上の問題で児童の養育が十分にできないときに、児童とともに母子生活支援施設に保護し、生活や教育、就職等についての援護支援を行っています。母子・父子自立支援員を配置し、施設と連携を図りながら適切な入所措置を講じます。また、入所後においても、早期自立に向けての相談や支援を継続して実施します。	子育て支援課	○
25	ひとり親家庭自立支援	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の自立及び就業支援に関する相談に対応しています。自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の給付、自立支援プログラムの策定等により、職業能力の向上や就業支援を行っています。今後も、就労支援をはじめとしたひとり親家庭等に対する各種支援に関する情報収集・提供に努めるとともに、関係機関等との連携を強化しながら、ひとり親家庭等の自立促進に努めます。	子育て支援課	○
26	ひとり親家庭等日常生活支援事業	疾病等のために一時的に生活支援を必要としているひとり親家庭等に対して、生活支援員等を派遣し、日常生活の援助や子育て支援を行っています。日常生活の援助や子育て支援をする事業として、引き続き広報等を利用した、事業の周知を図り利用促進に努めます。	子育て支援課	○
27	母子寡婦福祉会の育成	母子世帯・父子世帯・寡婦世帯が相互に協力しあい、行事や研修等を通して親睦と生活の向上を図っています。今後も、母子寡婦福祉会からの相談対応や、活動の活性化を図るための支援を行っていきます。	子育て支援課	

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
3. ひとり親家庭の自立支援の推進

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
28	児童扶養手当	ひとり親家庭等の児童の養育者に対して児童扶養手当を支給し、経済的な支援を行っています。 また、受給から5年を経過した人等は支給額の2分の1が支給停止となる場合があるため、適用除外(就業、求職活動をしている等)の届出書提出の勧奨に努めます。	子育て支援課	
29	母子・父子、寡婦福祉資金の活用(県事業)	母子世帯・父子世帯・寡婦世帯に対して、修学、修業及び就職等にかかる資金を貸し付けるものです(県事業)。今後も県との連携を図りながら、資金貸付等に関する相談に対応し、母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長に努めます。	子育て支援課	
30	ひとり親家庭等医療費助成事業	母子・父子家庭および父母のない児童の保護者等の心身の健康の向上を図るため、医療費の一部助成を行います。	医療保険課	○
31	児童クラブの利用料の減免	母子・父子家庭等の児童クラブ利用料の減免を行っています。保護者が働きながら子育てしやすい環境づくりが必要であることから、利用者世帯の経済状況に応じた減免施策を検討しながら、継続して実施するとともに、制度の周知活動の強化を図ります。	学校教育課	○

## 第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

### 4. 障がい児などの支援

#### 4. 障がい児などの支援

障がい児など特別な支援が必要な子どもへの支援については、「第3期飯塚市障がい者計画」（計画期間：平成26～令和5年度）に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。

障がいの原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや障がいの早期発見等のために母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく保健・医療・福祉、教育等の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

また、就学前の教育・保育、子育て支援に関しては、幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設での障がい児受け入れを促進するため、施設のバリアフリー化や職員体制の充実・資質向上や、乳幼児育成指導事業による受け入れ後のフォロー体制の充実などに取り組みます。あわせて、放課後児童健全育成事業についても障がい児の受け入れや配慮に努めます。

#### 【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
32	要観察幼児への対応	幼稚園・保育所・認定こども園では障がいのある幼児等、要観察児の日常の様子を保護者へ連絡し、子育ての支援を行っています。今後も関係機関と連携して、幼稚園・保育所・認定こども園での障がい児の受け入れ及び適切な指導・支援を図るとともに、発達障がいのある幼児の早期発見・早期支援等の推進に努めます。	子育て支援課	○
33	妊婦に対する健康診査	【第4章-3-[9] (P56) 参照】	健幸・スポーツ課	○
(再掲)	乳幼児健康診査	【再掲No.10】	健幸・スポーツ課	○
(再掲)	出産子育て事業	【再掲No.15】	健幸・スポーツ課	○
34	育成指導事業（個別）	発達に不安がある児童の保護者等を対象に、言語聴覚士、特別支援教育士、作業療法士、臨床心理士、心理相談員等による個別での相談・支援を行っています。また、相談件数が増加しているため、幼稚園・保育所・認定こども園との連携や集団事業の充実等により、個別事業の補完に努めます。	健幸・スポーツ課	○

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
4. 障がい児などの支援

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
35	育成指導事業 (集団)	2～3 歳前後の子どもとその保護者との関わりを「あそび」という実践を通して見出したり、今後考えられる子育て上の問題を事前に把握し対処する目的で、作業療法士の指導のもと、従事スタッフに保育士と保健師をおいて開催しています。また、8 か月児健康診査時に、健診会場にて作業療法士のアドバイスを実施しています。	健幸・スポーツ課	○
36	育成指導事業 (巡回相談)	幼稚園・保育所・認定こども園を保健師と臨床心理士等で巡回し、支援の必要な乳幼児の早期発見及び相談・支援を行うものです。その後、必要に応じ、個別相談を実施し、就学に向けての支援も実施します。また、本事業を通じて、幼稚園・保育所・認定こども園との連携を密にし、支援が必要な乳幼児に関する情報共有や相談・支援の充実に努めます。	健幸・スポーツ課	○
37	訪問指導	保健師、栄養士等が訪問し、妊娠・出産・育児に必要な保健指導、相談を行います。	健幸・スポーツ課	
38	児童発達支援センター等との連携	幼稚園・保育所・認定こども園の育成指導事業(巡回相談)などにおいて、療育の必要な乳幼児や保護者を早期発見し、児童発達支援センター等の療育につなげるため、社会・障がい者福祉課と情報の共有を行い、その乳幼児やその保護者の支援の充実に努めます。また、就学に向けての支援のため、適宜児童発達支援センター等の施設やその他関係機関と児の情報共有や支援の連携を行います。	健幸・スポーツ課	
(再掲)	家庭児童相談	【再掲No.3】	子育て支援課	○
39	赤ちゃんすくすく元気訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業)	【第4章-3-[10] (P56) 参照】 【第4章-3-[11] (P57) 参照】	子育て支援課	○
40	障がい児保育事業	保護者の就労等により家庭で保育できない障がい児であって、集団保育が可能な児童を受け入れ、保育を実施しています。今後もすべての保育所・認定こども園で受け入れを行います。また、関係各課(子育て支援課、健幸・スポーツ課)が連携し、発達が気になる子ども等に対する専門家から指導・助言を踏まえた支援を行うなど、サービスの充実に努めます。	子育て支援課	○

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

4. 障がい児などの支援

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
41	地域子育て支援拠点事業	【第4章-3-[4] (P48) 参照】	子育て支援課	○
42	障がい児通所支援事業	障がい児に対して、通所による日常生活動作及び運動機能等に関する訓練や、幼稚園・保育所・認定こども園への訪問による集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。	社会・障がい者福祉課	
43	就学相談事業	心身に障がいがある児童生徒の保護者に対して教育相談を行うとともに、心身障がい児(生)就学指導委員会を組織し、医師等の専門家の意見を聞きながら、適切な就学相談・指導を行っています。障がいがあるすべての児童生徒が、その特性やニーズに応じた教育を受けられるよう、小・中学校や幼稚園・保育所・認定こども園との連携強化に努めます。	学校教育課	○
44	特別支援学級の設置	小・中学校に在籍する障がいを持つ児童生徒に個々のニーズに応じて適切な指導及び支援を行うために、特別支援学級を設置しています。	学校教育課	
45	特別支援教育サポート事業	小・中学校の通常の学級に在籍し、発達障がい等のために特別な教育的支援を要する児童生徒の支援のため特別支援教育支援員の配置を行っています。また、研修会等を開催し、市民の特別支援教育に対する理解促進に努めます。	学校教育課	○
46	特別支援学級就学奨励	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るため、就学奨励費を支給しています。特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減を目的としており、今後も学校等と連携し周知を図ります。	教育総務課	○
47	各種教育相談	適応指導教室での教育相談やスクールカウンセラーによる教育相談において、障がい児の教育に関する相談に適切に対応できるよう努めます。	学校教育課	
48※	児童の発達に関する巡回相談・支援事業	発達障がいの可能性など、児童の発達や子育てに関する不安や悩み、具体的な学習指導の在り方等について、相談体制を構築します。飯塚市立小学校19校に在籍する児童の保護者及び教職員を対象に、カウンセラーやビジョントレーナー <sup>注</sup> 等による専門的な指導や必要な支援を行い、児童の発達に関する支援体制を整備します。	学校教育課	○

※ 新規事業



第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
4. 障がい児などの支援

注：ビジョントレーナー…学習や生活に必要な視覚機能のトレーニング法の知識を教える人

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
49	児童クラブへの障がい児の受け入れ	児童クラブに入所を希望する障がい児の受け入れを行うとともに、障がい児の利用に配慮したトイレ等の改修を進めています。児童クラブへの障がい児の受け入れについては、指導員の加配を行い、継続して実施します。	教育総務課 学校教育課	○
50	特別児童扶養手当（県事業）	心身に障がいを持つ20歳未満の児童の養育者に対して特別児童扶養手当を支給し、経済的な支援を行っています（県事業）。制度の周知等を図りながら、適正支給に努めます。	子育て支援課	
51	障がい児福祉手当	20歳未満の在宅の障がい児であって、重度の障がいのため日常生活において常時介護を必要とする児童に対し、障がい児福祉手当を支給しています（法定給付のため、国基準に基づき支給）。制度の周知等を図りながら、適正支給に努めます。	社会・障がい者福祉課	
52	相談窓口や各種サービス等に関する情報提供	障がい者ガイドブックや障がい児のためのスペシャルサポートガイドブックを関係窓口等で配布し、情報提供を行っています。支援を必要とする人に必要な情報が確実に届けられるよう、さまざまな機会を通じて相談窓口や各種サービスの周知に努めます。また、制度改正等に合わせて行政情報を更新した改訂版を作成し、利用者にとってわかりやすく使いやすいガイドブックとなるよう内容を見直していきます。	社会・障がい者福祉課	
53	重度障がい者医療費助成事業	重度障がい者・精神障がい者の疾病の早期発見・治療の促進を図るため、医療費の助成を行います。	医療保険課	○
54	療育講座	障がい児の療育推進のため、家族の抱える問題や悩み等に関する療育講座の実施について、市報等での周知や関係団体への連絡等により、参加促進を図ります。	社会・障がい者福祉課	○
55	主に障がい児を対象とした相談窓口の設置	発達障がいを含む障がい児に関するさまざまな相談に対応し、必要な情報提供や助言・指導、障がい福祉サービス等の利用援助等を行っています。今後も、相談窓口を周知することによって、子どもの障がいの早期発見につなげるとともに、相談を通じて障がいのある子どもを必要な支援に結びつけられるよう、関係機関との連携強化を図ります。	社会・障がい者福祉課	○

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

4. 障がい児などの支援

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
56※	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	平成29年度から自立支援ネットワークによる医療的ケア（家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為）を必要とする子どもの地域支援に関する意見交換会を実施しており、地域の課題の解決を目的とした専門部会を設置しています。今後も、関係機関との協議の場において、医療的ケア児が適切な支援を受けることができる体制の整備について協議を行います。	社会・障がい者福祉課	
57	居宅介護（ホームヘルプ）	在宅の障がい児のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、家事・介護等の必要な便宜を提供するサービスです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。	社会・障がい者福祉課	
58	短期入所（ショートステイ）	介護者の疾病等のために、障がい児が一時的に介護を受けることができない場合等に、障がい児を施設で一定期間預かるものです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。	社会・障がい者福祉課	
59	日中一時支援事業	日中に一時的な見守りを必要とする障がい児を預かり、家族の就労支援や休息の確保を図るサービスです。サービスに関する周知と適正な支給決定に努めます。	社会・障がい者福祉課	
60	ふれあいサマースクーリング	夏休み期間中に、小学生から高校生までの障がい児を対象としてスポーツやレクリエーション活動を実施しています。スクーリングを通じて障がい児の社会参加を促進するとともに、学生ボランティアの人材育成を図ります。	社会・障がい者福祉課	
61	あすなるキャンプ	障がい児者とその家族及びボランティア等の参加による宿泊旅行を実施しています。障がい児者が集団生活の中でさまざまなことを体験する場として、また、同じような悩みを抱える保護者間の交流の場として、内容の充実に努めます。	社会・障がい者福祉課	
62	さわやかスポーツ大会	サン・アビリティーズいづかにおいて、障がい者・障がい児及びボランティアの参加によるスポーツ大会を実施しています。障がいのある人のスポーツを通じた健康づくりを図るとともに、大会に参加するボランティア等との交流を促進します。	社会・障がい者福祉課	

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
4. 障がい児などの支援

63	サン・アビリティーズいづかの屋内プールの活用	夏休み期間中、屋内プールを開放しており、水曜日と金曜日は障がい者専用利用日としています。障がい児のプール利用を促進するとともに、障がいのある人とない人との交流の場としての活用を図ります。	社会・障がい者福祉課	
----	------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------	------------	--

※ 新規事業

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
64	障がい者週間を活用した啓発事業	障害者基本法に定める「障がい者週間」(12月3日から12月9日)において、市民の障がい者福祉に対する理解を深めるとともに、障がい者の社会参加意欲を高める事を目的として、市報への特集記事掲載や市庁舎における懸垂幕設置等の取り組みを行っています。市民がさまざまな視点から障がい者への理解を深められるよう、各種障がい特性に関する知識の普及など明確なテーマを設定した啓発に努めます。 また、サン・アビリティーズいづか等において絵画や工作物などの障がい者の作品を展示し、活動の成果発表の場を提供します。	社会・障がい者福祉課	

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
5. 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進

5. 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現について、国の「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等において、労働者や雇用主をはじめ国民が積極的に取り組むことと、国や地方公共団体がそれを支援すること等により、社会全体で運動として広げていく必要があるとされています。

本市では、「第2次飯塚市男女共同参画プラン」（計画期間：平成29～38年度）等に基づき、男女が共に仕事と家庭・地域活動などを両立できる環境づくりとして、安心して子どもを産み育て、家庭としての責任を分かち合うことや男性の家庭や地域への参画、長時間労働の是正等の働き方の見直し、そして男女が共に育児休業等を利用しやすい環境づくりに向けた取組を推進いたします。

また、保護者の多様な働き方に対応できるよう、保育所や認定こども園での保育や、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業など、各種子育て支援の充実を図ります。

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
65*	ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成・啓発	男性の長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。 また、事業主等に対して、仕事と家庭の両立を支える環境整備と職場風土づくりのための啓発と情報提供に努めます。さらに、事業所が時間外労働の削減や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて周知を図るとともに、先進的な取組事例等についてその内容と効果等について紹介などの広報に努めます。	男女共同参画推進課 商工観光課	
66	職業相談の活用促進	女性の就業機会の確保を図るため、ハローワーク等と連携して職業相談についての啓発に努めています。ハローワークや労働者支援事務所（労働福祉事務所）等の県の関連機関等と連携して推進に努めます。	商工観光課	
67	育児休業制度などの普及・促進	事業主等に対して、育児休業等の両立支援制度の普及啓発を行い、制度の活用促進を図っています。国・県等と連携して推進に努めます。	商工観光課	
68	労働時間短縮の促進	労働時間の短縮を促進するため、市報等での広報やリーフレット配布等での普及啓発に努めています（完全週休2日制や年次有給休暇完全取得の促進、連続休暇取得の定着、所定外労働時間の削減等）。国・県等と連携して推進に努めます。	商工観光課	

※ 新規事業

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
5. 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
69	多様な勤務形態の導入	企業等での変形労働時間制や在宅勤務制等の導入を促進するため、リーフレットの配布等を通じて、普及啓発に努めています。国・県等と連携して推進に努めます。	商工観光課	
70	男女共同参画社会の実現に向けての講座等の開催	男女共同参画社会の実現に向けての意識啓発を図るため、講座や研修会等を開催しています。男女共同参画の視点から、次世代育成支援に必要な講座等の開催、及び情報提供等を行い、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に努めます。	男女共同参画推進課	
71	一般事業主行動計画に関する情報提供	次世代育成支援対策推進法に基づき企業が策定する「一般事業主行動計画」に関する情報提供等を行うものです。平成23年度より従業員101人以上の企業に「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられることとなったため、企業等に対する情報提供と策定支援に努めます。	子育て支援課 商工観光課	
72	病児保育事業	【第4章-3-[6] (P53) 参照】	子育て支援課	○

## 第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

### 6. 幼児教育・保育の質の向上 7. 外国につながる幼児の支援

#### 6. 幼児教育・保育の質の向上

子ども・子育て支援新制度開始後、わが国では教育・保育施設等を通じた幼児教育の質の向上を図ることが求められていますが、教育・保育施設等に対して、教育内容・指導方法等に関する助言等を行う体制は必ずしも十分でない現状があります。また、保育者の資質の維持・向上は、教育・保育施設等においても重要と認識されていますが、園外や遠方での研修への参加に当たり、必要経費の確保や代替職員の確保などの課題を抱えています。

このため、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有する者を配置し、幼児教育の質の更なる向上を図る体制を構築することを目指します。

##### 【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
73*	幼児教育アドバイザーの育成・配置	保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有し、市内の教育・保育施設等への訪問支援を通じて、教育内容や指導方法、指導方法の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置を推進します。	子育て支援課	○

※ 新規事業

#### 7. 外国につながる幼児への支援

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの増加が見込まれることを踏まえ、本市における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、当該幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を実施します。

##### 【具体的事業】

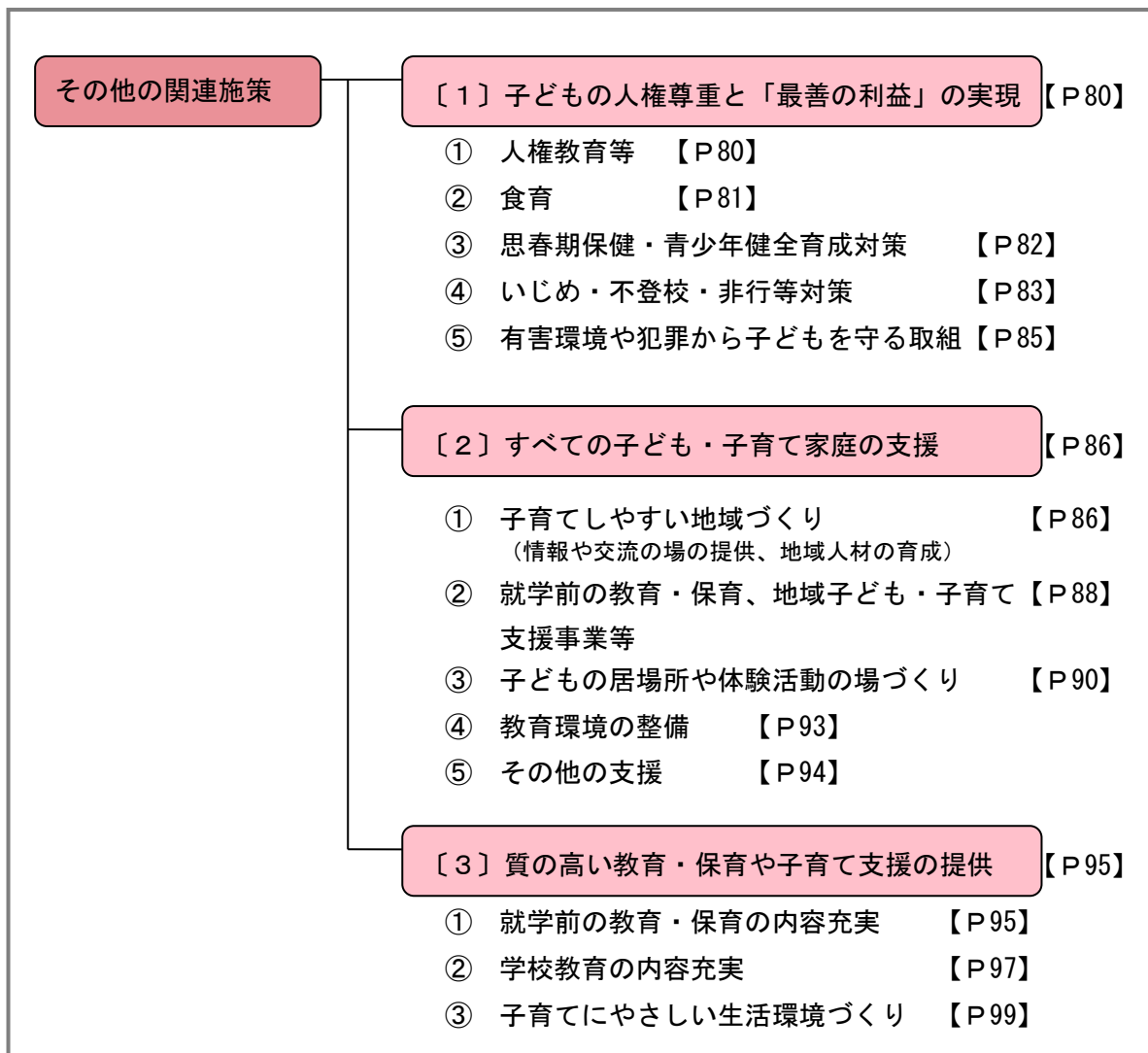
事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
74*	外国につながる子育て世帯に向けた情報提供等	外国につながる子育て世帯が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、各種子育て支援情報に関するホームページや情報紙の多言語化を推進します。	子育て支援課 国際政策課	○
75*	外国につながる子育て世帯の受け入れに向けた支援	各施設の希望に応じた通訳ボランティア派遣等の外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮に関する研修の実施など、外国につながる幼児の受け入れ体制整備に向けた事業者や幼稚園教諭・保育士等への支援の実施に向けて協議・検討します。	子育て支援課 国際政策課	○

※ 新規事業

## 8. その他の関連施策

第4章及び第5章1～7に示した「市町村子ども・子育て支援事業計画」として記載が必要な施策以外に、「飯塚市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」（計画期間：平成22～26年度）から継承する施策やその他の関連施策について、本計画の基本的視点に準拠しつつ、以下の3分野ごとに整理し、推進していきます。

### 《その他の関連施策の分野》



〔1〕子どもの人権尊重と「最善の利益」の実現

①人権教育等

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
76	家庭支援推進保育事業	<p>保育所・認定こども園において、人権を大切にすることを育てる保育を推進しています。</p> <p>基本的な生活習慣づくり等の家庭環境に対する配慮等を要する児童に対して、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図っています。</p>	子育て支援課	○
77	庄内生活体験学校通学・生活体験合宿事業	<p>通学合宿：庄内小学校の児童を対象に通学しながら集団生活体験（6泊7日）を行います。自炊、掃除、風呂沸かし、動物の世話（ヤギ・ウサギ）、農耕作業（野菜作り・収穫・堆肥作り）等を体験し、「自然の大切さ」「自然と人とのつながり」「人間関係の大切さ」「命の大切さ」等、子どもたちの「自立」と「自律」を育みます。</p> <p>生活体験合宿：庄内小学校区以外の子どもたちを対象に通学合宿の「学校への通学」を除いた生活体験合宿（事前研修1日、1泊2日）で、市内の小学校児童を対象として実施しています。</p> <p>指定管理者と協議しながら、庄内生活体験学校の目的である子どもの「自立」と「自律」のため、事業の充実を図るとともに、市内の既存施設を利用して通学合宿が企画・実行されるように支援を行ったり、保護者の参画やボランティア・指導者の養成や拡大に努め、様々な生活体験ができるよう体験活動プログラムを企画・実践します。</p>	生涯学習課	○
78	人権・同和教育推進事業	<p>すべての人々の人権が尊重される社会の実現をめざして、家庭や学校、地域などのあらゆる場において人権・同和教育を推進する事業であり、小・中学校における人権教育の推進を図っています。人権・同和教育担当者対象研修会を毎月1回開催し、人権教育に対する認識を高め、各学校にその内容を広めることで、全体的な人権・同和教育の推進を図ります。</p>	学校教育課	○



第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
8. その他の関連施策

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
79	小・中学校における情報モラル教育の推進	インターネット・SNS 等での事件・事故やスマートフォン・ゲームの過度な使用問題等を踏まえ、メディアリテラシーを含めた能力を高める情報モラル教育を推進するものです。 今後、各小・中学校において、パソコンを使用した授業等でインターネット・デジタル情報機器等を使用する際のルールやマナー等を指導するとともに、専門家を講師として招聘し情報モラル教育を実施します。また、教育委員会主催のコンピュータ講座においても、情報モラル教育についての研修会を実施します。	学校教育課	○
80	情報モラル向上のための保護者への啓発推進	乳幼児期からのメディア接触は、子どもの発達への影響が大きいことから、保護者に対し、メディアの利用方法について、幼稚園・保育所・認定こども園の園だよりや乳幼児健康診査などを通じて、情報モラルの向上が図れるよう周知、啓発に努めます。	子育て支援課 健幸・スポーツ課	○

②食育

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
81	食育事業	若い世代への食育推進活動の一環として、早期からの健全な食習慣を定着させ、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るための食育支援事業です。市内幼稚園、公私立保育所、認定こども園、子育て支援センター、学校PTA などへの出前講座や食生活改善推進会と共同で親子、学童、若年層への料理教室を実施しています。	健幸・スポーツ課	
82	幼稚園・保育所・認定こども園での食育の推進	幼稚園・保育所・認定こども園において、乳幼児期からの適切な食事の取り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成を図るため、野菜の栽培などの活動を通して食育の推進を図っています。今後も取組を推進するとともに、保護者に対する食育の啓発にも努めます。	子育て支援課	

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

8. その他の関連施策

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
83	学校給食	<p>児童生徒に栄養バランスのとれた完全給食を安定的に提供することにより、健康増進や体位の向上を図るとともに、望ましい食習慣の定着を図るため、学校教育の一貫として実施しています（飯塚市立小・中学校全校）。</p> <p>食材には地場産農産物を積極的に使用し、食に関する指導の教材として活用しています。今後も児童生徒への食に関する指導について学校と連携して取り組み、学校給食を通じた食育の積極的な推進に努めます。また、食育や地産地消の観点から、地場産農産物の積極的な活用に努めます。</p>	学校給食課	

③思春期保健・青少年健全育成対策

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
84	薬物乱用防止の啓発	<p>覚せい剤・危険ドラッグ等の薬物乱用防止のため、小・中学校において薬物乱用防止教育を計画的に実施しているほか、少年相談センター広報車や市報等による啓発を行っています。警察、薬剤師会等の関係機関と連携して、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物乱用防止学習における外部講師の確保に努めます。</p> <p>また、少年相談センター広報車でのご広報活動の一層の充実に努めます。</p>	子育て支援課 学校教育課	
85	二ス・シンナー等取扱店の管理協力要請	<p>覚せい剤・シンナー等乱用防止月間（10・11月）にあわせて、取扱店や関係機関等に販売・保管について、協力を依頼しています。工事現場等でシンナー等を使用し、かつ、組合に加入していない業者等に対しても、盗難にあわないよう徹底した管理保管を依頼していきます。</p>	子育て支援課	
86	ふくおか体力アップ推進事業（県事業）	<p>小学生が学級単位で各種目に取り組み、インターネット上で記録に挑戦させることで、参加児童の仲間意識を高めたり、運動する楽しさや達成感を味わわせたりするとともに、継続的な運動・スポーツの実施を促進し、体力の向上を図ります。</p>	学校教育課	○

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
8. その他の関連施策

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
87	青少年健全育成会の育成	地区の青少年健全育成会が行う補導活動や子どもを対象とした行事の開催、連絡協議会主催の「少年の主張大会」「小学生の討論会」等の活動を支援しています。今後とも青少年健全育成会との連携と育成・支援に努め、「少年の主張大会」等の行事について周知を図ります。	子育て支援課	
88※	子どもの健全育成支援事業	生活保護受給世帯をはじめとした生活困窮世帯の子ども（小学4年生～中学3年生）を対象に、子供たちの将来に向けた自立心を喚起し、次世代への貧困の連鎖を防止することを目的として、市内2か所の会場において学習支援、生活指導などを実施します。 参加児童・生徒の確保に向けて、事業の広報・啓発活動の強化を図ります。	生活支援課	○

※ 新規事業

④いじめ・不登校・非行等対策

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
89	教育相談事業 （電話相談を含む）	指導主事を中心として来庁者への相談対応や電話相談に対応するとともに、必要に応じて関係学校への連絡や指導・助言等を行っています。子どもたちの抱える問題は複雑化、多様化を極めているため、今後も指導主事を中心として来庁された方の対応、電話相談への対応をするとともに、必要に応じて関係学校への連絡、指導助言を進めていきます。	学校教育課	○
90	スクールカウンセラー等配置事業	小・中学校において、児童生徒や保護者等からの相談に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置しています（県費スクールソーシャルワーカーを平成20年度より、市費スクールソーシャルワーカーを平成21年度より配置）。いじめや不登校、非行等、複雑化・多様化する相談に、より専門的な見地から早期に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進め、教育相談体制の充実に努めます。	学校教育課	○

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

8. その他の関連施策

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
91	適応指導教室 (小・中学生対象)	不登校等に関する児童生徒や保護者からの相談に対応するため、適応指導教室を設置し、相談・指導を行っています。不登校の原因は複雑であることが多く、多面的な対応が求められることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携・活用を含めた相談体制の充実に努めます。 不登校を生まない学校環境づくりや、教室に入れない子どもへの対応の充実に向けて、学校との協議を進めます。	学校教育課	○
92	いじめ・不登校問題連絡協議会	民生委員児童委員や青少年健全育成会等の地域の関係団体、小・中学校、警察、市役所等の関係機関が連携して「いじめ・不登校問題連絡協議会」を組織し、いじめ・不登校等の諸問題に対する対策の推進・啓発に関する事項等について、調査・審議を行っています。今後も、いじめ・不登校等の諸問題に関する調査研究や効果的な対策のあり方等について検討していきます。	学校教育課	○
93	非行等に関する情報提供	前年度の街頭補導の活動状況、相談業務の受理状況、環境浄化活動及び少年非行の概況等を詳細に記載した冊子を作成し関係機関、団体等に配付しています。非行防止や環境浄化活動を推進するためには、非行等に関する情報提供が必要であり、わかりやすい冊子づくりに努めながら、継続して実施します。	子育て支援課	○
94	非行の早期発見・早期指導の実施	少年相談センター補導委員を中心に、青少年の非行を未然に防止し健全な育成を図るため、青少年の不良行為(喫煙・怠学等)に対する声かけ等を行っています。今後も、福岡県警本部直轄の飯塚少年サポートセンターと連携を図りながら、非行の早期発見・早期指導の実施に努めます。	子育て支援課	○
95	飯塚市青少年問題協議会	青少年の指導・育成等に関する総合的な施策の調査・審議や関係行政機関等相互の連絡調整を目的として「飯塚市青少年問題協議会」を設置しています。今後も、少年非行に関する問題提起や解決に向けた施策の協議・検討を行っています。	子育て支援課	

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
8. その他の関連施策

⑤有害環境や犯罪から子どもを守る取組

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
96	白ポストの設置による有害図書回収	青少年に有害な雑誌・ビデオ等を青少年の目に触れることなく処分できるよう、白ポスト（有害図書回収ポスト）を設置しています。白ポストの認知度が低いことから、白ポスト及び設置場所の周知を図るとともに、白ポストを増設し有害図書の回収向上に努めます。	子育て支援課	
97	有害図書等の調査	青少年に悪影響を及ぼす可能性がある有害図書・情報等から青少年を守るため、書店やビデオ店等に対して、毎年7月に集中的に立入調査を実施しています。立入調査後に指導を行っていますが改善されていない店舗等については、県や警察と連携して指導の徹底に努めます。	子育て支援課	
98	「こども110番の家」設置	P T Aを中心に、「こども110番の家」の設置の協力依頼及び更新を行い、地域で子どもの安全を守る活動を促進しています。今後も、地域で子どもの安全を守る重要な活動として、P T A等と連携しながら設置・更新の促進に努めます。 「こども110番の家」新規設置に当たっては、通常日中在宅家庭等の条件と実情を考慮しながら対応します。 また、地域住民や通行人から見える場所に「こども110番」のステッカーを配置することで犯罪を未然に防止するため、協力者の増加に向けた取組やステッカーの更新作業を継続して実施します。	教育総務課	○
99	子どもへの暴力防止等のプログラムの活用	子どもへの暴力防止等の学習プログラムに関する情報を各学校に提供しています。児童生徒が暴力や権利侵害から自分の身を守る方法を身に付けることができるよう、子どもへの暴力防止等の学習プログラムを活用した学習の充実に努めます。	学校教育課	○

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
8. その他の関連施策

〔2〕すべての子ども・子育て家庭の支援

①子育てしやすい地域づくり（情報や交流の場の提供、地域人材の育成）

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
100	つどいの広場いづか	地域公共施設開放の一環として、旧鯉田幼稚園施設を活用して民間子育て施設「つどいの広場いづか」を開設し、ボランティア団体による運営を行っています。利用内容や利用状況等の広報を充実し、さらに多くの市民に利用される施設となるよう、ボランティアとの協働活動を展開していきます。	子育て支援課	○
101※	子育て世代包括支援センター（母子保健型）事業	母子手帳交付時には、全員個別面接を行い家族構成・産前産後の支援の有無、病歴・経済面等の実情を把握しています。支援の必要な妊産婦や乳幼児にに応じて、必要な情報提供や助言を行い、特にリスクの高い妊産婦に対しては継続訪問等を行っています。予測される問題、課題などに対して考察し、保健師がコーディネーターとなって、保健・福祉・医療など関係機関と連携をとりつつ、良好な生育環境の実現を調整しています。母子の出発点としての妊娠期から子育て期まで、様々な相談に保健事業等を組み込みながら対応しています。	健幸・スポーツ課	○
102	地域における子育て支援事業（子育て講座）	家庭教育に関して、子育て中の保護者が学びたい要求課題や社会生活で必要とする課題をテーマとした学習機会の提供を行っています。集団での学習形態をとることで、人と人との関わりの中から参加者間での相対等による学習効果を生み出すこともねらいとしています。受講生が、集団でコミュニケーションをとりながら学習することで、学習効果を高めながら仲間づくりや交流が進み、互いに教え合い、学び合う、交流のあるコミュニティの形成を図るとともに、自主的・継続的な学習グループに進展することを期待します。	生涯学習課	
103	公立保育所・認定こども園における園庭開放	公立の保育所・認定こども園において、入園希望者や未就学児及びその保護者の訪問を要望に応じて受け入れるとともに、毎月2回園庭開放日を設定し、在園児との交流や保護者に対する情報提供等を行うものです。入園希望者や未就学児及びその保護者に対する支援として、継続して実施します。	子育て支援課	

※ 新規事業

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
8. その他の関連施策

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
104	子育て支援サービス等に関する情報提供等	各種相談窓口や市報、子育て情報紙、市のホームページ等により、各種子育て支援サービスの情報提供や、子育て支援団体の活動等を紹介しています。市ホームページ上には子育て支援専用部門を開設しています。市ホームページ上の子育て支援専用部門では行政サービスだけでなく、市内の子育て支援団体の活動等も紹介しており、情報提供の充実に努めています。また、ホームページというメリットを活かし、適宜、情報更新を行い、常に最新の情報が提供できるよう努めます。	子育て支援課 他	○
(再掲)	外国につながる子育て世帯に向けた情報提供等	【再掲No.74】	子育て支援課 国際政策課	○
105	子育て支援ガイドブック作成事業	子育てに関する情報や各種子育て支援サービスをまとめた「子育て支援ガイドブック」を作成し、子育て家庭等に配付するものです。利用者にとってよりわかりやすく、使いやすいものとなるよう、子育て支援サービスや子育て支援関連施設等の情報はもとより、医療機関や公共施設等の子どもや子育てに関するさまざまな情報を一冊にまとめ、子育て中の保護者等への周知を図ります。 利用者にとって真に使いやすいものとなるよう、行政情報の内容を年度で更新し、子育て中の保護者や子育てボランティア等の意見を取り入れながら作成します。	子育て支援課	○
106	家庭教育パンフレット等による啓発	家庭教育支援に関する資料を配布します。また、福岡県PTA連合会や飯塚市PTA連合会との関連を図る「“新”家庭教育宣言」への参加啓発を実施します。	生涯学習課	○
107	保護者懇談会（家庭教育の啓発）	小・中学校において、保護者懇談会や資料配布等により、家庭教育の啓発を行っています。生活実態調査の結果を活用し、小・中学校での家庭教育の啓発に努めます。	学校教育課	○

## 第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

### 8. その他の関連施策

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
108	子育てに関する意識啓発	<p>子育てに対する市民の理解を促進するため、市報や市ホームページ等を活用した啓発を行っています。</p> <p>また、中学生・高校生・大学生等に対して、子育てや子どもの育成にかかわるボランティア活動への参加を促進し、若い世代に対する意識啓発を図っています。若い世代の子育て関連活動等への参加を促進するため、市ホームページで市内の各子育て支援団体の活動を紹介するなど、情報提供の充実に努めます。</p> <p>また、大学等の地域の関係機関とも連携しながら、子育て支援意識啓発や支援ボランティア育成のための講座開催等に努めます。</p>	子育て支援課 他	○
109	学習ボランティアネットワーク事業	<p>学校や幼稚園・保育所・認定こども園、交流センター等が必要とする学習活動を行うために、要請に応じて指導者（ボランティア登録者）を派遣しています。</p> <p>市民ボランティアの積極的な地域貢献を促し、児童生徒等が必要とする学習活動や体験活動に対して、地域の人材を活かした効果的な学習展開を図るとともに、生涯学習のまちづくりが推進され、また、学習活動等で培った知識や技能を発揮することのできる人材確保や養成を図り、まちづくりへ市民参加の機会（ステージ）を設けることで、市民の学習活動を活性化します。</p>	生涯学習課	

### ②就学前の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等

#### 【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
110	時間外保育事業	【第4章-3-[1] (P38) 参照】	子育て支援課	○
111	放課後児童健全育成事業	【第4章-3-[2] (P39) 参照】	学校教育課	○
112	子育て短期支援事業	【第4章-3-[3] (P47) 参照】	子育て支援課	○
113	地域子育て支援拠点事業	【第4章-3-[4] (P48) 参照】	子育て支援課	○
114	一時預かり事業	【第4章-3-[5] (P51) 参照】	子育て支援課	○



第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
8. その他の関連施策

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
115	病児保育事業	【第4章-3-[6] (P53) 参照】	子育て支援課	○
116	子育て援助活動支援事業	【第4章-3-[7] (P54) 参照】	子育て支援課	○
117	妊婦に対する健康診査	【第4章-3-[9] (P56) 参照】	健幸・スポーツ課	○
118	休日保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応し、日曜・祝日に保育を実施するものです。私立保育所での実施を推進します。	子育て支援課	○
119	広域入所(保育所・認定こども園)	保護者の就労等の理由で市内の保育所・認定こども園への入所が困難な児童(2号・3号認定)が、市外の保育所に入所できるように、他市町村と連絡・調整を図っています。市外居住者の受け入れに当たっては市内居住者を優先し、なお定員(2号・3号認定)に余裕がある場合に広域での入所を委託契約により受け入れています。市内居住者の受け入れを優先しながら、継続して実施します。	子育て支援課	○
120	幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携	就学前児童に関する情報を幼稚園・保育所・認定こども園等から小学校へ、また、小学校入学時からの学校の様子について小学校から幼稚園・保育所・認定こども園等へ、相互の情報交換・意見交換を行うための会議を定期的に関催しています。就学前・後を通じて子どもの育ちを継続的に支援していくため、今後とも連絡会議を継続して開催します。また、子どもの育ちを支える資料として、幼稚園・保育所・認定こども園等から園児が入学する小学校へ「園児指導要録・保育要録」を送付するなど、さらなる情報交換・連携の推進に努めます。	学校教育課 子育て支援課	○
121	休日等子育て支援事業	保護者が病気や冠婚葬祭等の緊急時および仕事の都合により、日曜日等休日に家庭での保育が困難な小学生を預かるものです。利用者増を図るため、市内小学校保護者宛てにチラシを配布するなど、周知活動を強化します。	子育て支援課	○

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

8. その他の関連施策

③子どもの居場所や体験活動の場づくり

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
122	児童センター (児童館)	児童に健全な遊びの機会を提供して、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、地域とのふれあい交流事業をはじめ、ボランティアによる各種体験活動や各種スポーツ教室等を行っています。子どもの安全な居場所づくりの面から、今後も継続し、ボランティア事業（有償）や地域交流事業等による地域と一体となった活動の実施や、施設の計画的な改築・改修に努めます。	学校教育課 教育総務課	○
123	放課後子ども教室推進事業	学校の放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、各学校・地域との連携により学習や体験活動のプログラムを実施し、学習意欲の向上や基本的な生活習慣の習得等を図り、優しさや積極性・協調性といった社会性を身につけ、「生きる力」をもった子どもの育成を支援します。 知識や技能を持つ市民を、各教室の指導者やサポーターとして登用し、地域づくりへ参加する市民の活動機会（ステージ）を設け、地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。 また、新・放課後子ども総合プランにより児童クラブと一体的に事業を実施し、地域社会の課題となっている「子どもの安全・安心な居場所づくり」を推進していきます。	生涯学習課	
124	飯塚市少年の船	集団生活や仲間づくりの大切さを学び、社会性を培うとともに、世代を超えた交流等を通して、心豊かな青少年を育成し、地域のリーダーとして活躍するために必要な資質の向上を目的に、本研修とあわせて、事前・事後研修を実施しています。 本研修では沖縄を研修地とし、沖縄独特の文化や芸術、平和の尊さを直接肌で感じることを出来る体験学習を行っています。若い指導者の確保に努め、青少年育成に関わる社会教育関係団体等との協力体制を構築し、学校教育とも連携をとりながら事業のさらなる推進に努めます	生涯学習課	○

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
8. その他の関連施策

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
125	ブックスタート事業	乳幼児のいる家庭に、主に4か月健診会場等で絵本等を配付することにより、家庭での読み聞かせを通じた乳幼児の情緒発達の支援や、本にふれる喜び及び読書への関心の喚起を図っています。健診を長期間受診しない人には配付ができないため、乳幼児健診の受診促進や、図書館でのブックスタートでの対応等により、長期健診未受診者に対するブックスタートへの促進に努めます。 また、ボランティアの増加や支援内容の充実が求められていることから、図書館の指定管理者等とも協議しながら、ボランティアの確保・育成に取り組み、ボランティア・利用者ともに、参加・利用しやすい環境づくりを図ります。	生涯学習課	○
126	図書館の子育て支援事業	図書館の子育て支援として、子育て実践講座・読み聞かせ講座等を実施しています。講座内容の充実を図るとともに、より多くの市民に参加してもらえるよう、広報活動における周知のやり方や参加者の募集方法においても工夫を行います。	生涯学習課	○
127	図書館での各種講座やおはなし会等	図書館の全館事業として、子ども読書クイズ大会や一日図書館職員体験学習、布絵本・おもちゃ作成講座等を開催しているほか、各館事業として、お話し会や図書館まつり等を開催しています。講座内容の充実を図るとともに、より多くの子どもや保護者に参加してもらえるよう、広報活動における周知のやり方や参加者の募集方法においても工夫を行います。	生涯学習課	
128	子どもの読書活動推進	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「子ども読書活動推進計画」を策定し、読書活動を推進します。関係各課が連携して、子どもの読書活動を推進し、子どもたちが読書の楽しさやすばらしさに出会い、将来に向けて読書の習慣に定着できる環境づくりに努めます。	生涯学習課	

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

8. その他の関連施策

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
129	プレーパーク事業	子どもたちが想像力で工夫して、遊びを作り出すことのできる遊び場です。子どもの安全の確保のためにプレーワーカーを配置しています。子どもたちが、安全に、しかし、予め設けられた設備や遊びのプランの選択肢に縛られることなく、自由に変更や改変を加えて、自分たちのアイデアとスタイルで楽しみ、発見や創造する遊びを味わうことができます。今後も、放課後子ども教室推進事業の教室メニュー、交流センター子育て講座メニュー、子ども会や青少年健全育成会等関係団体との共催事業等、様々な機会、事業を実施するとともに、プレーワーカーの確保や充実、事業提供の団体育成等を進めて、多数の子どもたちがいつでも、どこでもプレーパークを楽しめる環境づくりを図ります。	生涯学習課	
130	自然体験活動 (小・中学校)	児童生徒が、自然の中でのさまざまな体験を通じて「生きる力」を体得できるよう、「小・中学校の総合的な学習の時間」等で、市内の各施設を活用した自然体験活動を行っています。地域の関係機関等と連携し、自然体験活動が可能な公共施設・場所の積極的な活用を図ります。	学校教育課	○
131	穂波青少年野営訓練所「不便の家」	「穂波不便の家」は、青少年の野営訓練のための専門施設であり、青少年に自然とのふれあいの機会を与え、自然環境の中で訓練を通じて心身を鍛え、豊かな情操と体力、耐性などの「生きる力」を培うことを目的とした野外活動を実施しています。野外活動指導者の確保や施設・設備の維持補修に取り組み、施設環境や活動内容の充実に努めます。	生涯学習課	
132	文化振興事業	飯塚市文化会館やその他公共施設等において子どもたちに文化活動に触れる機会や、発表の場を提供するため、さまざまな事業を行っています。飯塚市小学校児童画展や、文化芸術助成事業として文化団体による伝統文化親子教室事業等を開催することで、文化芸術活動を推進し、伝統文化の継承や、豊かな人間性の育成を図っています。また、飯塚市文化会館の自主文化事業として鑑賞事業や参加育成事業など多くの事業を実施、支援しており、これらの多様な文化芸術活動をより多くの方に触れていただくため、広報等による周知に努めます。	文化課	

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
8. その他の関連施策

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
133	新・放課後子ども総合プラン	児童クラブがあるすべての小学校区で、余裕教室等を活用しつつ、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室を一体的、または連携して実施します。 小学校区毎に、コーディネーター、サポーター及び放課後児童クラブ支援員の実務者同士の定期的な打合せを行い、児童クラブ支援員の関わり方や学校関係者と実施教室等を協議し、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、自主性・社会性の向上をめざした多様な体験・活動を行うことができるよう推進します。	学校教育課 生涯学習課	○

④教育環境の整備

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
134	学校評議員制度	保護者や地域住民等からなる学校評議員から意見や助言をいただきながら、開かれた学校づくりを推進しています。学校評議員制度を全小・中学校に導入し、多くの意見や助言をいただき、開かれた学校づくりを推進します。	学校教育課	○
135	通学区域の弾力的運用	就学すべき学校の指定の変更や区域外就学について、地理的・身体的な理由やいじめ等の事情を勘案して、通学区域の弾力的運用を行っています。学校施設等の再編・整備とあわせて、特色ある教育活動の推進と保護者・地域の学校教育への参加推進を図り、通学区域の弾力的運用について検討していきます。	学校教育課	○
136	危機管理マニュアルの作成	全小・中学校から提出された「危機管理マニュアル」を点検し、その結果に基づき指導・助言を行っているほか、各校で危機管理に関する研修会を行うなど、学校の危機管理体制の充実に努めています。各校の状況に応じた適切な危機管理が行われるよう、危機管理マニュアルの修正や、全職員への周知徹底に努めます。	学校教育課	○

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
8. その他の関連施策

⑤その他の支援

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
137	小児医療の充実	小児に限らず医療機関の通常診療時間外の救急医療の需要に対し、嘉飯柱地区（2市1町）の広域連携事業で一次救急医療体制を確保するため「在宅当番医制」「飯塚急患センター」の各事業、また、さらに高次の救急医療が必要な患者に対応する二次救急医療体制として、「病院群輪番制」の事業を行っています。	健幸・スポーツ課	
138	子ども医療費助成事業	子どもの健康保持と健やかな育成を図るため、医療費の一部又は全部の助成を行います。助成対象範囲を徐々に拡大し、現在は入院は18歳到達年度末まで、入院外は小学校6年生までを対象に実施しています。	医療保険課	○
139	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、日本国内に住所のある中学校修了前までの児童を養育している人に対して、児童手当の支給を行っています。国の法令等に則して、手当を支給するとともに、制度の周知を図ります。	子育て支援課	
140*	就学援助	経済的な理由で、子どもの義務教育費の負担が困難な保護者に対し、給食費の全部及び学用品費などの一部について、学校を通して援助を行っています。児童生徒の保護者等の経済的負担の軽減を目的としており、今後も学校等と連携し周知を図ります。	教育総務課	
(再掲)	乳児院の設置・活用	【再掲No.2】	子育て支援課	○

※ 新規事業

〔3〕質の高い教育・保育や子育て支援の提供

①就学前の教育・保育の内容充実

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
141	保育所体験事業	保育を必要としている親子等に保育所・認定こども園を開放し、在宅児と入所児との交流や保護者同士の交流の場を提供するとともに、保護者からの相談に対応することで、在宅での子育てを支援するものです。在宅児及びその保護者に対する支援として、継続して実施します。	子育て支援課	○
142	公立保育所運営事業	保護者が就労等のために保育できない児童を認可保育所で保育するものです。公立保育所の老朽化問題や保育にかかる経費等のあり方等について総合的に検討しながら、よりよいサービスの提供に努めます。	子育て支援課	○
143	公立認定こども園運営事業	幼児教育と保育を一体的に提供することができる認定こども園の運営を行います。園開放や保護者との面談を充実させ、就学前教育と家庭教育の連携を強化します。	子育て支援課	○
144	民間保育サービスの活用	託児を主体とした民間保育施設（届出保育施設・事業所内保育施設）が実施されています。保護者の多様なニーズに対応するため、民間保育サービスの活用が円滑に図れるように努めます。	子育て支援課	○
145	大学と連携したアクションプログラム促進事業	保育所アクションプログラム上の重要課題である公立の保育所・認定こども園の保育士の質の向上や人材確保等について、大学との連携を図る事業であり、平成22年度から実施しています。地域の大学と保育士の質の向上や専門性の向上、人材の育成・確保に関わる協定を結び、大学と連携した保育士研修システムや保育実習システム、保育士登録制度等の、取組みを推進していきます。	子育て支援課	○
146	保育士確保事業	幼稚園・私立保育所・認定こども園と合同就職説明会を行い、説明会の広報のため市内保育所就労者以外の保育士資格登録者へチラシを送付します。 さらに、保育士資格を持っているが、保育士として働いていない潜在保育士を対象に相談窓口を開設しています。 また、復職前の実技研修等の再就職支援や再就職に関する保育士・保育所支援センターの情報提供や、福岡県保育士就業マッチングサイトを活用し、保育士の確保に向けた取組みを推進していきます。	子育て支援課	○

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

8. その他の関連施策

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
147	私立保育所運営改善事業	私立保育所等の運営と振興を図るための助成を行うものです。保育士の資質向上のための研修費として、保育所の定員に応じた助成を行っています。	子育て支援課	○
148	幼児教育の研究(公立認定こども園)	幼児一人ひとりの育ちに応じた指導のあり方等、幼児教育に関する研究に取り組んでいます。各園の教諭等が、共通認識を持って園児の育成に取り組むことができるよう、園内研修や公立認定こども園合同研修等の充実に努めます。	子育て支援課	○
149	飯塚市私立幼稚園連盟研修補助金	私立幼稚園連盟が幼稚園教諭の資質の向上のために行う研修会等の事業に対して、私立幼稚園教育の振興を図ることを目的として補助金を交付しています。事業内容の確認等、適正な補助金交付に努めます。	子育て支援課	○
150*	新制度未移行幼稚園における副食費の補足給付事業	幼児教育・保育の無償化以降、新制度幼稚園に通う対象世帯児童の副食費が公定価格での対応となり、新制度未移行幼稚園に通う児童との制度的格差が生じることとなるため、未移行幼稚園の低所得世帯(第1～第3階層)を対象に、4,500円を限度額として副食費の補足給付を行います。(第3子以降は所得に関わらず補足給付の対象)	子育て支援課	○
151	公立保育所・認定こども園の施設整備	適切な保育環境を確保し児童の福祉の向上を図るため、公立の保育所・認定こども園の老朽化の状況等も勘案しながら、保育所の統廃合や新設、設備の充実に努めています。各施設の状況を比較検討し、長期的な視点に立って計画的な整備に努めます。	子育て支援課	○
152	私立保育所・認定こども園の施設整備	適切な保育施設・設備を確保し、児童の福祉の向上を図ることを目的として、計画的に整備を実施するものです。0歳児からの受け入れが可能な認可施設と協議を行い、国・県の補助制度を活用しながら事業を実施します。	子育て支援課	○

※ 新規事業



第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
8. その他の関連施策

②学校教育の内容充実

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
153	ピア・サポート事業	子どもたちに社会的基礎技能や人間関係を築く力を身につけさせるため、その方策について実践研修を行い、学校教育の充実及び改善を図る事業として、小学校高学年に対するピア・サポート（異年齢集団の交流などを具体的な手段として、児童生徒の自己有用感〈自己肯定感〉を育てるプログラム）を実施しています。小学校高学年と、低学年や就学前の幼児との交流を促進します。	学校教育課	○
154	総合的な学習時間の推進	各小・中学校において体験活動を重視した特色ある「総合的な学習の時間」を推進するため、指導計画を作成して実施しています。「総合的な学習の時間」における体験活動の一環として、小中学生と幼児・高齢者等との交流活動や環境問題等に関する体験活動を行っています。今後も、学習ボランティアの活用等において地域との連携をさらに強化し、環境教育の推進など体験活動を重視した特色ある学習の展開に努めます。また、次代の親の育成の観点から、「総合的な学習の時間」等において、幼児・高齢者等との交流活動の促進に努めます。	学校教育課	○
155	研究委嘱事業	教育の現代的課題に対応しつつ一人ひとりの子どもに応じた教育の推進を図るため、小・中学校に現代的教育課題についての研究委嘱を行っています（職員研修も含む）。市全体での学校教育の充実・発展を図るため、委嘱校から他校への研究成果の還元に努めます。	学校教育課	○
156	中学校国際教育関連事業	中学校における外国語の授業に、外国人指導助手を派遣し、生徒への英会話によるコミュニケーション能力や積極的に英語に慣れ親しむ態度を育成する目的で本事業を行っています。また、外国人指導助手によるかわり、母国の言語や文化にふれる機会をもたせています。	学校教育課	○
157	小学校国際教育関連事業	英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、小学3・4年生以上を対象に外国人講師を招聘し、小学5・6年生はオンライン英会話を実施しています。小学校外国語活動の充実に向けて、事業内容の調整を図ります。	学校教育課	○
158	学校での読書活動（朝の読書等）	読書を通じて豊かな感性の育成を図るため、朝の読書活動や小学校児童への読み聞かせ活動を行っています。	学校教育課	○

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

8. その他の関連施策

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
159	キャリア教育推進事業	小・中学校モデル校での「ものづくり教育」や中学校での職場体験学習など、地元企業等と連携しながら、地域の特性を活かしたキャリア教育を実施しています。児童生徒の望ましい職業観の育成を図るため、地元企業等との連携を密にし、協力事業所の確保や体験内容の充実に努めます。	学校教育課	○
160	個々に応じた多様な指導方法の充実	児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実し、児童生徒の学力の向上を図るため、指導方法工夫改善の他、習熟度別学習や少人数指導を実施しています。指導方法工夫改善担当教員等を活用し、少人数編成の学習形態を取り入れた学習を推進し、基礎・基本の定着をめざします。また、授業改善の視点から、児童生徒の実態に応じた授業の研究に継続して取り組みます。	学校教育課	○
161	学力テストの実施	児童生徒の学力定着度の傾向を分析し、指導方法や学校の取組の改善等について指導助言を行い、学力向上を図るため、市内小・中学校で内容を統一した学力テストを実施しています。統一した内容で継続的に実施することにより学力定着度の傾向を分析し、学校の実情に応じた指導等を行い学力向上につなげていきます。	学校教育課	○
162	体験交流会	「総合的な学習の時間」等で、高齢者や障がい者等との交流や、車いすや手話等の体験学習を行っています。学習ボランティア（ゲストティーチャー）との連携を密にし、学習のねらいを明確にもった体験的な教育活動の充実に努めます。	学校教育課	○
163	運動部活動への外部指導者の活用	中学校運動部活動において、必要に応じて外部指導者を活用し、運動部活動の活性化や生徒の体力向上を促進します。	学校教育課	○
164	スクールバスの運行	遠距離通学者の利便性の向上を図るため、筑穂地区、庄内地区、潁田地区、八木山地区、目尾地区、鎮西地区においてスクールバスを運行しています。今後も安心・安全な運用に留意するとともに、学校施設等の再編・整備に伴う通学区域の弾力的運用等の検討とあわせて、スクールバスのあり方についても検討を行います。	教育総務課	○
165	地域と学校の連携・協力による多様な体験活動の推進	小・中学校の「総合的な学習の時間」等を活用して、学習ボランティア（ゲストティーチャー）やNPOによる特別授業を実施しています。ボランティアの積極的な活用を促進し、継続性を意識した学習指導の実施に努めます。	学校教育課	○

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
8. その他の関連施策

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
166	文化・芸術ふれあい事業	小中学生に良い芸術等に触れる機会を提供し、心豊かな人間の育成を推進します。劇団「四季」等の無料鑑賞、国や県の巡回公演事業等の良い芸術等に接する情報収集を行い、各学校に案内します。	学校教育課	○

③子育てにやさしい生活環境づくり

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
167	公園、児童遊園整備事業	子どもや子ども連れ等をはじめとした市民の憩いの場として、公園や児童遊園等の環境整備に努めています。老朽化した公園施設・遊具の撤去・修理等により、子どもや子ども連れ等が安心して安全に利用できる公園づくりに努めます。また、公園管理の一元化と管理方式の充実に努めます。	都市計画課	○
168	赤ちゃんの駅推進事業	外出中に授乳やオムツ替え等で気軽に立ち寄ることのできる場所を「赤ちゃんの駅」として指定するものです。公共施設はもとより、企業や店舗等の民間施設に対しても協力を依頼し、「赤ちゃんの駅」の確保を図ります。協力施設について、ステッカー配布や市ホームページでの紹介を行い、「赤ちゃんの駅」の周知と、地域全体で子育て家庭を支える意識の醸成に努めます。	子育て支援課	○
169	通行等に安全な歩道の整備	子ども等の交通弱者はもとより、すべての市民が安全・安心に通行することができるよう、歩道の段差解消等を行うとともに、街路灯や道路標識、ガードレール等の交通安全施設の点検・整備や、警察等に対する設置要請に努めています。交通安全特別対策事業等を活用し、交通量が多く歩道が整備されていない通学路等の整備やガードレールの設置等に努めます。	土木管理課	○

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策  
8. その他の関連施策

---

---

# 資料編

---



## 計画策定の経緯

年度	期 日	主 な 内 容
平成 30 年 度	平成30年 8月27日	飯塚市子ども・子育て会議（平成30年度第1回） ○子ども・子育て支援事業計画に係る事業の進捗状況報告について
	10月17日	飯塚市子ども・子育て会議（平成30年度第2回） ○次期子ども・子育て支援事業計画策定に伴う会議スケジュールについて ○アンケート調査票案の意見聴取について ○私立保育所の新設について
	11月9日	飯塚市子ども・子育て会議（平成30年度第3回） ○アンケート調査票案の修正について ○私立保育所の新設について
	11月30日 ～ 1月20日	ニーズ調査の実施
	平成31年 1月30日	飯塚市子ども・子育て会議（平成30年度第4回） ○私立保育所の新設について
	3月27日	飯塚市子ども・子育て会議（平成30年度第5回） ○飯塚市子育てに関するアンケート調査報告書について ○飯塚市子ども・子育て支援事業計画策定について
令 和 元 年 度	令和元年 5月30日	飯塚市子ども・子育て会議委員委嘱状交付式 飯塚市子ども・子育て会議（令和元年度第1回） ○会長・副会長選出 ○次期子ども・子育て支援事業計画について
	7月24日	飯塚市子ども・子育て会議（令和元年度第2回） ○子ども・子育て支援事業計画に係る事業の進捗状況報告について ○子ども・子育て支援事業計画策定について
	8月26日	飯塚市子ども・子育て会議（令和元年度第3回） ○第2期子ども・子育て支援事業計画の素案について（第5章）
	9月27日	飯塚市子ども・子育て会議（令和元年度第4回） ○第2期子ども・子育て支援事業計画の素案について（第5章）
	10月25日	飯塚市子ども・子育て会議（令和元年度第5回） ○第2期子ども・子育て支援事業計画案 第5章について ○第2期子ども・子育て支援事業計画案 第4章について （量の見込み）
	11月15日	飯塚市子ども・子育て会議（令和元年度第6回） ○第2期子ども・子育て支援事業計画案について
	11月27日	飯塚市子ども・子育て会議（令和元年度第7回） ○第2期子ども・子育て支援事業計画案について
	12月9日	飯塚市子ども・子育て会議（令和元年度第8回） ○第2期子ども・子育て支援事業計画案について
	令和2年 2月7日	飯塚市子ども・子育て会議（令和元年度第9回） ○第2期子ども・子育て支援事業計画案について
	2月17日	飯塚市子ども・子育て会議（令和元年度第10回） ○第2期子ども・子育て支援事業計画案の最終確認について

## 飯塚市子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、飯塚市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項に掲げる事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市子育て支援に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

### (組織)

第3条 子育て会議は、20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 子育て関係団体の推薦を受けた者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。



3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 子育て会議は、第2条第1項各号に掲げる事項で専門的に検討する必要があるときは、専門部会を設置することができる。

2 前項の専門部会の委員は、15人以内とし、委員の互選により定める。

3 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会長は子育て会議の会長をもって充て、副部会長は専門部会の委員の互選により定める。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、福祉部において処理する。

(H29—8—改)

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部飯塚市次世代育成施策推進委員会の項を削る。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、この条例による改正前の飯塚市附属機関の設置に関する条例に基づく飯塚市次世代育成施策推進委員会の委員として委嘱され、又は任命され、現にその職にある者については、この条例第3条第2項の規定により子育て会議の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、子育て会議の委員とみなされる者(この者が欠けた場合における補欠の委員を含む。)の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成29年3月28日 条例第8号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 飯塚市子ども・子育て会議委員名簿

	区 分	所属機関等	職 名	氏 名	備考
1	学識経験者	近畿大学九州短期大学	保育科准教授	木下 寛子	副会長
2	関係行政機 関の職員	福岡県教育庁筑豊教育事 務所	社会教育室 主任社会教育主事	大塚 忠生	
3		福岡県嘉穂・鞍手保健福 祉環境事務所	社会福祉課長	吉田 浩子	
4		飯塚公共職業安定所	統括職業指導官	四郎丸 治	
5	子育て 関係団体	特定非営利活動法人こど もと文化のひろば わいわいキッズいづか	理事	名武 工枝	
6		特定非営利活動法人 いづか障害児者団体協 議会	会員	渡邊 福	
7		NPO 法人 飯塚市青少年健全育成会 連絡協議会	事務局次長	西園 雅代	
8		飯塚市私立幼稚園連盟	いぎすれんげ幼稚 園理事長・園長	高城 無憂	
9		飯塚市私立保育協会	会長	白山 勝也	
10		特定非営利活動法人 全国認定こども園協会	認定こども園 愛宕幼稚園園長	石井 啓子	
11	一般公募 (若干名)	在宅児童の保護者		蘇 明子	
12		保育園児の保護者		田中 祥一郎	
13		幼稚園児の保護者		末次 千尋	
14		小学校児童の保護者		中藤 薫	
15		中学校児童の保護者		高瀬 奈美江	
16	市長が 認めるもの	部落解放同盟飯塚市協議 会	書記長	安永 勝利	
17		飯塚市民生委員児童委員 協議会	理事	小池 千津子	会長
18		飯塚商工会議所	飯塚商工会議所 企画調整課長	香月 法彦	
19		いづか男女共同参画推 進ネットワーク	事務局長	稗田 佳子	

## 子ども・子育て支援法（抜粋）

公布：平成24年8月22日（平成24年法律第65号）

### 第一章 総則

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

### 第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、

子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て

---

支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## 第七章 子ども・子育て会議等

（市町村等における合議制の機関）

---

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
  - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
  - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
  - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

## 児童の権利に関する条約（抜粋）

1989年国連総会採択。日本は1994年（平成6年）批准

### 前文

この条約の締結国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に係る専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。

### (差別の禁止)

#### 第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

### (子どもの最善の利益)

#### 第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

### (生命への権利)

#### 第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

### (意見表明権)

#### 第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国



---

内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

#### (プライバシー・通信・名誉の保護)

##### 第16条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

#### (親の第一次養育責任)

##### 第18条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる

#### (虐待・放任からの保護)

##### 第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

#### (障害児の権利の国際協力)

##### 第23条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、

---

利用可能な手段の下で、申込に応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。

4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

#### （教育への権利）

#### 第28条

1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

**第2編**  
**第1期飯塚市子どもの貧困対策  
推進計画**

---

**第1章**

**計画策定にあたって**

---



## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨及び背景

#### 〔1〕計画策定の趣旨

厚生労働省が実施した「2013年(平成25年)国民生活基礎調査」によれば、日本の子どもの貧困率は16.3%で、OECD加盟34か国中25位(2010年)であるということが明らかになりました。6年後の「2019年(令和元年)国民生活基礎調査」では、子どもの貧困率は14.0%と、過去最悪だった平成25年の調査から2.3ポイント改善したものの、依然として日本の子どもの7人に1人は貧困状態にあるという、非常に厳しい状況が続いています。

このような中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育等の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されました。

また、平成26年8月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。

そして、令和元年6月には、法律が一部改正され、子どもの将来だけではなく現在に向けた対策であること、貧困解消に向けて児童の権利条約の精神に則り推進することが目的に明記されました。また、市町村において貧困対策についての計画を策定するよう努めることとされました。さらに、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの基本的な考え方の下、令和元年11月に新たに大綱が策定されました。

令和2年に入ってから、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し、日本においても新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言を発令するなど、これまでの生活が大きく変化しました。働き方の変更や収入減少などの影響があった子育て家庭も多く、今後も厳しい状況が続くことが懸念されます。

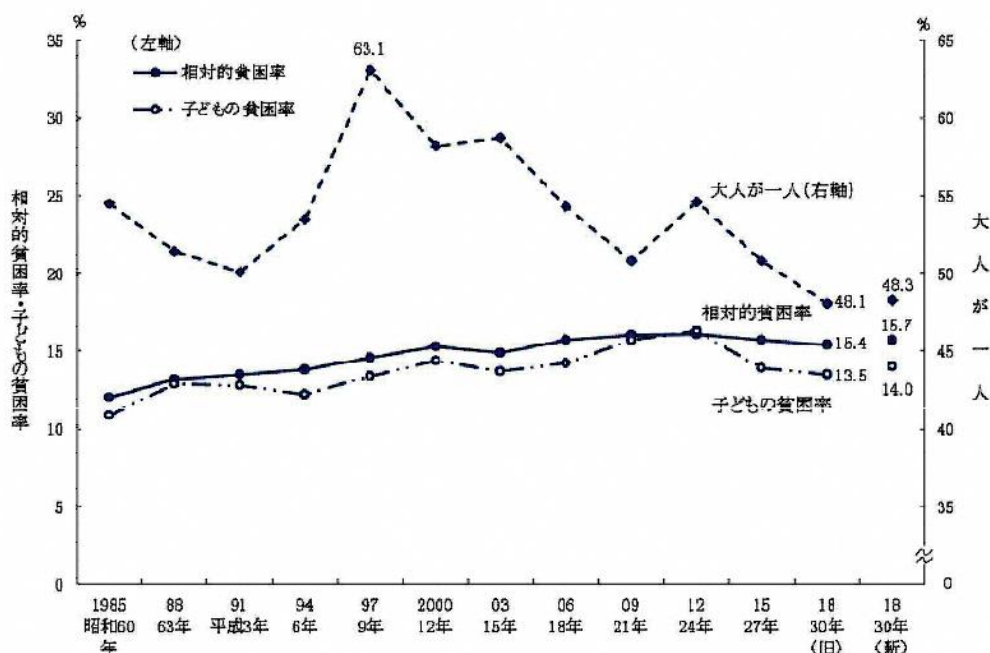
本市においても子どもの貧困対策を包括的に推進することを目的として、「飯塚市子どもの貧困対策推進計画」〔計画期間：令和5年度から6年度〕を策定します。

〔2〕 国の動向

① 全国の子どもの貧困の状況

日本の相対的貧困率は、全体で 15.7%（旧基準は 15.4%）、子どもで 14.0%（旧基準は 13.5%）となっています。特に、「子どもがいる現役世帯」のうち大人が1人の世帯（ひとり親世帯）の相対的貧困率は 48.3%（旧基準は 48.1%）と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準にあるなど、その状況は依然として高いものとなっています。

【貧困率の年次推移】



年	平成12年	平成15年	平成18年	平成22年	平成24年	平成27年	平成30年
子どもの貧困率	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	14.0
相対的貧困率	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.7
子どもがいる現役世帯	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	13.1
大人が1人	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.3
大人が2人以上	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	11.2

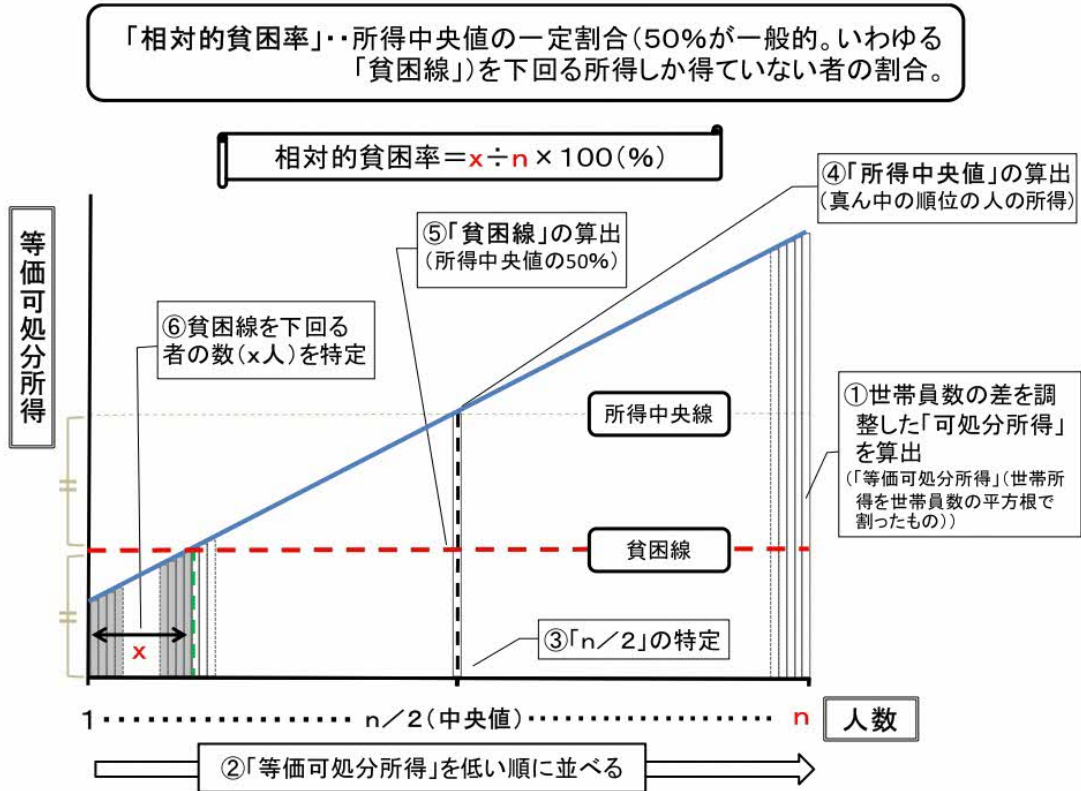
資料：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

注1) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

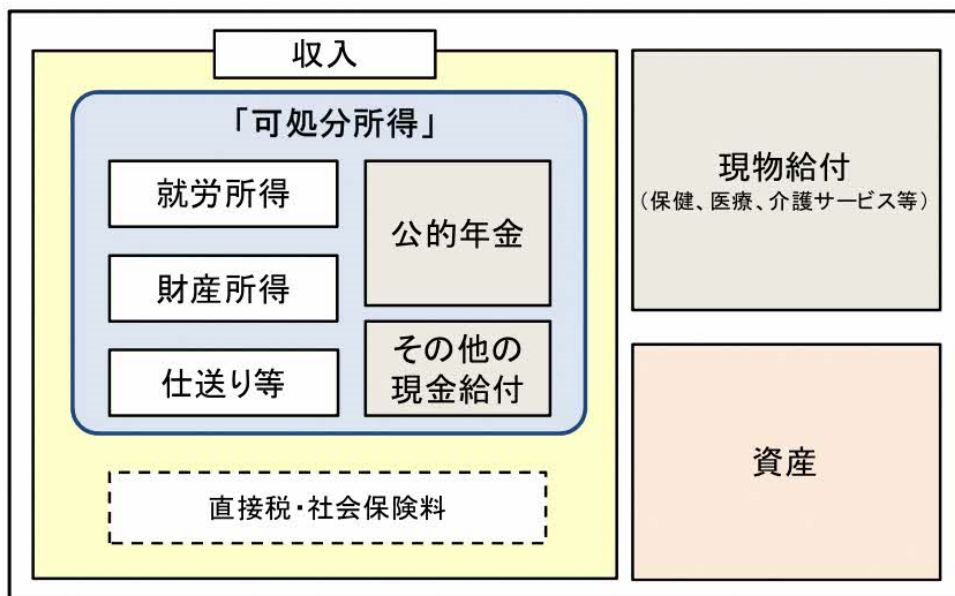
注2) 平成30年の「新基準」は、OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）に基づき算出

注3) 「子どもの貧困率」は、全国の世帯及び世帯員を対象に無作為抽出により調査、算出されており、都道府県別、市区町村別の数値は算出されていません。

◎相対的貧困率の算出方法



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



## ② 子どもの貧困対策の推進に関する法律

### ア 制定の背景

前述のような状況を受け、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年6月に一部改正され、令和元年9月に施行されました。

### イ 法律の概要

法律の概要は、以下のとおりです。

#### a 目的

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

#### b 基本理念

子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

#### c 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。



**d 子どもの貧困対策に関する大綱について**

政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、次に掲げる5つの事項を盛り込んだ、子どもの貧困対策に関する大綱（以下、「大綱」といいます。）を定めなければならないと規定されています。

- ① 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- ② 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- ③ 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困に関する事項
- ④ 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- ⑤ 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

**e 必要な施策を講ずるべき分野**

必要な施策を講ずるべき分野として、次の5つが示されています。

- ・教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策
- ・貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策
- ・貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策
- ・各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策
- ・子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策

### ③ 大綱の策定

#### ア 策定の経緯

政府では、平成30年11月、法律に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、同会議において「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について」を決定し、大綱の案を作成することとしました。

作成にあたっては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子どもの貧困対策に関する有識者会議」を開催し、計6回にわたり、幅広く関係者からの意見聴取が行われました。そして、それらの意見は「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」として整理され、政府はこの提言を受けて、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成しました。

#### イ 大綱の概要

##### a 「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」

大綱においては、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」として、以下の分野横断的な基本方針4項目と分野ごとの基本方針6項目が挙げられています。

##### <分野横断的な基本方針>

- ① 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが夢や希望を持てる社会を目指す。
- ② 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- ③ 支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進する。
- ④ 地方公共団体による取組の充実を図る。

##### <分野ごとの基本方針>

- ① 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- ② 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- ③ 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進める。
- ④ 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- ⑤ 子どもの貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- ⑥ 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

## b 指標の改善に向けた重点施策

子どもの貧困対策に関する重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

領域	大項目	中項目
教育の支援	(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	幼児教育・保育の無償化
		幼児教育・保育の質の向上
	(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等
		学校教育による学力保障
	(3) 高等学校等における修学継続のための支援	高校中退の予防のための取組
		高校中退後の支援
	(4) 大学等進学に対する教育機会の提供	高等教育の修学支援
	(5) 特に配慮を要する子どもへの支援	児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援
		特別支援教育に関する支援の充実
		外国人児童生徒等への支援
	(6) 教育費負担の軽減	義務教育段階の就学支援の充実
		高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減
		生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減
		ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
	(7) 地域における学習支援等	地域学校協働活動における学習支援等
		生活困窮世帯等への学習支援
	(8) その他の教育支援	学生支援ネットワークの構築
		夜間中学の設置促進・充実
		学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保
		多様な体験活動の機会の提供

領域	大項目	中項目
生活の安定に資するための支援	(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援
		特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
	(2) 保護者の生活支援	保護者の自立支援
		保育等の確保
		保護者の育児負担の軽減
	(3) 子どもの生活支援	生活困窮世帯等の子どもへの生活支援
		社会的養育が必要な子どもへの生活支援
		食育の推進に関する支援
	(4) 子どもの就労支援	生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援
		高校中退者等への就労支援
		児童福祉施設入所児童等への就労支援
		子どもの社会的自立の確立のための支援
	(5) 住宅に関する支援	
	(6) 児童養護施設退所者等に関する支援	家庭への復帰支援
		退所等後の相談支援
	(7) 支援体制の強化	児童家庭支援センターの相談機能の強化
		社会的養護の体制整備
市町村等の体制強化		
ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進		
生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進		
相談職員の資質向上		
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	(1) 職業生活の安定と向上のための支援	所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
	(2) ひとり親に対する就労支援	ひとり親家庭の親への就労支援
		ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立
		ひとり親家庭の親の学び直しの支援
		企業表彰
	(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援	就労機会の確保
		親の学び直しの支援
		非正規雇用から正規雇用への転換

領域	大項目	中項目
経済的支援		児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
		養育費の確保の推進
		教育費負担の軽減

### c その他

その他、以下が記載されています。

- 今後の対策推進に資するよう、子どもの貧困に関する調査研究等に取り組むこと。
- 施策の推進体制
- 子どもの貧困対策会議において施策の実施状況等の検証・評価を行い、見直しや改善に努めること。
- 社会経済情勢の変化、子どもの貧困に関する状況の変化、大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に大綱の見直しを検討すること。

### 〔3〕 県の動向 「第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画」

#### ① 策定について

福岡県（以下、「県」といいます。）では、平成26年8月に閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱」を受けて、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、平成28年3月に、第1期となる「福岡県子どもの貧困対策推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、教育、福祉、労働、住宅などの関係部局が連携し、子どもの成長段階に応じた支援施策を進めてきました。

さらに、令和元年6月の子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立により、令和元年11月に新たな「子どもの貧困対策に関する大綱」を閣議決定されました。

令和2年に入ってから、新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大し、県では、令和2年4月及び令和3年1月の2度にわたり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発令されるなど、県民の生活環境が大きく変化しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、子どもたちの日常生活にも影響を及ぼしており、厳しい状況に置かれている子どもが増加しているおそれがあることから、より一層の子どもの貧困対策の充実が求められています。

このような中において、県の前計画が計画期間の満了を迎えたことから、これらの状況を勘案し、新たな「第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画」（以下「県の計画」という。）を策定しました。

県の計画では、県内の子どもの貧困の現状を把握のうえ、子どもの貧困に関する数値目標を設定し、基本目標を達成するため、4項目の重点方針を示しています。

#### ② 県の計画の概要

県の計画の概要は、以下のとおりです。

##### ア 基本目標

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる福岡県を目指します。

##### イ 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年です。

##### ウ 重点方針

- ① 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築
- ② 支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進
- ③ 生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、地域の実情を踏まえた市町村における取組みの支援

- ④ 行政、保育所、学校、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会、NPO など、地域の関係者が一体となって行う支援

## エ 施策

重点方針で掲げた4つの方針に基づき計画の基本理念及び数値目標を達成するために、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」及び「経済的支援」を基本的視点として、子どもの貧困対策に関する施策を総合的に推進していきます。

基本的視点	施策
教育の支援	幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
	地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
	高等学校等における修学継続のための支援
	大学等進学に対する教育機会の提供
	特に配慮を要する子どもへの支援
	教育費負担の軽減
	地域における学習支援等
	その他の教育支援
生活の安定に資するための支援	親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
	保護者の生活支援
	子どもの生活支援
	子どもの就労支援
	住宅に関する支援
	児童養護施設退所者等に関する支援
	支援体制の強化
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	職業生活の安定と向上のための支援
	ひとり親に対する就労支援
	ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援
経済的支援	児童扶養手当制度の着実な実施
	養育費の確保の推進
	教育費負担の軽減
	医療費負担の軽減
	生活福祉資金の貸付け
	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け
	その他の経済的支援

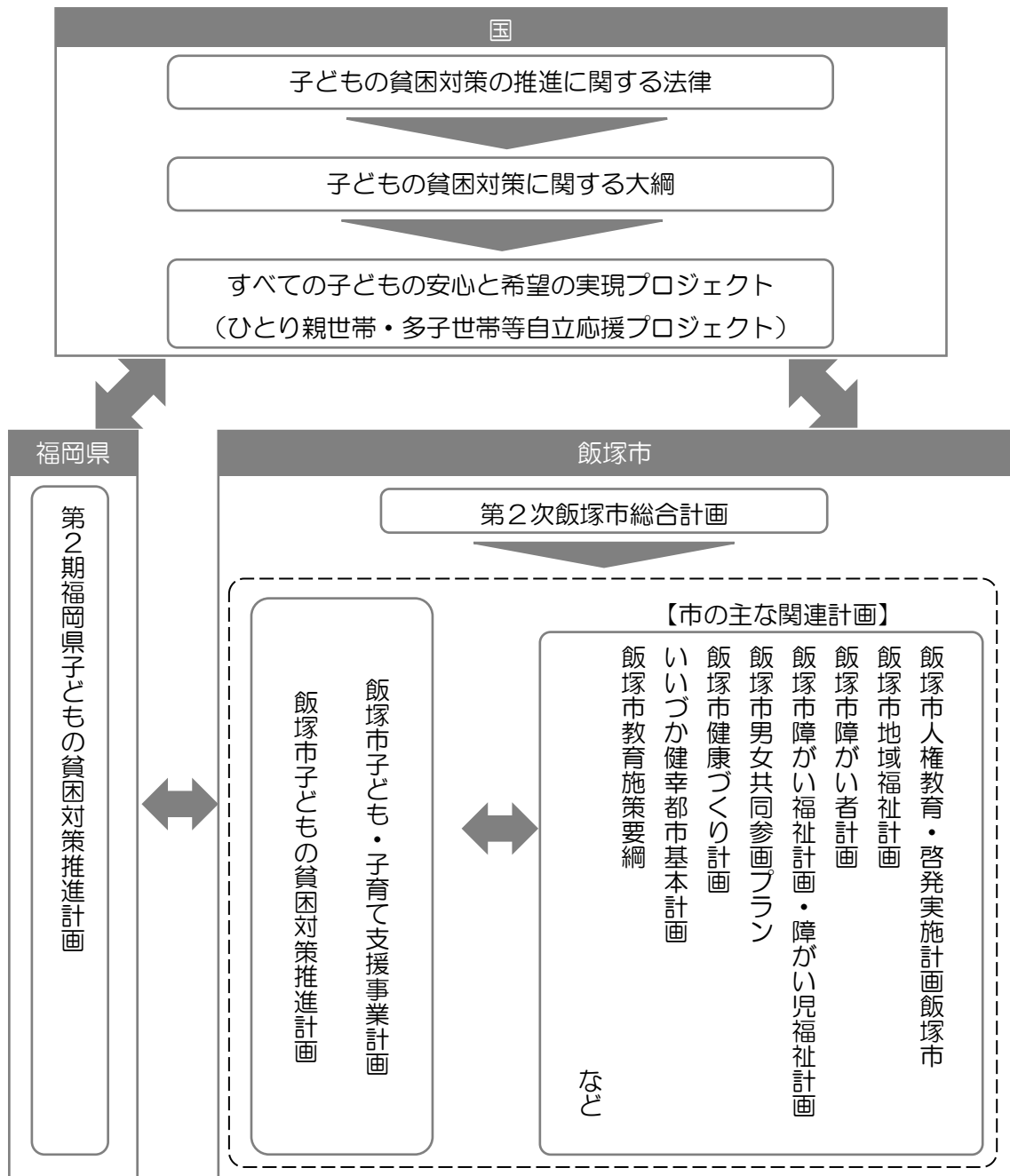


## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「飯塚市総合計画」を上位計画に位置付けます。

また、分野別計画とも整合を図りつつ、令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び同11月に改定された「子どもの貧困対策に関する大綱」の趣旨を反映します。

### ○国と飯塚市の動向



### 3. 計画の策定体制

「子ども・子育て支援事業計画」と同様に、計画内容等について「飯塚市子ども・子育て会議」により、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

また、計画原案に対する市民意見募集により、障がい者やその家族などの当事者やその他の市民の意見の反映に努めました。

### 4. 計画の対象

おおむね18歳未満の子どもとその家庭を対象とします。

現在、経済的に困難を抱える子どもとその家庭はもちろんですが、誰もが経済的に困難を抱える可能性があるという考えのもと、対象者は広く捉えます。

### 5. 計画期間

令和5年度から令和6年度までの2か年とします。

### 6. 計画の評価及び推進体制

#### 〔1〕計画推進及び進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の進捗状況の把握・点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

#### 〔2〕計画推進に向けた関係機関の役割

子どもの貧困対策に関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、子育て支援課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、学校をはじめ幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育事業者や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子どもの貧困対策の推進を図ります。

さらに、幼児教育の無償化や児童扶養手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

---

## 第2章

### 飯塚市の子どもの貧困の現状

---



## 第2章 飯塚市の子どもの貧困の現状

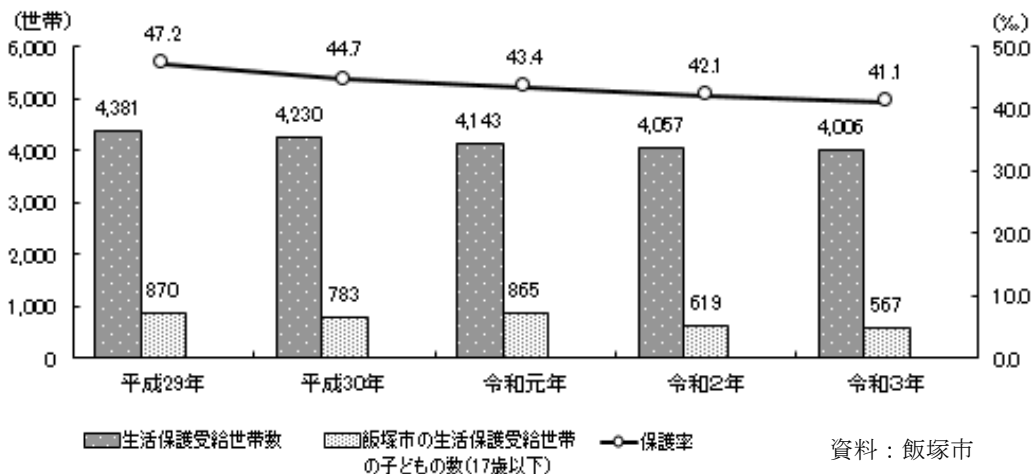
### 1. 統計データからみた現状

#### 〔1〕生活保護受給世帯の状況

##### ①生活保護受給世帯の状況

本市の生活保護受給世帯の推移をみると、平成29年以降減少しており、令和3年で4,006世帯となっています。また、保護率も平成29年以降減少しており、令和3年で41.1%となっており、生活保護受給世帯の子どもの数は減少傾向で推移しています。

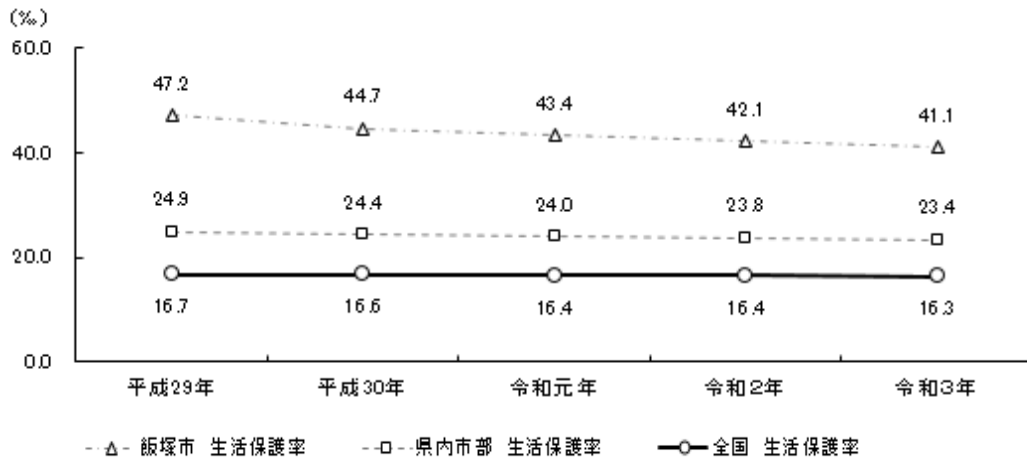
生活保護受給世帯の状況



##### ②生活保護率の比較（国、県内市部、飯塚市比較）

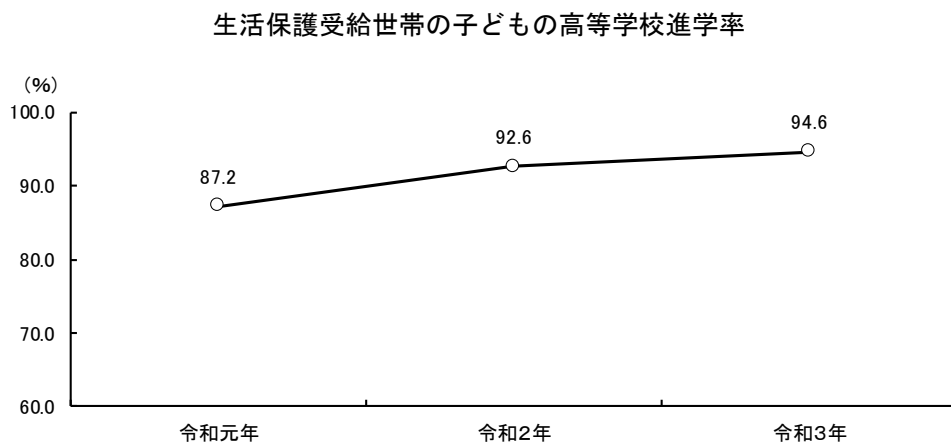
本市の生活保護受給世帯を比較すると、生活保護率が、全国、県内市と比較すると、高くなっています。

生活保護率の比較（国、県内市、飯塚市比較）



### ③生活保護受給世帯の子どもの高等学校進学率

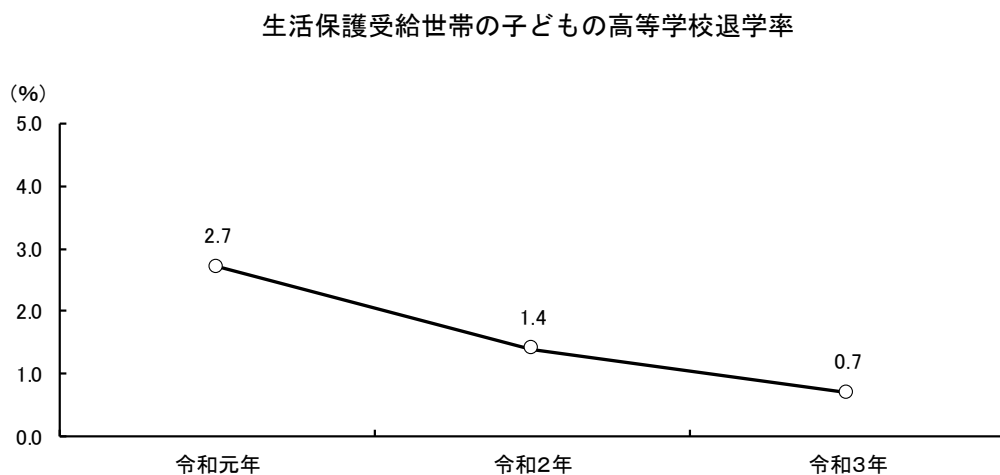
生活保護受給世帯の子どもの高等学校進学率は、令和元年以降増加しており、令和3年で94.6%となっています。



資料：飯塚市

### ④生活保護受給世帯の子どもの高等学校退学率

本市の生活保護受給世帯の子どもの高等学校退学率は、令和元年以降減少しており、令和3年で0.7%となっています。

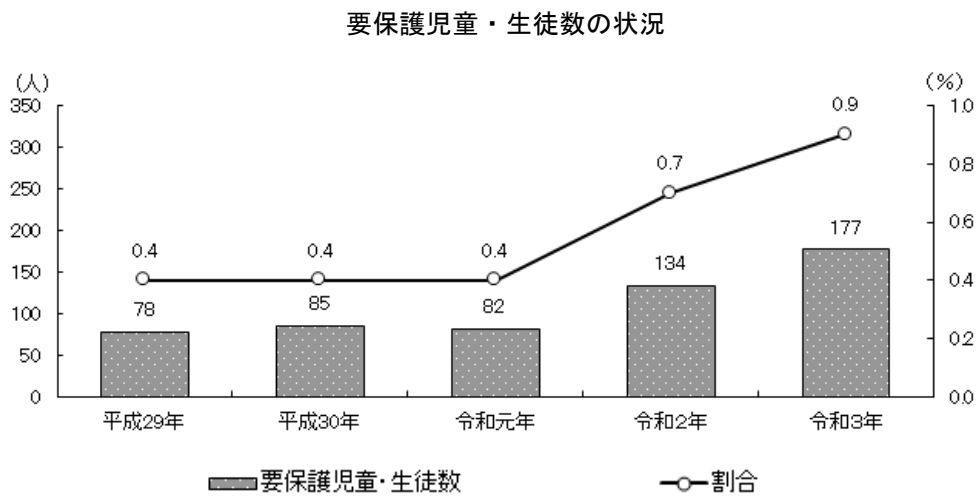


資料：飯塚市

## 〔2〕要保護児童・生徒数の状況

## ①要保護児童・生徒数の状況

要保護児童・生徒数の推移をみると、関係機関による虐待通告の周知徹底や面前DV(児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案)の通告件数の増加などにより、平成29年以降増加傾向にあり、令和3年で177人となっています。また、全体の児童・生徒数に対する割合をみると令和元年から増加しており、令和3年で0.9%となっています。



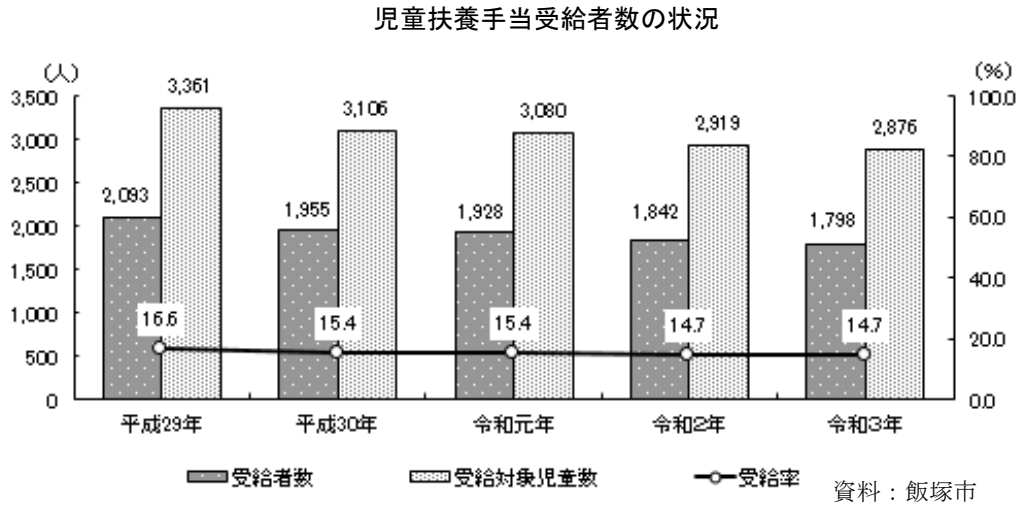
資料：飯塚市

※要保護児童とは・・・保護者がいない子どもや保護者からの虐待を受けているなど保護者と離れて暮らすことが良いと判断される子どもなど、保護が必要な子どものこと。

〔3〕 児童扶養手当受給者数の状況

① 児童扶養手当受給者数の状況

児童扶養手当受給者数と受給対象児童数の推移をみると、平成29年以降ともに減少しています。

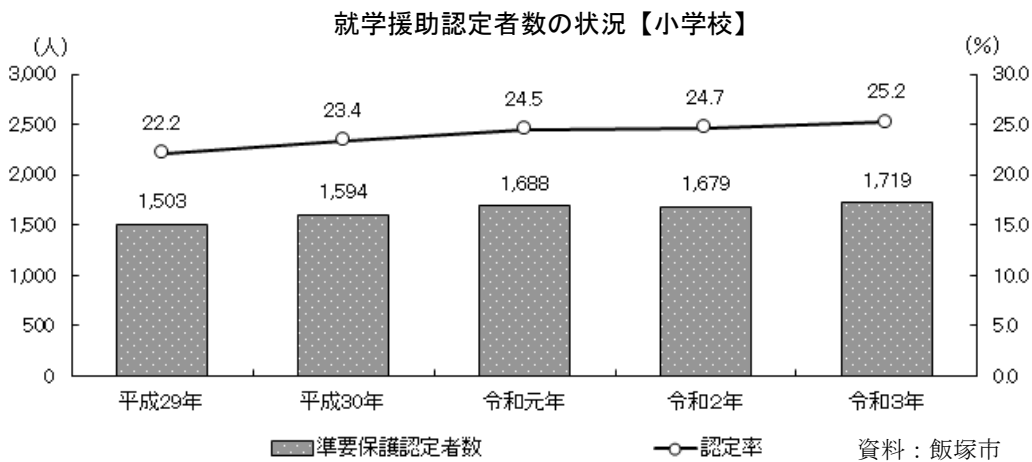


※児童扶養手当とは・・・父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）に支給される手当

〔4〕 就学援助認定者数の状況（小学校・中学校）

① 小学校

本市の小学校の就学援助認定者数の推移をみると、平成29年以降増加しており、令和3年で就学援助認定者数が1,719人、認定率が25.2%となっています。



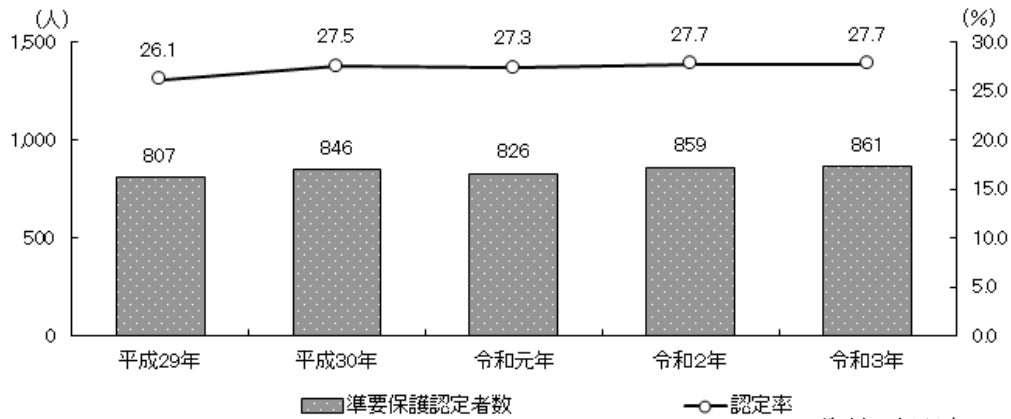
※就学援助とは・・・経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する援助のこと。学用品代や給食費などの支給等が行なわれる。



②中学校

本市の中学校の就学援助認定者数の推移をみると、平成29年以降ほぼ横ばいで推移しており、令和3年で就学援助認定者数が861人、認定率が27.7%となっています。

就学援助認定者数の状況【中学校】



資料：飯塚市

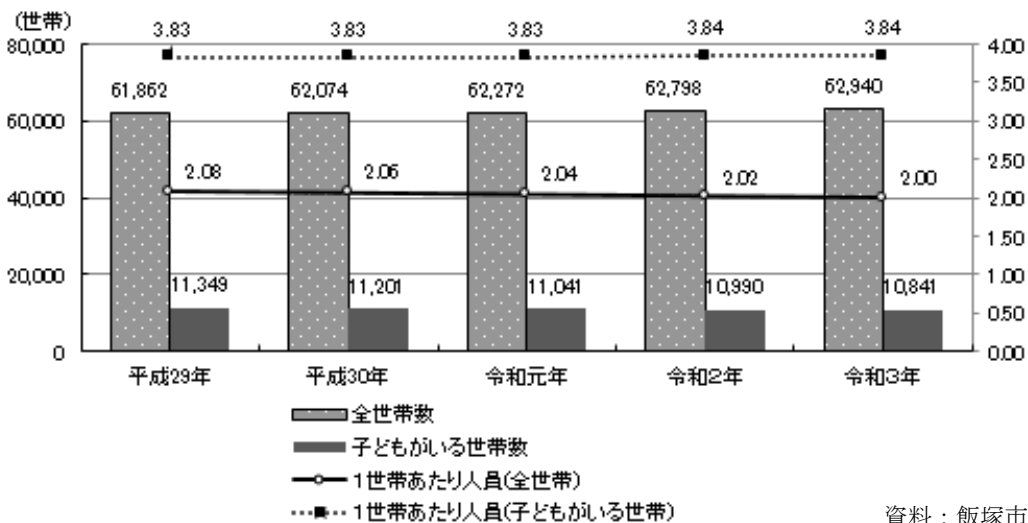
〔5〕世帯の状況

①世帯数と1世帯あたり平均人数の推移

本市の全世帯数の推移をみると、令和3年で62,940世帯と微増していますが、1世帯あたりの平均人数は2.00人で微減しています。

一方、子どもがいる世帯数では、令和3年で10,841世帯と微減となっており、1世帯あたりの平均人数は3.84人となっています。

世帯数と1世帯あたり平均人数の推移



資料：飯塚市

〔6〕教育分野の状況

①全国学力・学習状況調査結果（小学校、中学校）

本市の小学校の全国学力・学習状況調査結果をみると、令和3年の国語A、算数Aの結果が、平成29年からの5年間で最も高い値となっています。

一方、中学校の全国学力・学習状況調査結果をみると小学校と同様に、国語A、数学Aの結果が、最も高い値となっています。

全国学力・学習状況調査結果（小学校）

単位：点  
(全国平均を100となるよう標準化したもの)

項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
国語A	102.7	101.2	102.2	—	106.6
国語B	100.0	102.3	—	—	—
算数A	100.8	102.2	98.9	—	104.5
算数B	98.0	100.0	—	—	—

資料：飯塚市教育委員会

全国学力・学習状況調査結果（中学校）

単位：点  
(全国平均を100となるよう標準化したもの)

項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
国語A	96.4	95.9	97.3	—	97.8
国語B	93.8	96.4	—	—	—
数学A	89.3	93.3	96.9	—	98.9
数学B	87.5	90.9	—	—	—
英語	—	—	90.7	—	—

資料：飯塚市教育委員会

### ②市内小学校の不登校児童・生徒の人数及び在籍率の推移

小学校の不登校児童数の推移をみると、令和元年以降増加しており、令和3年で134人となっています。不登校児童の出現率についても、平成29年以降増加し、令和3年で19.5%となっています。

市内小学校の不登校児童・生徒の人数及び在籍率の推移

項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
不登校児童人数（男子）（人）	—	—	38	57	61
不登校児童人数（女子）（人）	—	—	32	50	73
不登校児童人数（合計）（人）	50	58	70	107	134
出現率（‰）	7.4	8.5	10.2	15.7	19.5

資料：飯塚市教育委員会

### ③市内中学校の不登校児童・生徒の人数及び在籍率の推移

中学校の不登校生徒数の推移をみると、過去3年間で令和3年が最も多く、229人となっています。不登校生徒の出現率をみると、近年増加しており、令和3年で73.6%となっています。

市内中学校の不登校児童・生徒の人数及び在籍率の推移

項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
不登校児童人数（男子）（人）	—	—	101	98	111
不登校児童人数（女子）（人）	—	—	74	102	118
不登校児童人数（合計）（人）	172	185	175	200	229
出現率（‰）	55.6	60.2	57.8	64.4	73.6

資料：飯塚市教育委員会

④スクールソーシャルワーカーの項目別相談延べ人数の推移

スクールソーシャルワーカーの項目別相談延べ人数の推移についてみると、どの年も「不登校への対応」や「家庭の問題」が多くみられます。

スクールソーシャルワーカーの項目別相談延べ人数の推移

単位：人

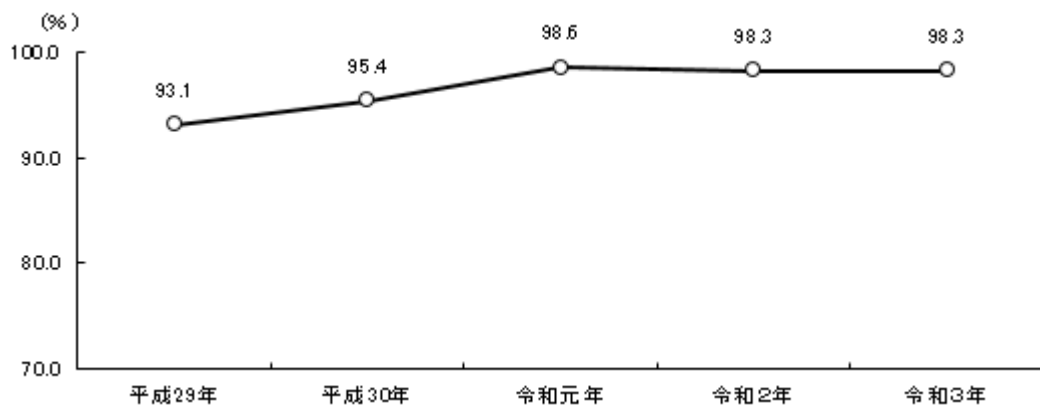
項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
不登校への対応	40	68	143	108
いじめ問題への対応	0	0	3	1
暴力行為への対応	1	1	0	1
友人関係	0	6	3	1
家庭の問題	32	59	87	161
学業・進路	1	0	3	31
その他	131	59	141	383

資料：飯塚市教育委員会

⑤中学校卒業者の進学率

過去5年間の中学校卒業者の進学率をみると、平成29年から令和元年にかけて増加していましたが、以降ほぼ横ばいで推移しており、令和3年では98.3%となっています。

中学校卒業者の進学率

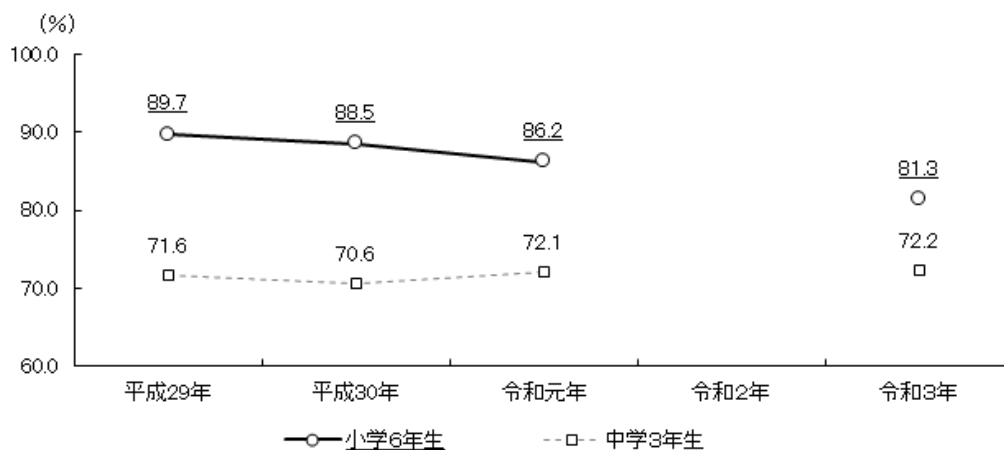


資料：飯塚市教育委員会

⑥将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合

将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合をみると、令和3年に小学6年生は81.3%、中学3年生は72.2%となっています。

将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合



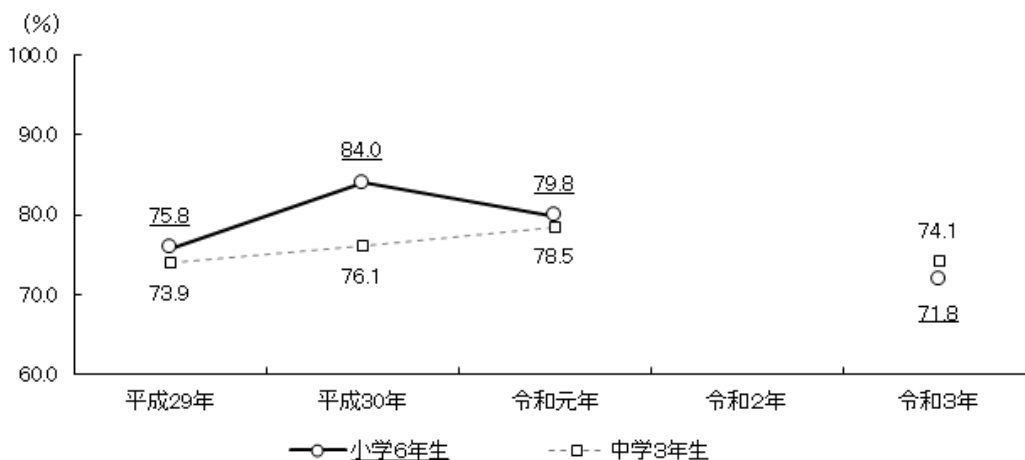
資料：飯塚市教育委員会

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年は未実施

⑦自分には良いところがあると思う児童生徒数

自分には良いところがあると思う児童生徒の割合をみると、令和3年に小学6年生は71.8%、中学3年生は74.1%となっています。

自分には良いところがあると思う児童生徒数



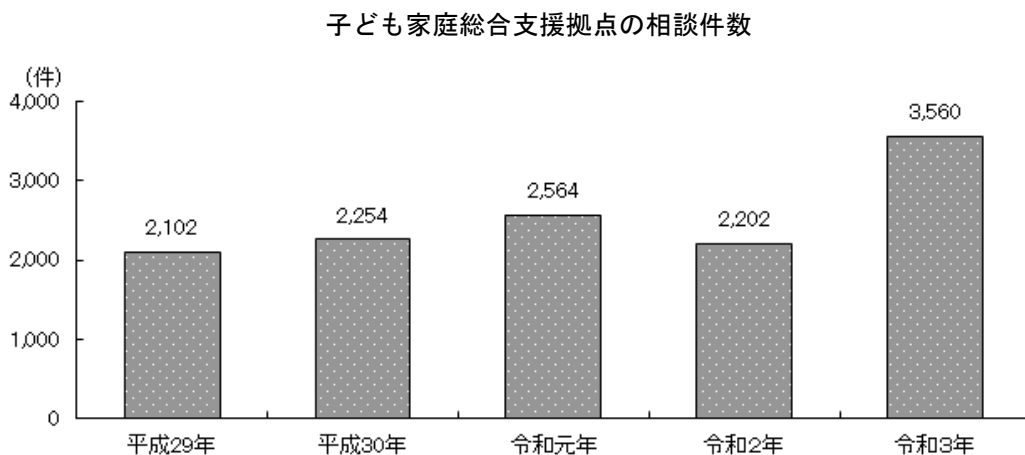
資料：飯塚市教育委員会

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年は未実施

〔7〕生活支援の状況

①子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）の相談件数

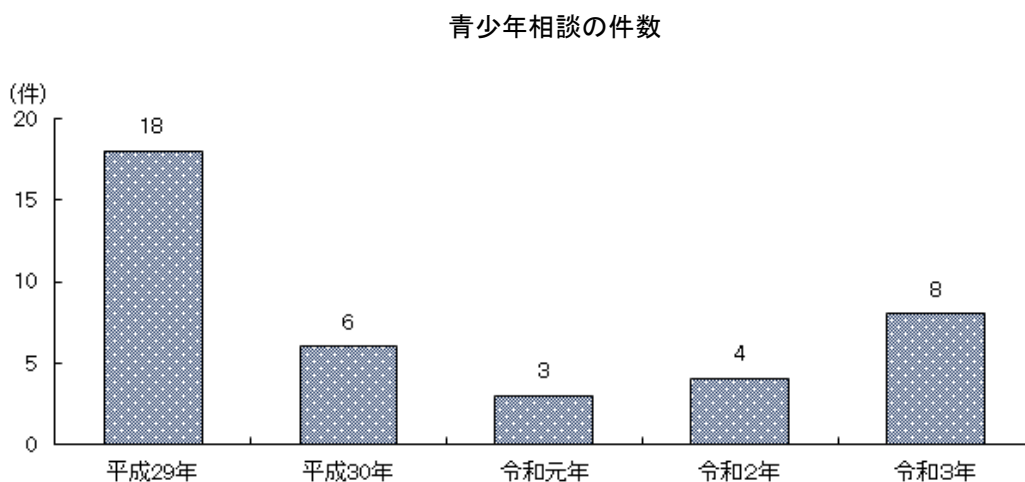
子ども家庭総合支援拠点の相談件数の推移をみると、ここ数年では令和3年が最も多く3,560件となっています。



資料：飯塚市

②青少年相談の件数

青少年相談の件数の推移をみると、平成29年から平成30年にかけて大きく減少し、令和3年には8件となっています。



資料：飯塚市

## ③ファミリー・サポート・センター会員数と活動回数

ファミリー・サポート・センター会員数と活動回数の推移をみると、令和3年では、会員数336人と過去5年間で最も少なくなっていますが、活動回数は549回と、過去5年間で最も多くなっています。

ファミリー・サポート・センター会員数と活動回数

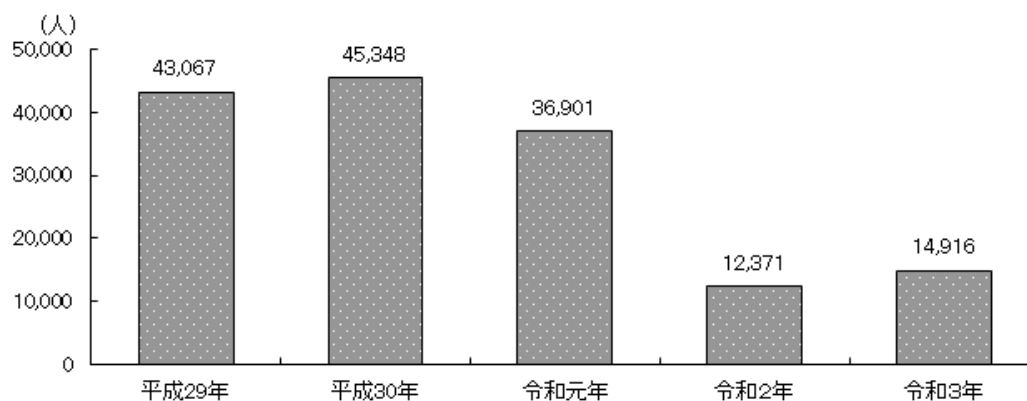
項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
会員数(人)	384	394	397	385	336
活動回数(回)	289	163	426	343	549

資料：飯塚市

## ④地域子育て支援センター利用者数

子育て支援センター利用者数の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響（一時閉鎖:令和2年4月9日～5月19日及び令和3年8月20日～9月30日を一時閉鎖、その他期間も予約制や人数制限を実施）もあり、令和元年から令和2年にかけて大幅に減少し、令和3年には14,916人となっています。

地域子育て支援センター利用者数



資料：飯塚市

⑤児童虐待対応件数の推移（内容別児童虐待対応件数）

児童虐待対応件数の推移をみると、令和3年では1,949件となっており、平成29年から5年間で最も多くなっています。

児童虐待対応件数の推移（内容別児童虐待対応件数）

単位：件

項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
身体的虐待	180	403	286	296	806
性的虐待	0	0	0	0	12
心理的虐待	219	386	341	209	438
ネグレクト	232	360	397	346	693
合計	631	1149	1024	851	1949

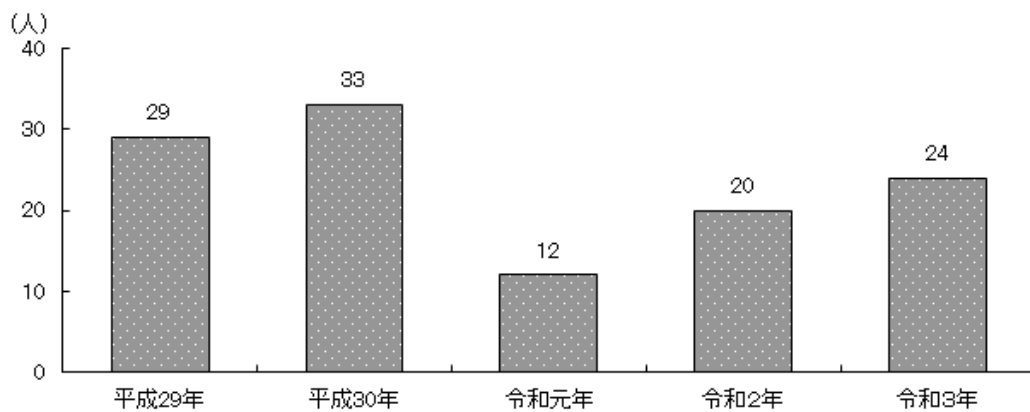
資料：飯塚市

〔8〕就労関連の状況

①生活困窮者就労支援者数

生活困窮者就労支援者数の推移をみると、平成30年から令和元年にかけて大幅に減少しましたが、令和元年から令和3年にかけては増加傾向にあります。

生活困窮者就労支援者数



資料：飯塚市

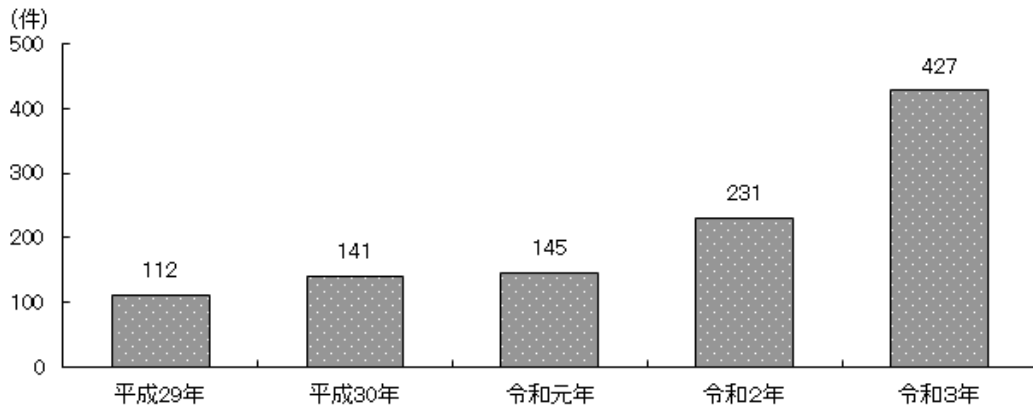


②母子父子自立支援相談件数

母子・父子自立支援員相談件数の推移をみると、年々増加しています。

特に令和2年から令和3年にかけては大きく増加し、令和3年で427件となっています。

母子父子自立支援相談件数

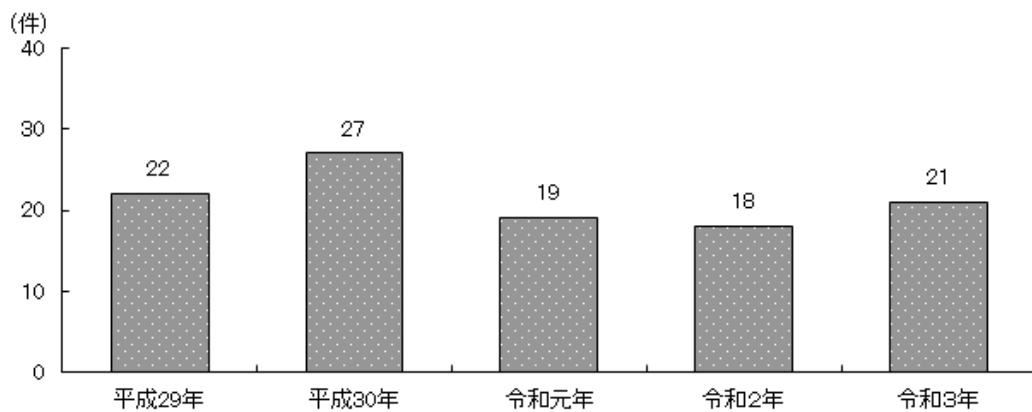


資料：飯塚市

③高等職業訓練給付金支給件数

高等職業訓練促進給付金支給件数の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しており、令和3年で21件となっています。

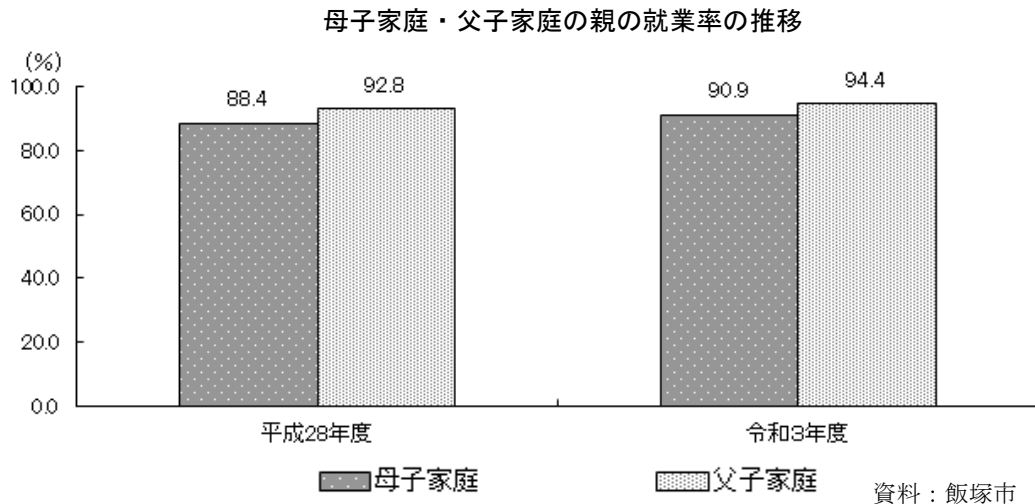
高等職業訓練給付金支給件数



資料：飯塚市

④母子家庭・父子家庭の親の就業率の推移

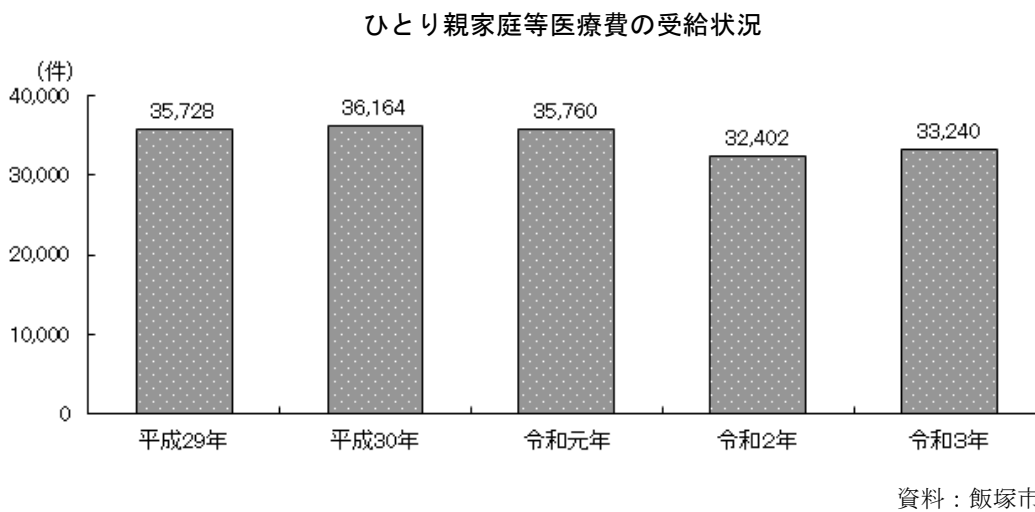
母子家庭・父子家庭の親の就業率の推移をみると、母子家庭・父子家庭ともに平成28年度から少し上昇し、令和3年で母子家庭が90.9%、父子家庭が94.4%となっています。



〔9〕 経済的支援の状況

①ひとり親家庭等医療費の受給状況

ひとり親家庭等医療費の受給状況をみると、平成29年以降減少傾向にあり、令和3年で33,240件となっています。



## 2. アンケート調査からみた現状

本市では、本計画の基礎資料として、児童・生徒とその保護者の状況を把握するために以下のアンケート調査を実施しました。

【調査の概要】

	就学前児童 保護者用調査	小学生児童 用調査	小学生保護者 用調査	中学生児童 用調査	中学生保護者用 調査
調査対象者	就学前児童（0～5歳児）の保護者	小学5年生 児童	小学5年生 児童の保護者	中学2年生 生徒	中学2年生 生徒の保護者
調査方法	郵送配布ー郵送回収またはインターネット回答	学校配布ー学校回収またはインターネット回答			
標本数	1,400人 (住民基本台帳による無作為抽出)	1,182人	1,182人	1,122人	1,122人
有効回収数 (有効回収率)	707人 (50.5%)	870人 (73.6%)	870人 (73.6%)	656人 (58.5%)	656人 (58.5%)
調査期間	就学前児童保護者は、令和4年1月19日から令和4年2月7日 その他は、令和3年12月14日から令和4年2月8日				

アンケート調査票での世帯の等価可処分所得(等価可処分収入)、世帯員人数を踏まえ、アンケート回答世帯を以下の3つに分類して集計しています。

- ・「等価可処分所得の中央値以上」
- ・「等価可処分所得の中央値の2分の1以上中央値未満」
- ・「等価可処分所得の中央値の2分の1未満」

※等価可処分所得とは

所得のない子ども等を含め、すべての世帯員に割り当てられるもので、可処分所得（家計収入から税金や社会保険料などの非消費支出を差し引いたもの）から可処分所得世帯員数の平方根（ $\sqrt{\quad}$ ）で割った値のことで

例：世帯の可処分所得が800万円、世帯数が4人の場合

$$800 \text{ 万円} \div \sqrt{4} = \text{約} 400 \text{ 万円}$$

所得800万円の4人世帯と、200万円の1人世帯では、どちらも1人当たりの所得は200万円となりますが、両者の生活水準が同じ程度とは言えません。光熱水費等の世帯人員共通の生活コストは、世帯人員が多くなるにつれて割安になる傾向があることから、世帯人員の違いを調整するにあたって「平方根」を用いています。

※等価可処分所得の中央値とは

厚生労働省「2019年(令和元年)国民生活基礎調査」から算出された等価可処分所得である「254万円」を指します。

※中央値とは

データを大きさの順に並べたとき、全体の中央に位置する値のことで

※アンケート結果上の世帯の等価可処分所得(等価可処分収入)の割合

単位:%

区分	就学前児童	小学生	中学生
中央値以上	57.4	49.4	51.4
中央値の2分の1以上中央値未満	33.9	36.3	35.2
中央値の2分の1未満	8.7	14.3	13.4

〔1〕小学生・中学生

① 学校の授業以外での授業の状況

等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、「学校の授業以外で勉強はしない」の割合が高くなっています。

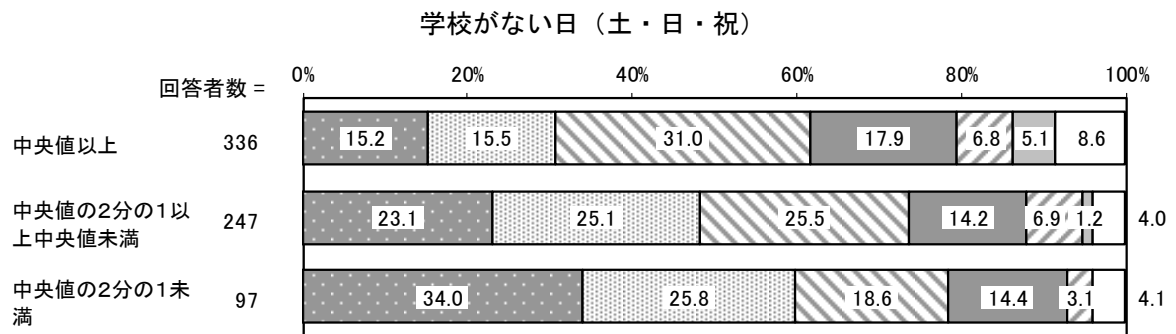
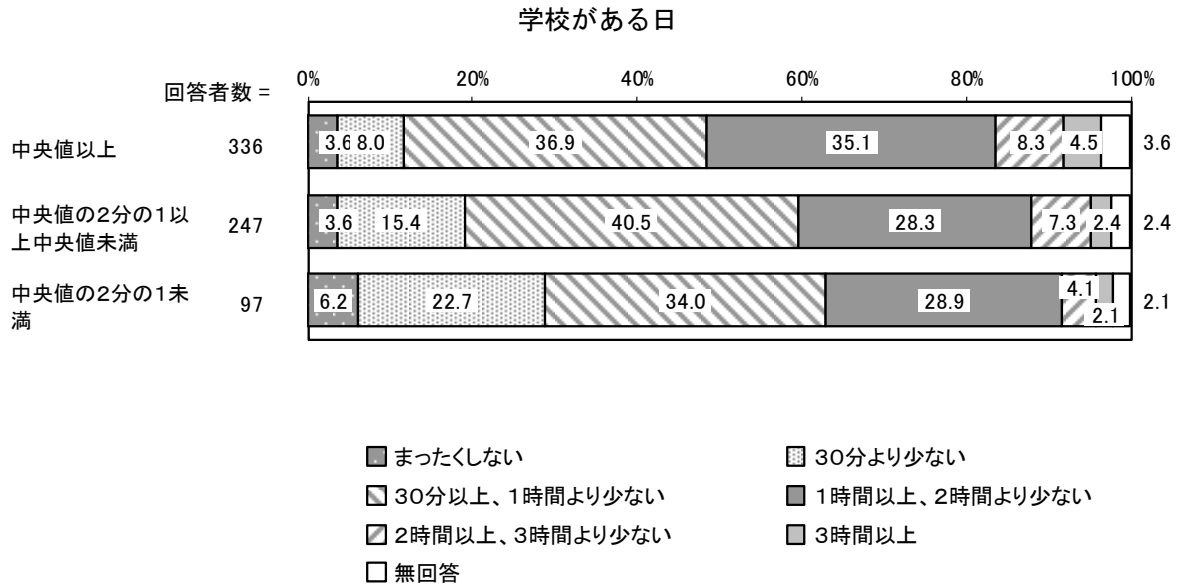
ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか。【小学生】

区分	回答者数(件)	自分で勉強する	家の人に教えてもらう	塾で勉強する	友達と勉強する	学校の補習を受ける	地域の人などが行う無料の勉強会に参加する	家庭教師に教えてもらう	その他	学校の授業以外で勉強はしない	無回答
中央値以上	336	68.8	43.5	28.6	22.3	8.9	2.1	—	4.8	6.0	3.9
中央値の2分の1以上中央値未満	247	63.2	35.6	12.6	17.0	4.9	2.0	0.8	4.0	13.4	6.1
中央値の2分の1未満	97	56.7	38.1	6.2	12.4	3.1	—	—	7.2	15.5	3.1

② 学校の授業以外での1日あたり勉強の時間

等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、学校の授業以外の一日の勉強時間が少なくなっています。

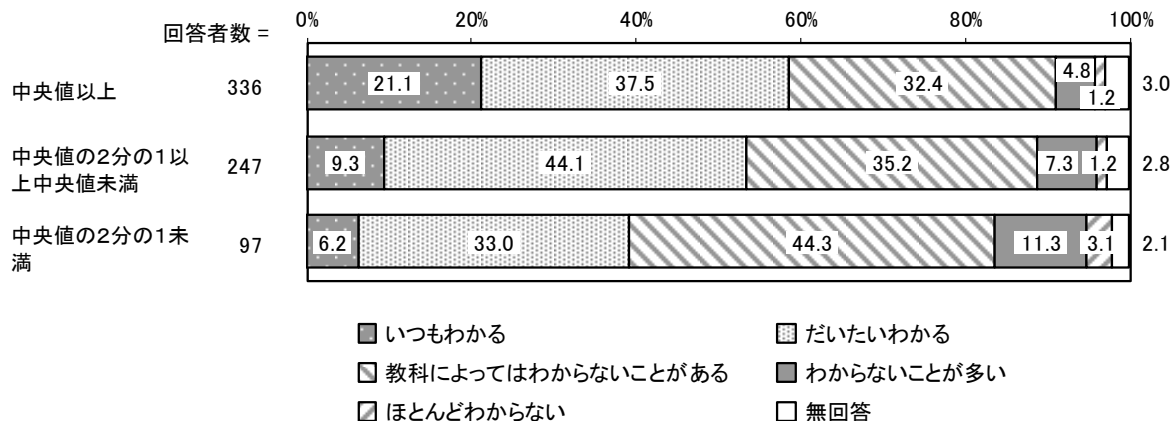
ふだん学校の授業以外に、1日あたりどれくらいの時間勉強をしますか。【小学生】



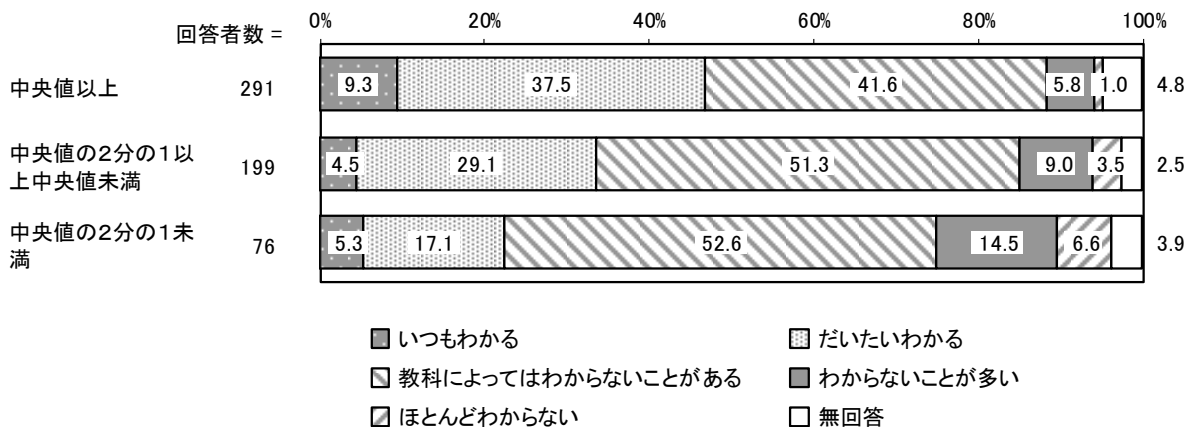
③ 学校の授業で分からないことの有無

等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、「学校の授業がわからない」の割合が高くなっていきます。

あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。【小学生】



あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。【中学生】

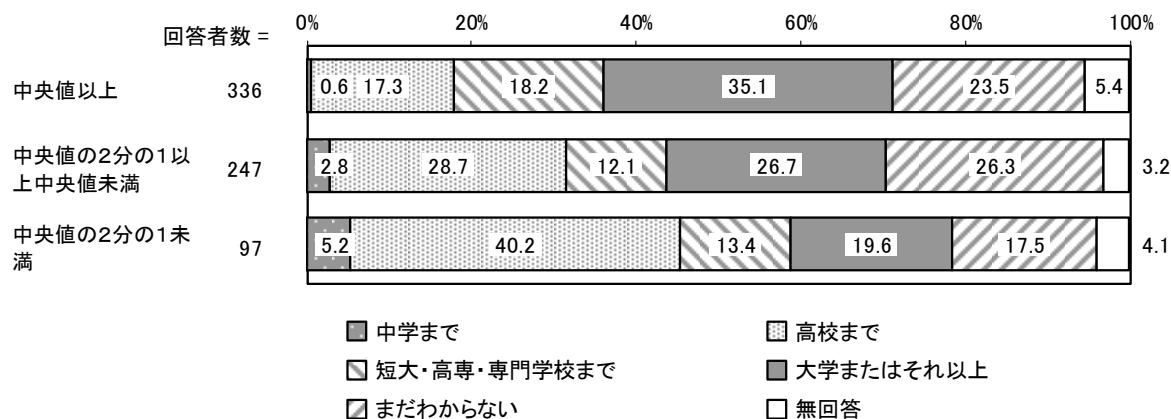


④ 将来の進学について

ア 将来の進学の希望

等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、大学またはそれ以上の進学を望む割合が低くなっています。

あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか。【小学生】



イ 将来の進学の希望の理由

将来の進学の段階を希望する理由として、等価世帯収入の水準別で見ると、中央値の2分の1未満で他の水準と比べ、小学生では「希望する学校や職業があるから」が低く、「親がそう言っているから」が高くなっており、中学生では「早く働く必要があるから」「家にお金がないと思うから」の割合が高くなっています。

その理由を教えてください。【小学生】

区分	回答者数(件)	希望する学校や職業があるから	自分の成績から考えて	親がそう言っているから	早く働く必要があるから	兄・姉がそうしているから	まわりの先輩や友達がそうしているから	家にお金がないと思うから	その他	とくに理由はない	無回答
中央値以上	239	64.0	20.5	11.3	3.8	4.6	3.3	1.7	8.4	10.0	0.8
中央値の2分の1以上中央値未満	174	51.7	12.6	10.3	6.3	3.4	1.7	1.7	5.7	22.4	4.0
中央値の2分の1未満	76	46.1	13.2	19.7	3.9	7.9	—	2.6	7.9	18.4	2.6

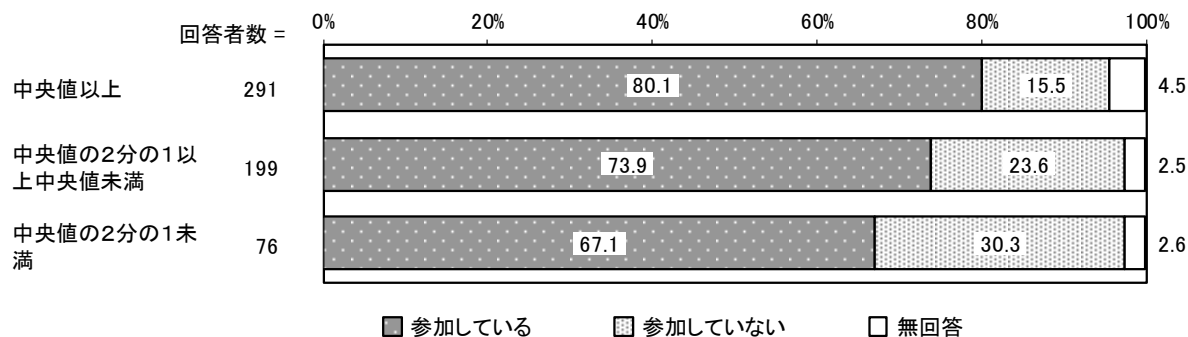
その理由を教えてください。【中学生】

区分	回答者数(件)	あるから希望する学校や職業があるから	親がそう言っているから	自分の成績から考えて	兄・姉がそうしているから	まわりの先輩や友達からそうしているから	早く働く必要があるから	家にお金がないと思うから	その他	とくに理由はない	無回答
中央値以上	224	52.2	16.1	17.4	6.7	5.4	3.1	0.4	3.1	19.6	2.2
中央値の2分の1以上中央値未満	144	53.5	19.4	17.4	4.9	3.5	2.1	2.8	6.3	16.7	1.4
中央値の2分の1未満	59	57.6	16.9	11.9	5.1	5.1	8.5	11.9	3.4	22.0	—

⑤ 地域スポーツや文化クラブ等への参加状況

地域スポーツや文化クラブ等参加していない理由として、等価世帯収入の水準別でみると、中央値の2分の1未満で他の水準と比べ「家の事情があるから」「費用がかかるから」の割合が高くなっています。

あなたは、地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加していますか。【中学生】



参加していない理由は何ですか。【中学生】

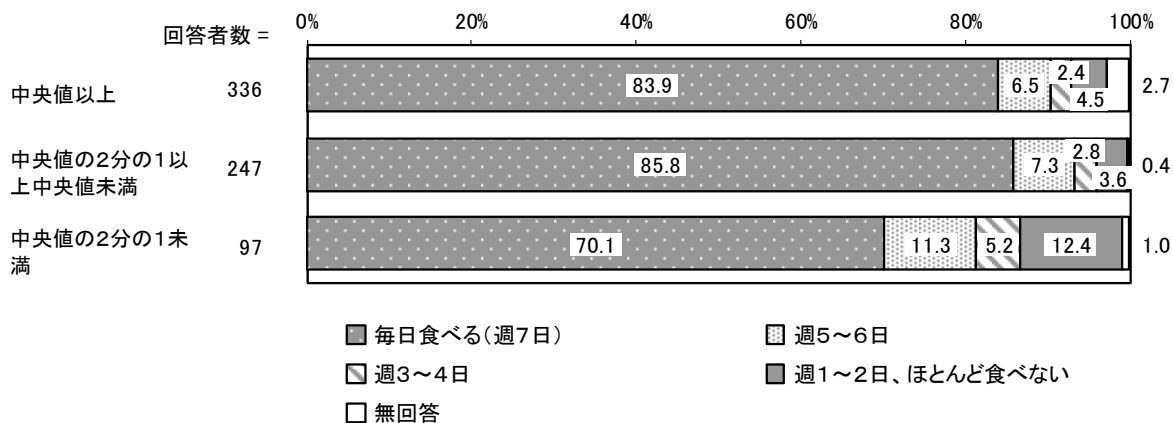
区分	回答者数(件)	部活動がないから	入りたいクラブ・入りたくないから	塾や習い事が忙しいから	家の事情(家族の話、家事など)があるから	費用がかかるから	一緒にいる友達がいないから	その他	無回答
中央値以上	45	55.6	17.8	15.6	4.4	6.7	17.8	4.4	
中央値の2分の1以上中央値未満	47	53.2	21.3	10.6	12.8	6.4	19.1	2.1	
中央値の2分の1未満	23	47.8	13.0	26.1	17.4	8.7	21.7	4.3	



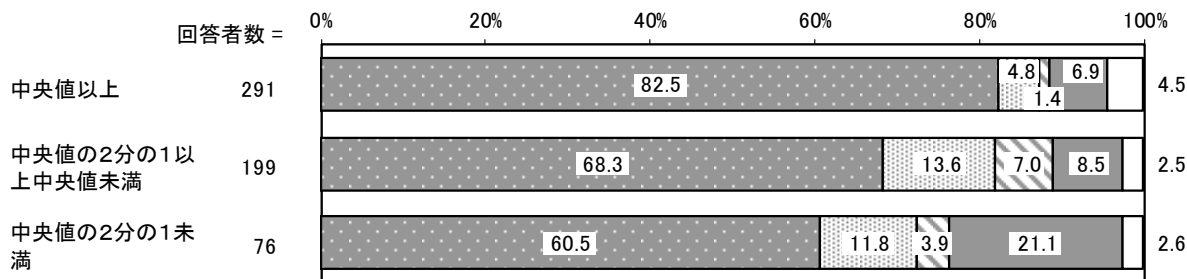
⑥ 朝食の摂取状況

朝食の摂取状況を等価世帯収入の水準別で見ると、中央値の2分の1未満で他の水準と比べ、「週1～2回、ほとんど食べない」の割合が高くなっています。

あなたは週にどのくらい、食事をしていますか。【小学生】



あなたは週にどのくらい、食事をしていますか。【中学生】



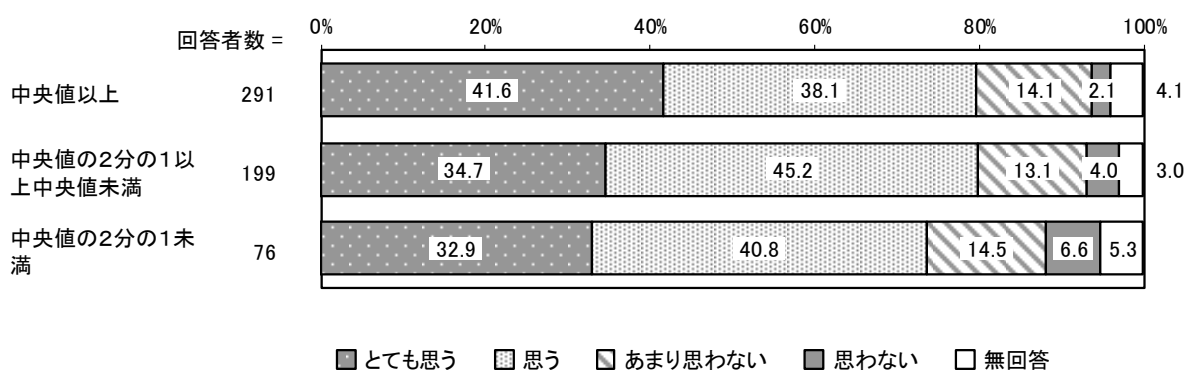
⑦ あなたの思いや考えについて

ア 自己肯定感

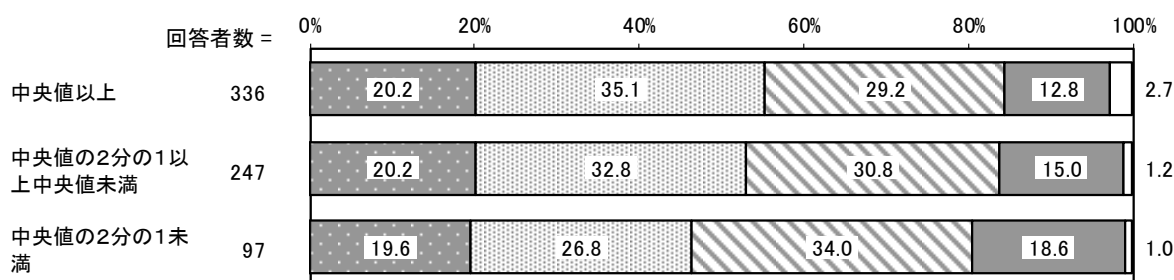
小学生では「自己肯定感」「自分は友だちに好かれている」「自分のことが好きだ」「同じ年齢の子どもから好かれている」について等価世帯収入の水準別でみると、中央値の2分の1未満で他の水準と比べ、割合が低くなっています。

また中学生では「がんばればむくわれる」「自己肯定感」「家族に大事にされている」「自分のことが好きだ」「友だちに好かれている」「不安に感じることはない」「孤独を感じることはない」「自分の将来が楽しみだ」「自分のことが好きだ」について等価世帯収入の水準別でみると、中央値の2分の1未満で他の水準と比べ、割合が低くなっています。

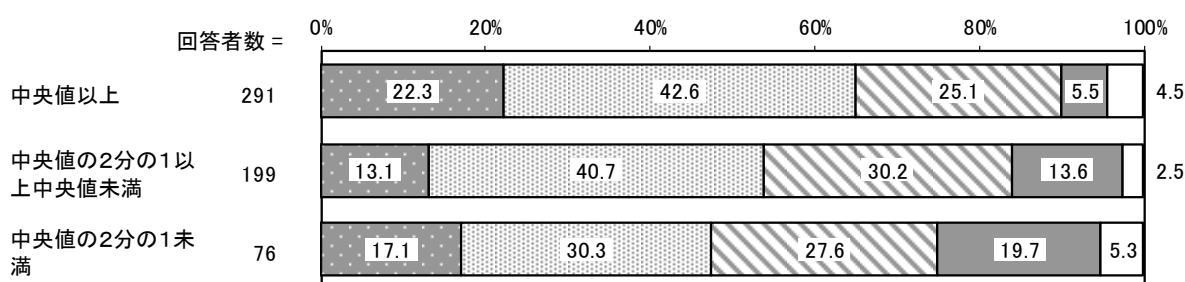
がんばれば、むくわれる。【中学生】



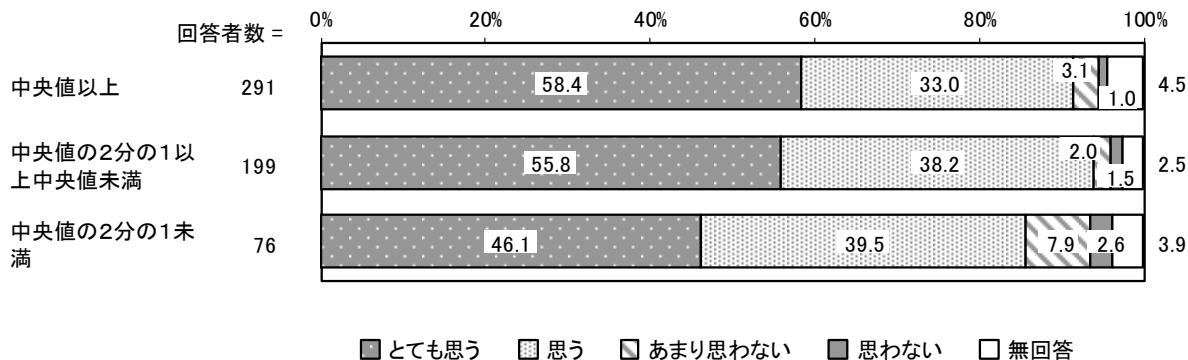
自分は価値のある人間だ。【小学生】



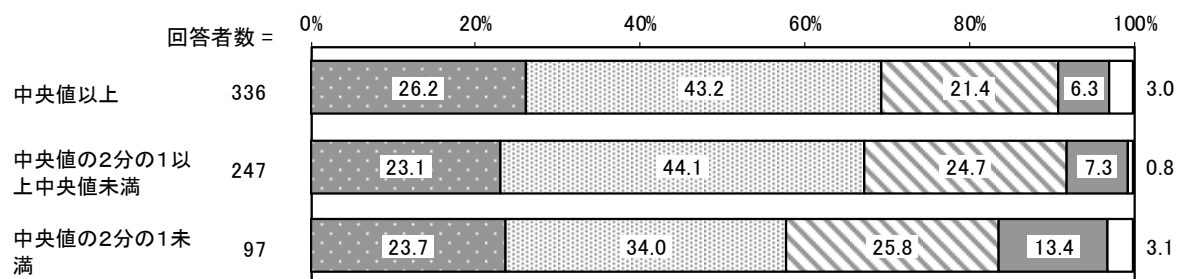
自分は価値のある人間だ。【中学生】



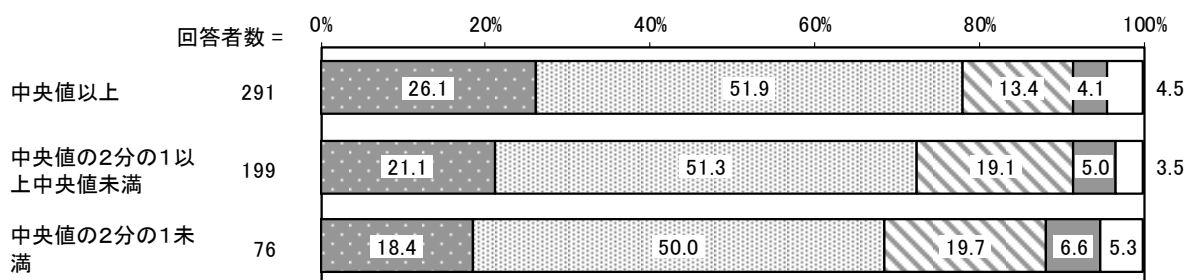
自分は家族に大事にされている。【中学生】



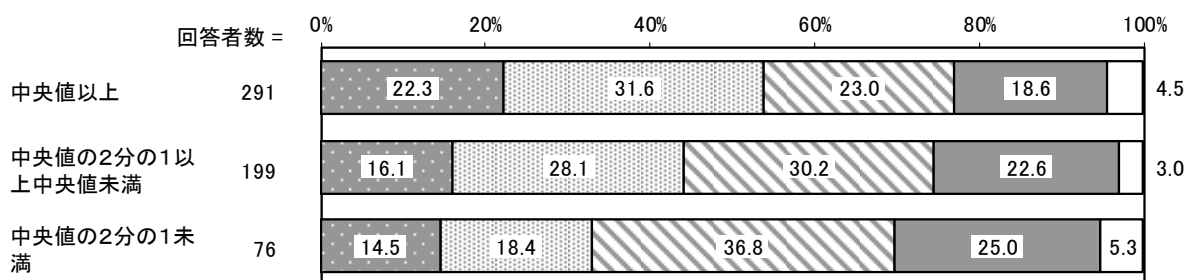
自分は友達に好かれている。【小学生】



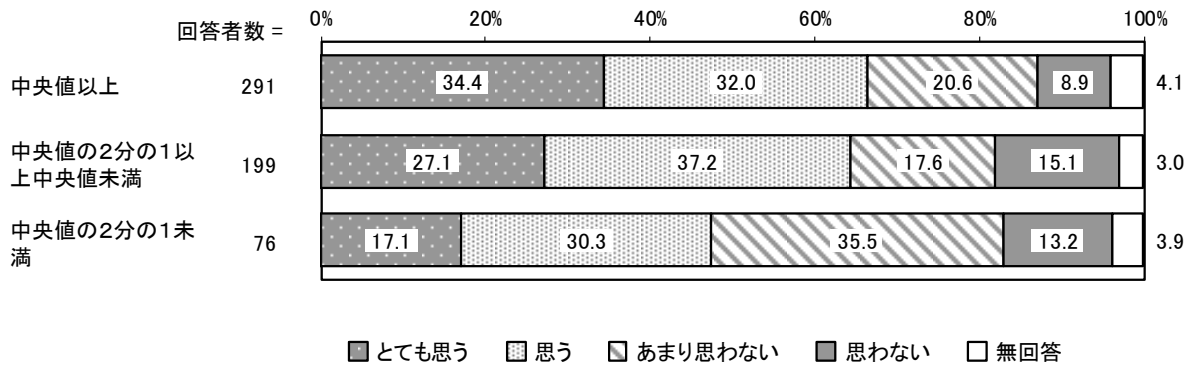
自分は友達に好かれている。【中学生】



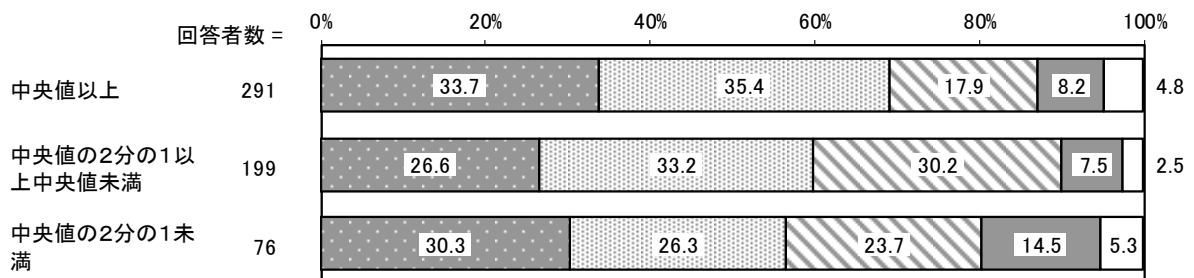
不安に感じることはない。【中学生】



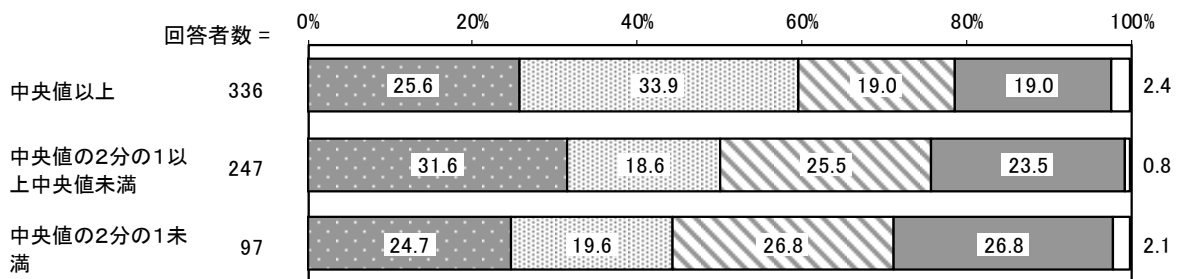
孤独と感ずることはない。【中学生】



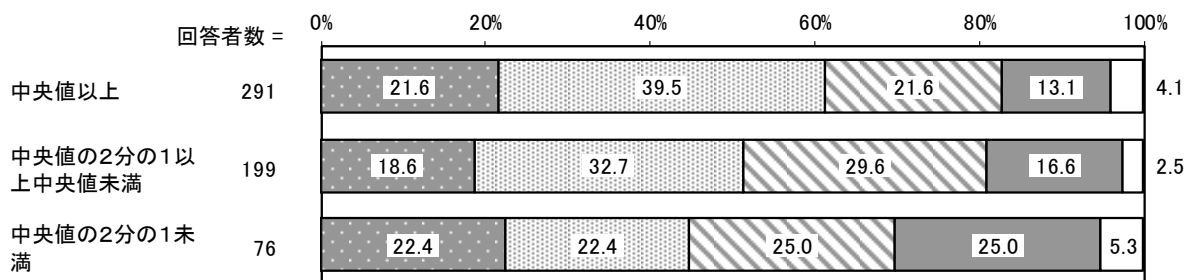
自分の将来が楽しみだ。【中学生】



自分のことが好きだ。【小学生】



自分のことが好きだ。【中学生】

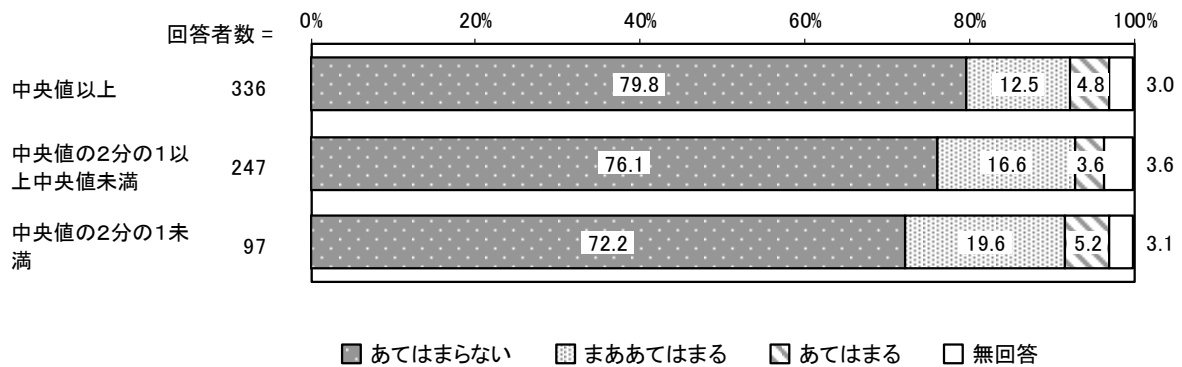


⑧ 自分自身について

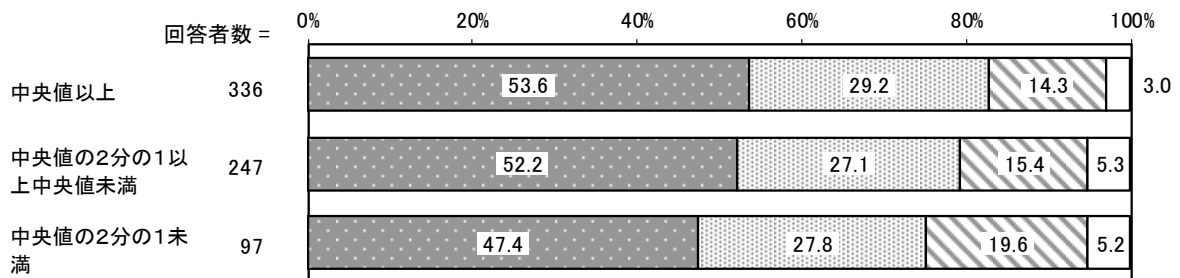
ア 人と付き合うことを避ける

「人との付き合いを避ける」「心配ごとが多く、いつも不安である」「自分のことが好きでない」について等価世帯収入の水準別で見ると、中央値の2分の1未満で他の水準と比べ、割合が高くなっています。

私は、たいてい一人である。だいたいいつも一人で遊ぶか、人と付き合うことを避ける。【小学生】



私は、心配ごとが多く、いつも不安だ。【小学生】



⑨ 学校以外の居場所ができたことでの変化について

等価世帯収入の水準が低い子どもで、学校以外で居場所ができたことで、小学生では「生活の中で楽しみが増えた」の割合が高く、中学生では「気軽に話せる大人が増えた」の割合が高くなっています。

そこを利用したことで、以下のような変化がありましたか。【小学生】

区分	回答者数(件)	友だちが増えた	生活の中で楽しみが増えた	ほっとできる時間が増えた	気軽に話せる大人が増えた	勉強する時間が増えた	勉強がわかるようになった	栄養のある食事をとれることが増えた	その他	特に変化はない	無回答
中央値以上	107	57.9	29.9	24.3	25.2	26.2	18.7	7.5	5.6	14.0	7.5
中央値の2分の1以上中央値未満	53	54.7	28.3	24.5	15.1	18.9	13.2	9.4	5.7	11.3	13.2
中央値の2分の1未満	20	50.0	40.0	30.0	30.0	25.0	15.0	15.0	—	30.0	—

そこを利用したことで、以下のような変化がありましたか。【中学生】

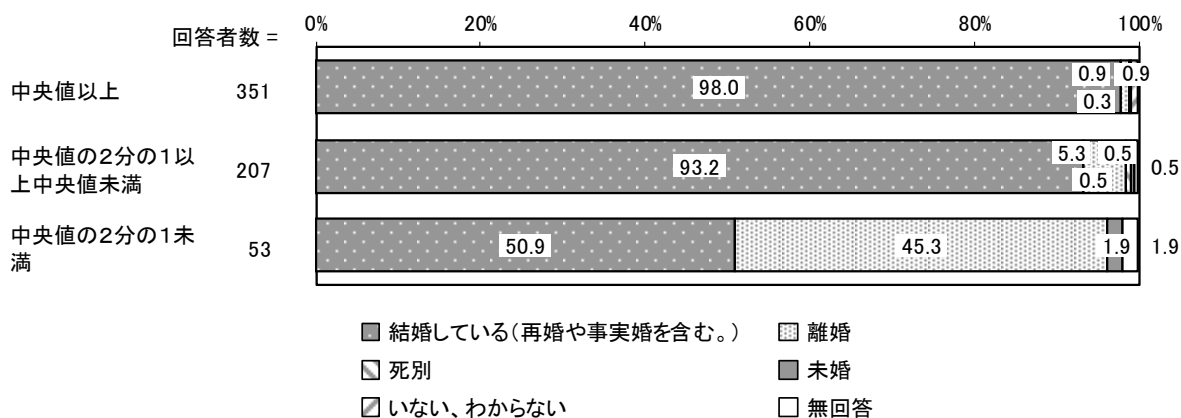
区分	回答者数(件)	友だちが増えた	気軽に話せる大人が増えた	生活の中で楽しみが増えた	ほっとできる時間が増えた	栄養のある食事をとれることが増えた	勉強がわかるようになった	勉強する時間が増えた	その他	特に変化はない	無回答
中央値以上	50	26.0	14.0	38.0	40.0	8.0	8.0	4.0	—	34.0	4.0
中央値の2分の1以上中央値未満	33	36.4	12.1	42.4	30.3	6.1	3.0	3.0	—	21.2	12.1
中央値の2分の1未満	19	36.8	21.1	36.8	42.1	—	5.3	5.3	—	36.8	—

〔2〕 就学前保護者・小学生保護者・中学生保護者

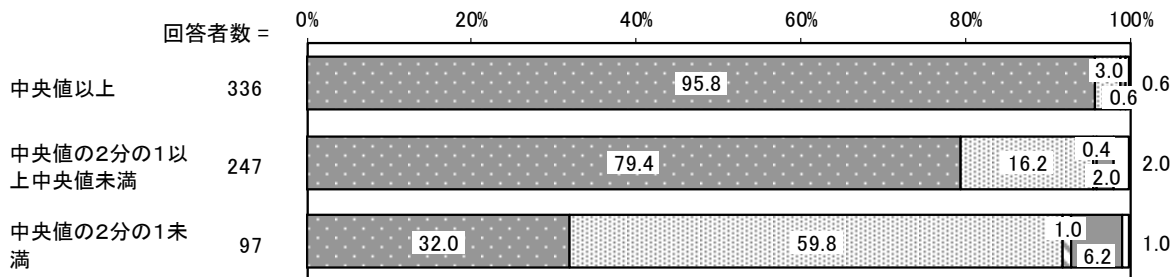
① 離婚状況について

等価世帯収入の水準が中央値の2分の1未満で、「離婚」している割合が約5割となっています。

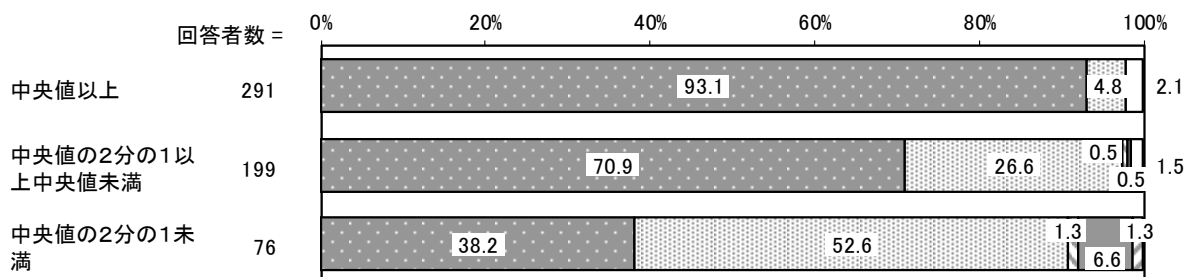
お子さんと同居し、生計を同一にしている親の婚姻状況を教えてください。【就学前保護者】



お子さんと同居し、生計を同一にしている親の婚姻状況を教えてください。【小学生保護者】



お子さんと同居し、生計を同一にしている親の婚姻状況を教えてください。【中学生保護者】

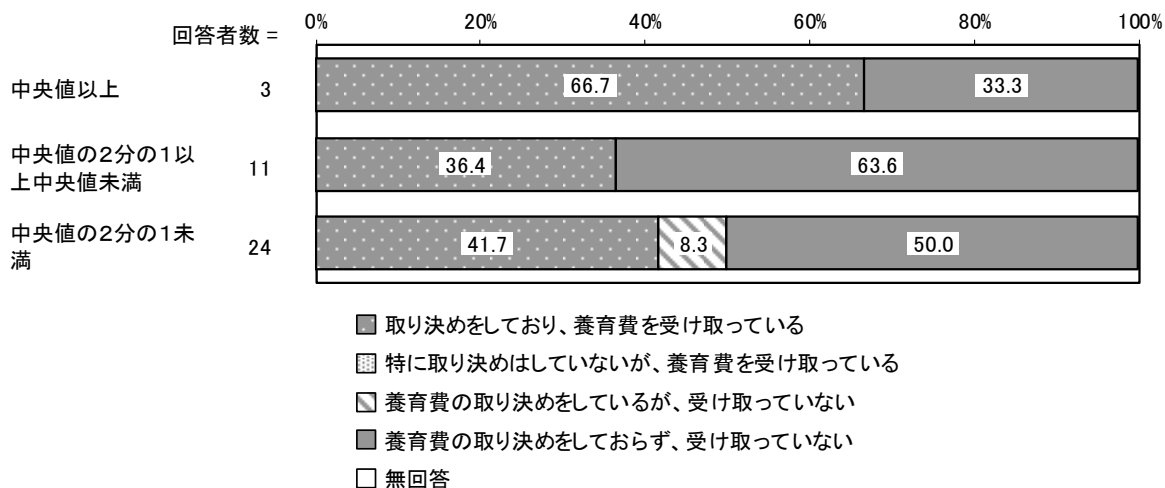


② 離婚相手と子どもの養育費の取り決め、受け取りの状況

等価世帯収入の水準が中央値の2分の1未満で、離婚相手と子どもの「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」の割合が5割となっています。

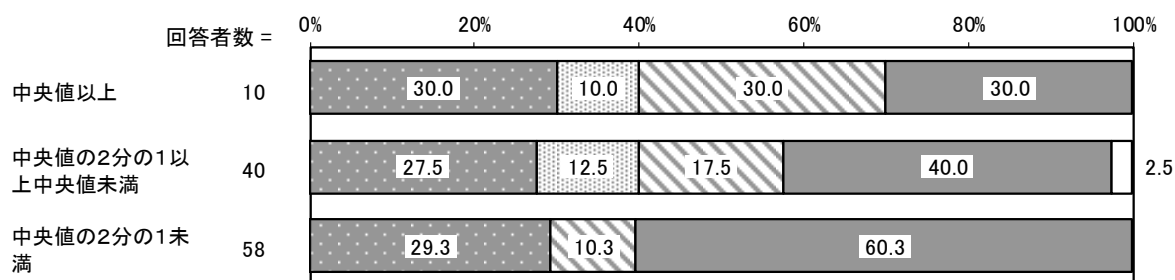
離婚相手と子どもの養育費の取り決めをしていますか。また養育費を現在受け取っていますか。

【就学前保護者】



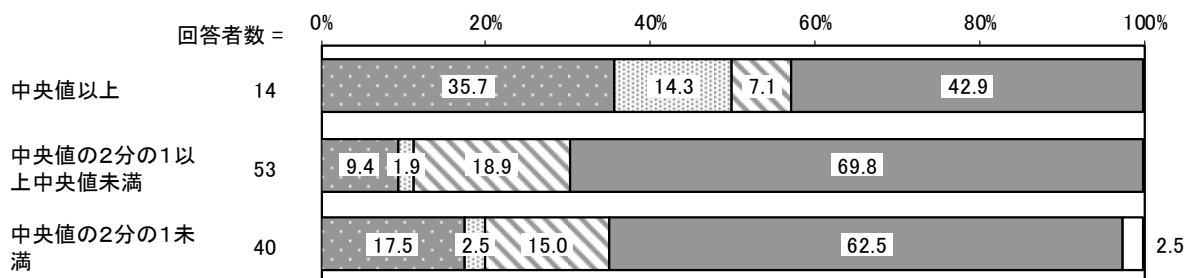
離婚相手と子どもの養育費の取り決めをしていますか。また養育費を現在受け取っていますか。

【小学生保護者】



離婚相手と子どもの養育費の取り決めをしていますか。また養育費を現在受け取っていますか。

【中学生保護者】



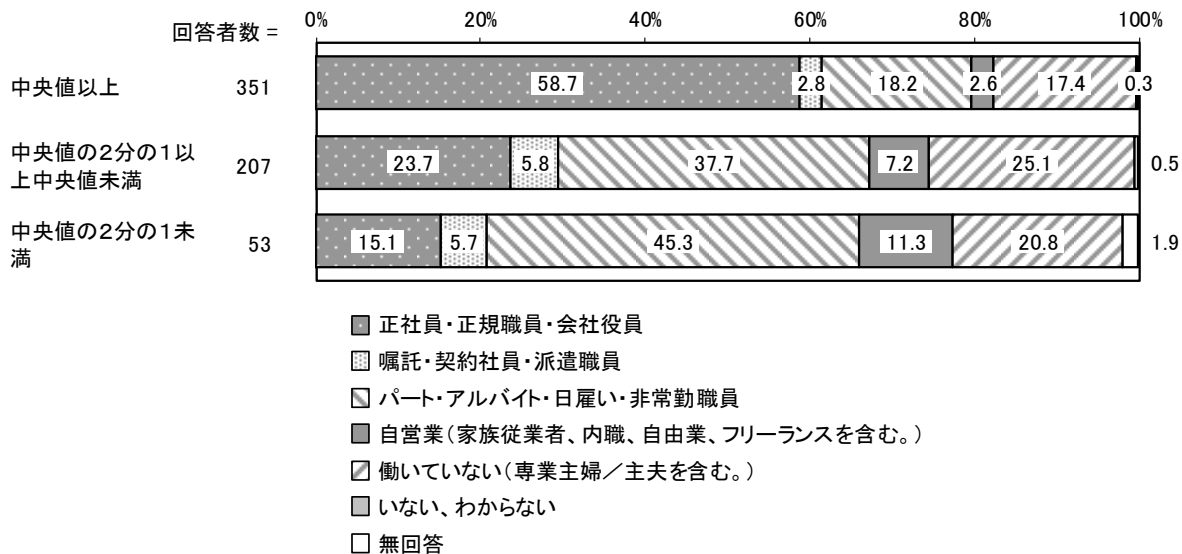


③ 親の就労の状況

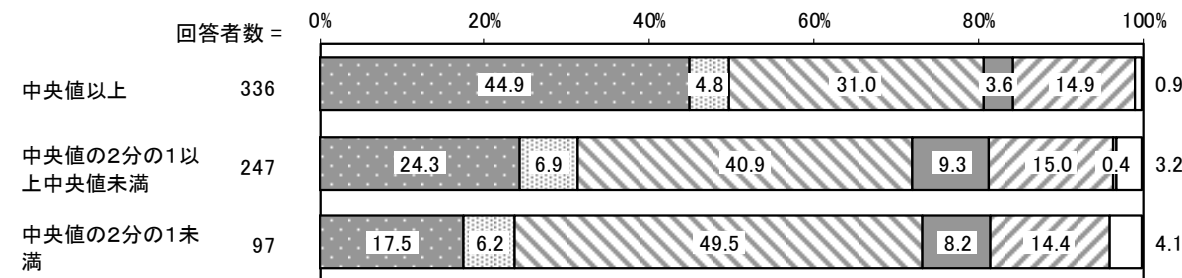
ア 母親

等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、「正社員・正規職員・会社役員」の割合が低くなっています。

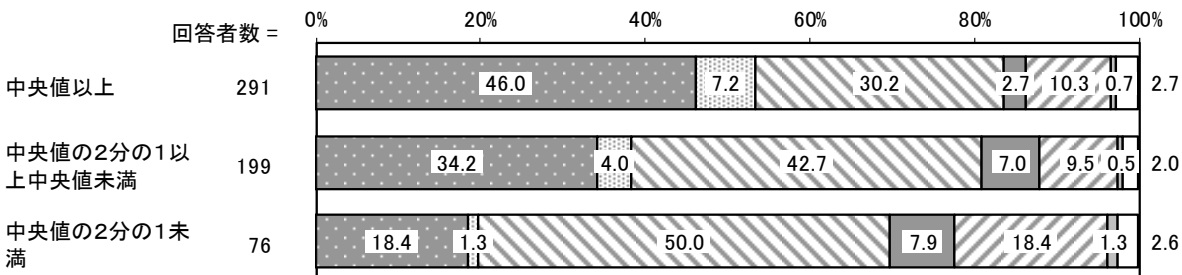
お子さんの親の就労状況について、あてはまるものを回答してください。【就学前保護者】



お子さんの親の就労状況について、あてはまるものを回答してください。【小学生保護者】

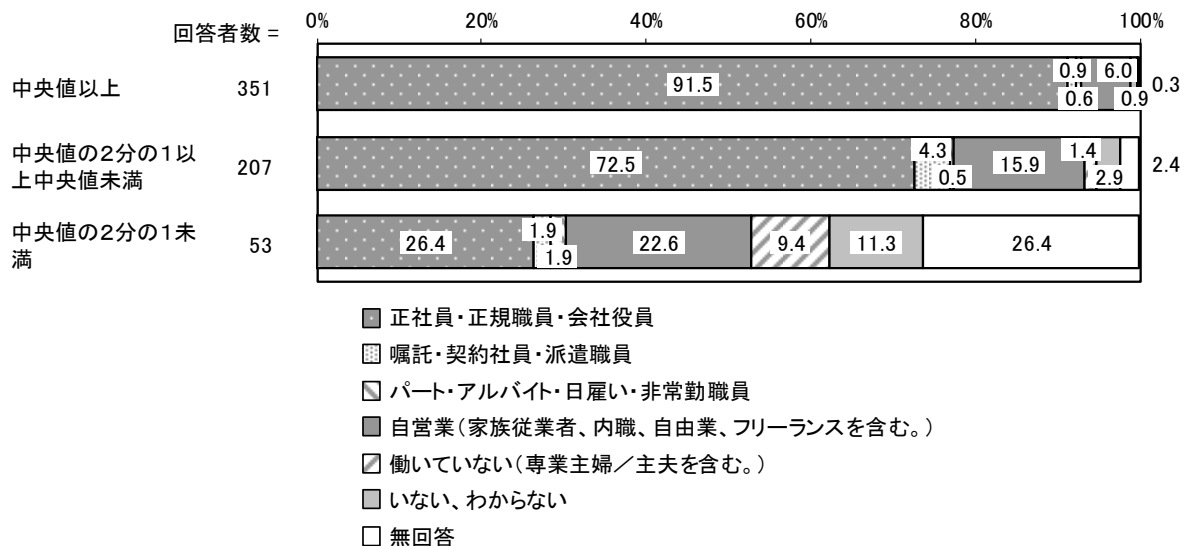


お子さんの親の就労状況について、あてはまるものを回答してください。【中学生保護者】

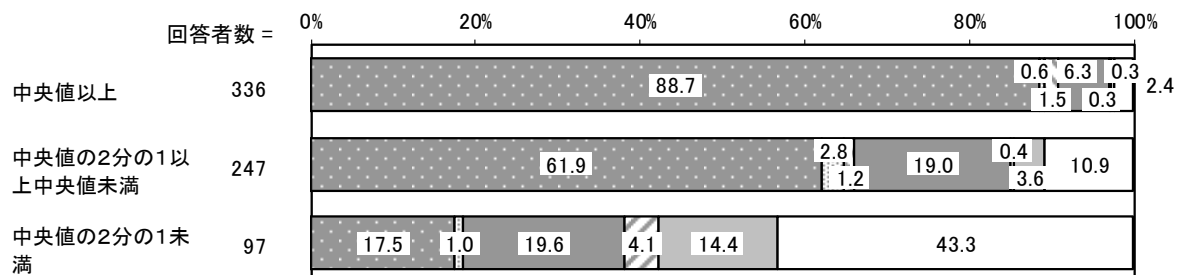


## イ 父親

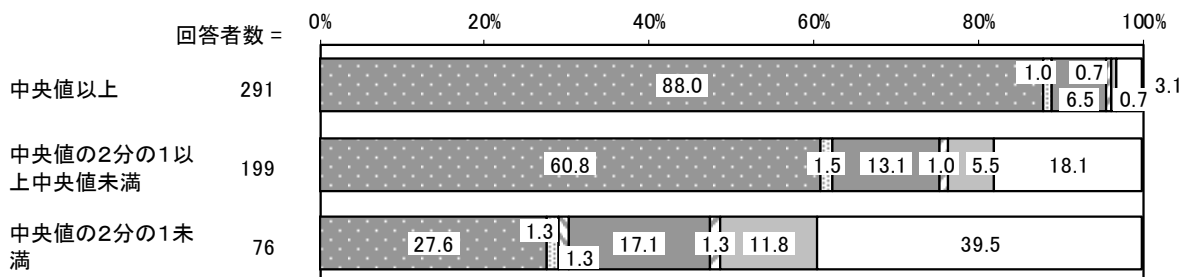
お子さんの親の就労状況について、あてはまるものを回答してください。【就学前保護者】



お子さんの親の就労状況について、あてはまるものを回答してください。【小学生保護者】



お子さんの親の就労状況について、あてはまるものを回答してください。【中学生保護者】

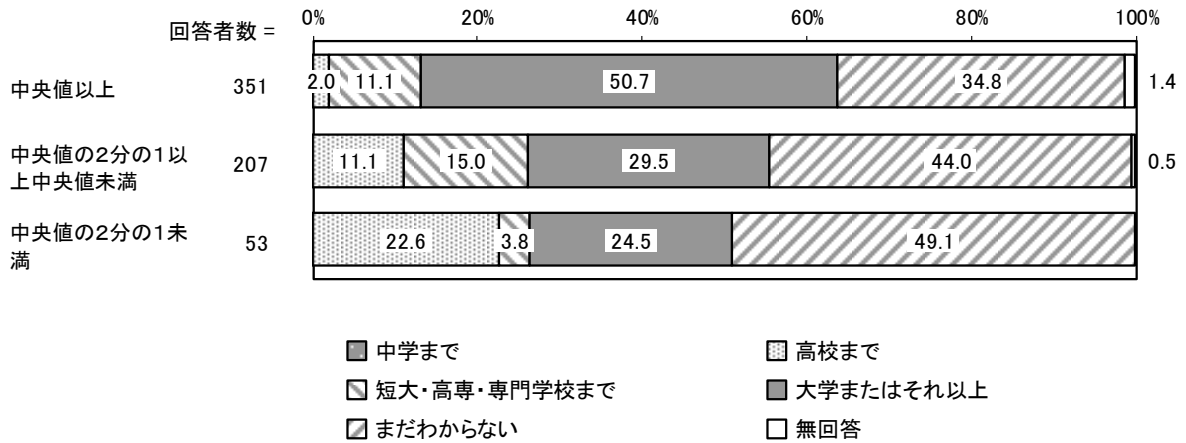


④ お子さんの将来の進学について

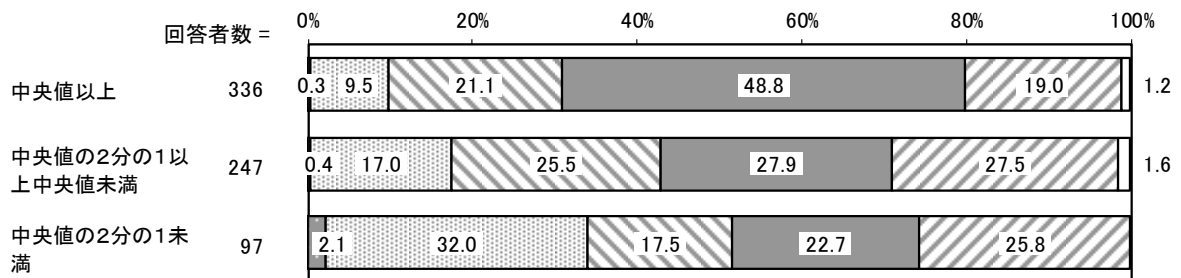
ア 将来の進学の希望

等価世帯収入の水準が低くなるにつれ、就学前保護者では「高校まで」の割合が高く、小学生保護者では「大学またはそれ以上」の進学を望む割合が低くなっています。

お子さんは将来、現実的に見てどの段階まで進学すると思いますか。【就学前保護者】



お子さんは将来、現実的に見てどの段階まで進学すると思いますか。【小学生保護者】



イ 将来の進学希望の理由

等価世帯収入の水準別でみると、中央値の2分の1未満で他の水準と比べ、小学生保護者では「家庭の経済的な状況から考えて」の割合が高く、中学生保護者では「家庭の経済的な状況から考えて」の割合が高くなっています。

その理由は何ですか。【小学生保護者】

区分	回答者数(件)	お子さんがそう希望しているから	一般的な進路だと思うから	お子さんの学力から考えて	家庭の経済的な状況から考えて	その他	特に理由はない	無回答
中央値以上	268	37.3	36.2	24.3	6.0	4.9	9.3	6.7
中央値の2分の1以上中央値未満	175	35.4	32.0	23.4	6.3	3.4	10.3	4.6
中央値の2分の1未満	72	30.6	37.5	20.8	16.7	5.6	9.7	—

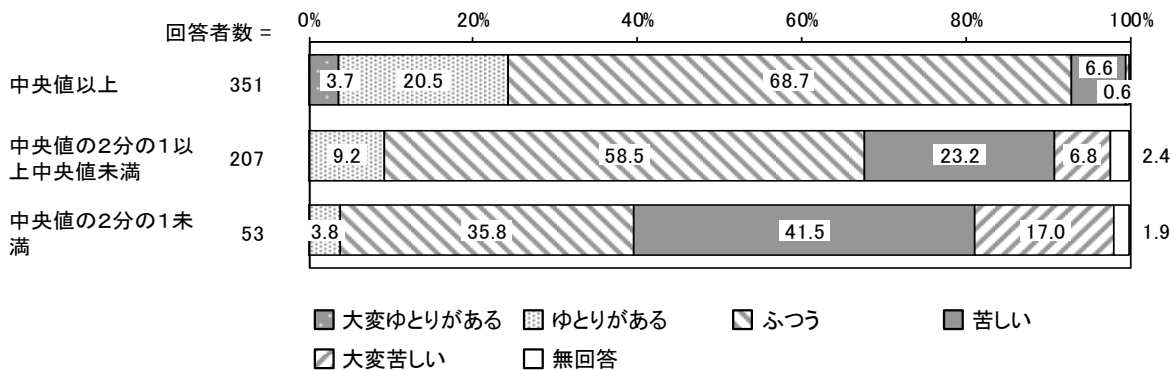
その理由は何ですか。【中学生保護者】

区分	回答者数(件)	お子さんがそう希望しているから	一般的な進路だと思うから	お子さんの学力から考えて	家庭の経済的な状況から考えて	その他	特に理由はない	無回答
中央値以上	251	45.8	31.5	28.3	2.8	4.8	6.8	5.6
中央値の2分の1以上中央値未満	149	43.0	24.8	30.9	8.1	4.0	8.1	4.0
中央値の2分の1未満	57	38.6	31.6	21.1	26.3	3.5	3.5	3.5

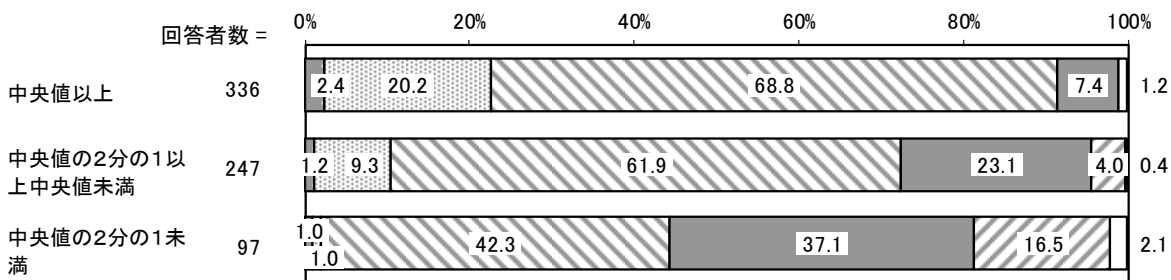
⑤ 現在の暮らしの状況

等価世帯収入の水準が低くなるにつれ、経済的に「苦しい」の割合が高くなっています。

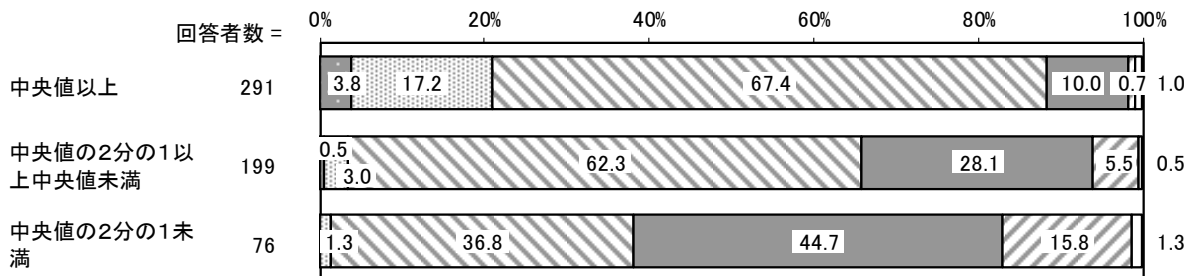
あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。【就学前保護者】



あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。【小学生保護者】



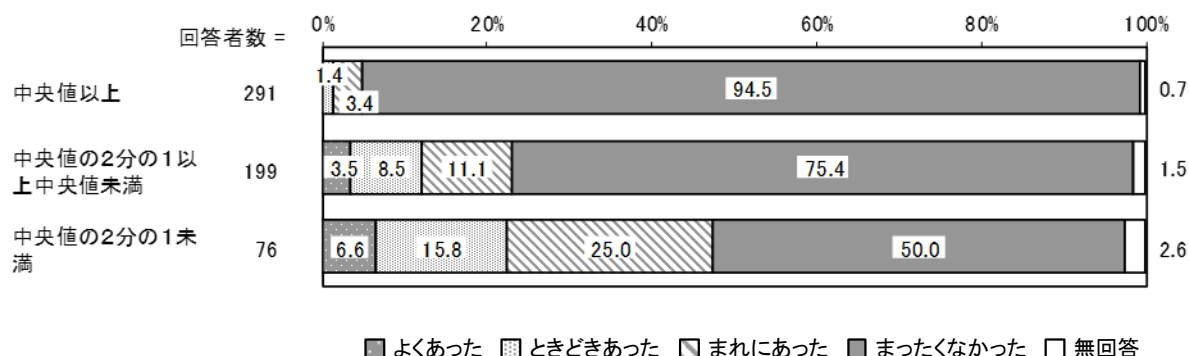
あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。【中学生保護者】



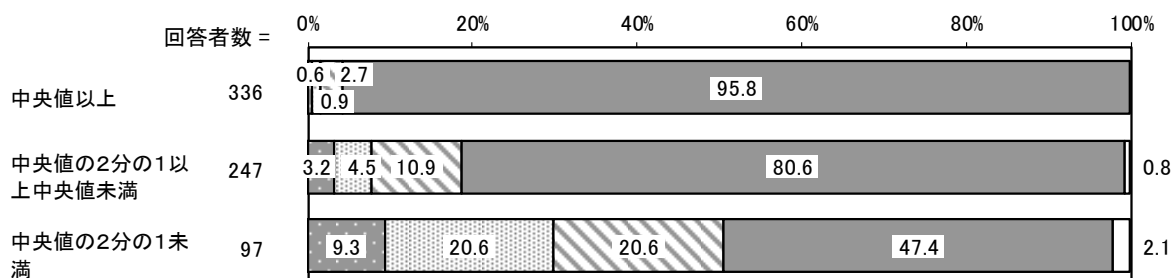
⑥ お金が足りなくて、家族が必要とする食料や衣服が買えないことの有無

等価世帯収入の水準が中央値の2分の1未満で、お金が足りず、家族が必要とする食料や衣服が買えなかったことが「あった」の割合が約5割となっています。

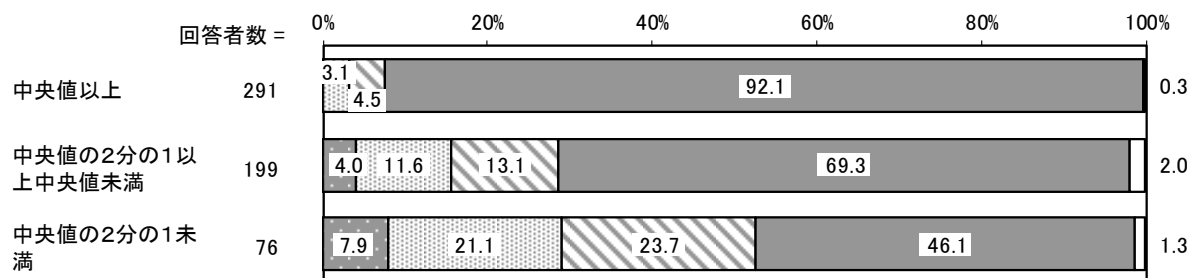
あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません。【中学生保護者】



あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないことがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません。【小学生保護者】



あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないことがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません。【中学生保護者】

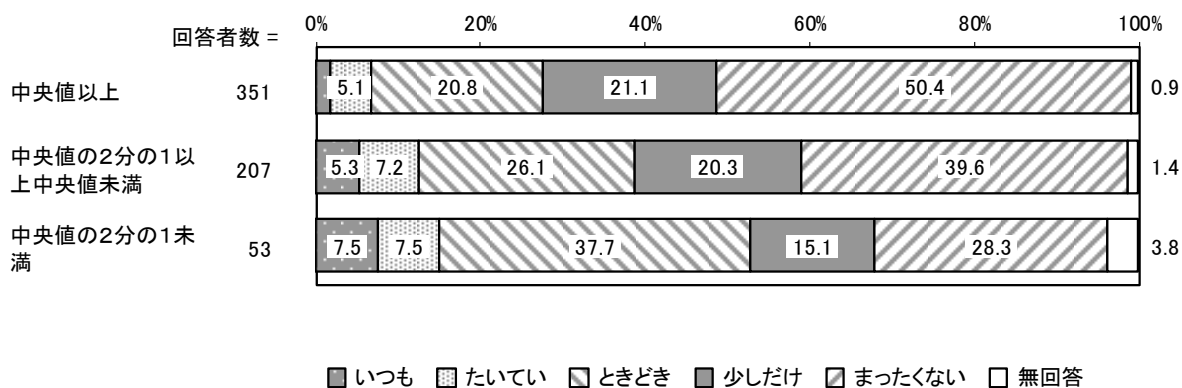


⑦ この1か月のあなたの気持ちについて

ア 神経過敏に感じた

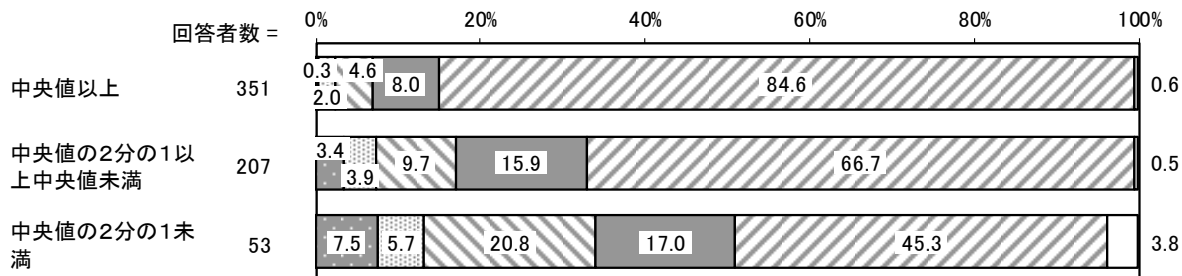
等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、「神経過敏に感じた」「絶望的だと感じた」「それぞれ、落ち着きがなくな感じた」「気分が沈み込んで、何が起ころても気が晴れないように感じた」「自分は価値のない人間だと感じた」などの割合が高くなっています。

神経過敏に感じた。【就学前保護者】



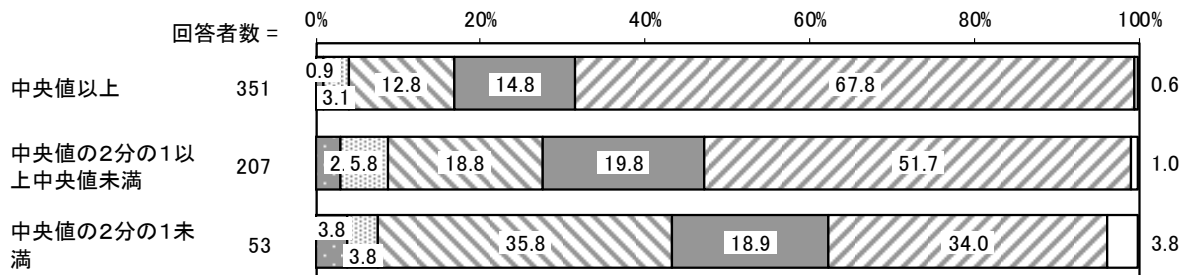
イ 絶望的だと感じた

絶望的だと感じた。【就学前保護者】



ウ それぞれ、落ち着かなく感じた

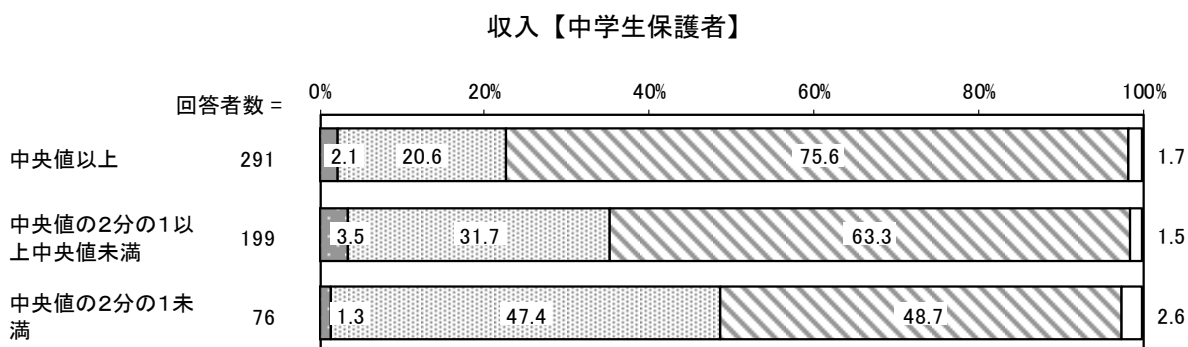
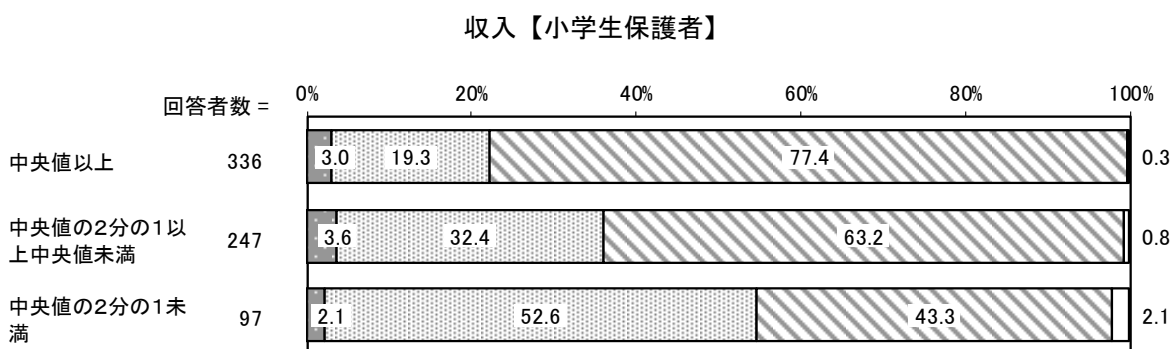
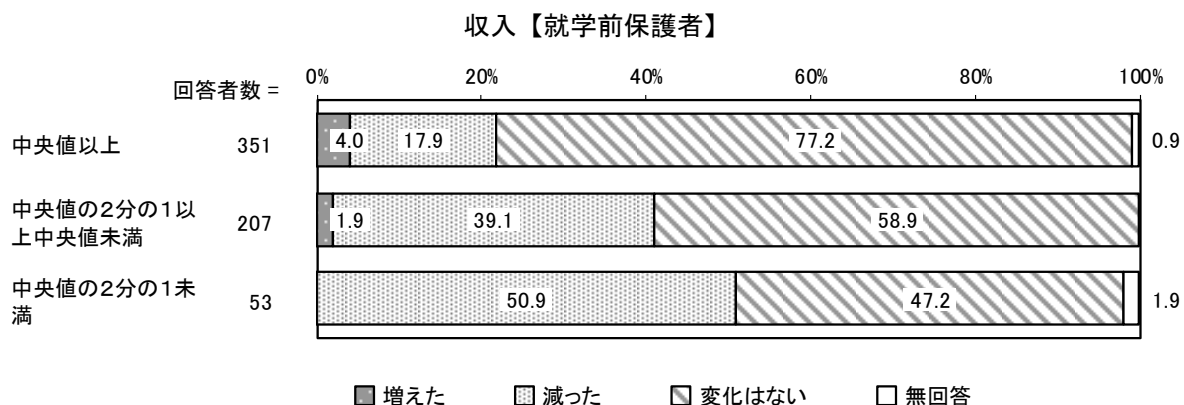
それぞれ、落ち着かなく感じた。【就学前保護者】



⑧ 新型コロナウイルス感染症の影響について

ア 収入

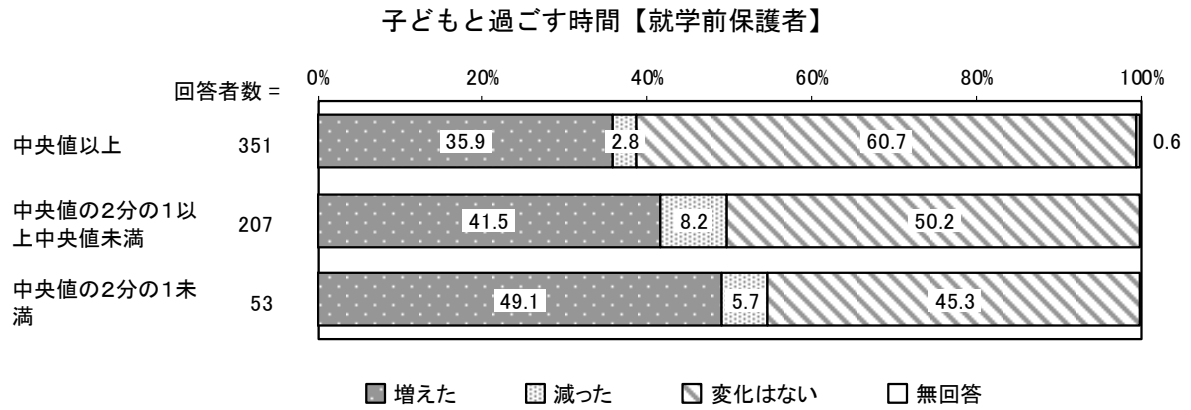
等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、新型コロナウイルス感染症により、収入に影響を受けた割合が高くなっています。





イ 子どもと過ごす時間

等価世帯収入の水準が低くなるにつれて、新型コロナウイルス感染症により、子どもと過ごす時間が増えた割合が高くなっています。



### 3. 飯塚市の今後の課題の整理

アンケート調査の結果、統計データ等を踏まえて、飯塚市の子どもたちの貧困対策についての現状や問題点を踏まえ、課題を整理しました。

#### 〔1〕教育の支援

##### 【現状・問題点】

- ・生活困難層は非生活困難層に比べて、年齢が上がるにつれ、学校の授業で分からないことが多く、成績も下の方にある傾向がうかがえます。また、大学への進学を希望する割合も低く、その理由として、親子ともに経済的な状況等があがっています。
- ・生活困難層は非生活困難層に比べて、自己肯定感が低く、不安や孤独を感じながら、友だちなど人とのコミュニケーションを避ける傾向がうかがえます。

##### 【課題】

- ・生活困難層における子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもたちの希望を尊重しながら、学習支援を行い、金銭的に塾等に行けない子どもたちに学校以外でも学習の機会が得られるようにする必要があります。
- ・学校教育における自己肯定感の向上に向けた支援や地域での多様な交流の場の提供等を通じて、貧困の状況にある子どもを支援していく必要があります。

#### 〔2〕生活の安定に資するための支援

##### 【現状・問題点】

- ・特に生活困難層の子どもでは、学校以外で居場所ができたことで、生活の中で楽しみが増えたことや気軽に話せる大人が増えた割合が高くなっている傾向がうかがえます。
- ・生活困難層において、朝食の欠食や、就寝時間が決まっていない子どもが多くなっているなど、不規則な生活習慣になる傾向がうかがえます。

##### 【課題】

- ・共働き世帯の増加や、家庭の抱える困難が複雑・深刻化し、地域のつながりも希薄になる中、安心して過ごせる居場所がなく、孤立してしまう子どもも少なくないです。こうした子どもが家庭や学校以外で安心して過ごせる環境づくりとして、地域と連携し、多世代で交流でき、家庭全体が社会との接点を持てるような居場所づくりが必要です。
- ・生活習慣の改善等につながる多様な体験の場を提供するなどの支援が必要です。

### 〔3〕保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

#### 【現状・問題点】

- ・生活困難層において「正社員・正規職員・会社役員」の割合が低く、新型コロナウイルス感染症により、収入に影響を受けた割合が高くなっています。

#### 【課題】

- ・就労機会の確保のみではなく、家庭の事情を踏まえた働き方を選択し、仕事と家庭の両立ができ、家庭がゆとりを持って接する時間が持てるよう、適正な労働環境の整備が求められます。

新型コロナウイルス感染症が雇用情勢に及ぼす影響は今後も注視していくことが必要であり、雇用の維持確保に向けた取り組みが必要です。

### 〔4〕経済的支援

#### 【現状・問題点】

- ・生活困難層において、経済的に「苦しい」の割合が高く、家族が必要とする食料や衣服が買えなかったことがあった割合が約5割と高く、生活に必要な物資の購入が困難な家庭がみられ、また、離婚相手と子どもの「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない人」も5割となっています。

#### 【課題】

- ・引き続き、経済的な支援制度の周知と利用を促進するとともに、すべての子どもが大学等へ進学できるよう、奨学金や就学支援の周知・充実が必要です。



---

## 第3章

### 計画の基本理念と基本的視点

---



## 第3章 計画の基本理念と基本的視点

### 1. 計画の基本理念

少子高齢化や核家族化の進行、働き方の多様化など、子どもと家庭を取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。このような中であっても、全ての子どもたちが将来に向かって、前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を目指すことが重要になっています。

そのためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援に包括的かつ早期にあたる必要があります。

将来を担うすべての子どもが健やかに成長できるよう、子育てに対し様々な不安を抱える家庭の実情に即した支援により、地域が一体となって社会の希望、未来をつくる力である子どもを育む社会の実現に向けて、「すべての子どもとその親が 夢と希望を持ち 安心して幸せに暮らせる 飯塚市の実現を目指す」を基本理念と定め、様々な支援を総合的かつ横断的に推進します。

### 基本理念

**すべての子どもとその親が  
夢と希望を持ち  
安心して幸せに暮らせる  
飯塚市の実現を目指すまちをめざして**

## 2. 計画の基本的視点

基本理念の実現に向けて、以下の4つを基本的視点と定め、施策を展開していきます。

### ① 教育支援

それぞれの家庭が抱える問題は、多様で必ずしも一つだけではないことから、経済的な困窮などの様々な困難を抱えている家庭でも、学ぶ意欲と能力のある子どもが将来の夢をかなえられるよう、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、学習にかかる経済的負担の軽減や学習支援に取り組みます。

### ② 生活支援

子どもを取り巻く家庭環境が多様になる中、安心して生活ができる環境を提供することが重要です。そのため、子どもの健やかに成長できるよう、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮し、健康面での支援のみならず、経済的な困窮など複合的な困難を抱える家庭に対しては、関係機関の連携による包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な機関へつなぐ取組を進めます。

### ③ 就労支援

子どもを安心して育てるためには、世帯の安定的な経済基盤を築くことが不可欠です。生活困窮者等のうち就労に向けた準備が必要な方に対する就労支援や、社会的に孤立した保護者に対しては、自立に向けた働き方を考えられるよう支援します。

また、子どもの成長には家族がゆとりを持って接する時間が重要であることから、家族が十分にコミュニケーションを図ることができる、子育てのしやすい労働環境の整備に努めます。

### ④ 経済的支援

経済的支援は、世帯の日々の生活を安定させる観点から重要です。子どもの育ちに影響を与える家庭環境としては、金銭面だけでなく、親の働き方や子どもとの関わり方等の要素も大きいことも踏まえ、子育て世帯やひとり親世帯、障がいのある児童を養育している家庭や生活に困難を抱える世帯に対して、様々な支援を組み合わせ、効果的な支援に取り組みます。

また、家庭の経済的困窮については、積極的な情報収集や関係機関との連携により、支援が必要な世帯を把握し、支援につなげていきます。



---

## 第4章

### 子どもの貧困対策推進に係る施策

---



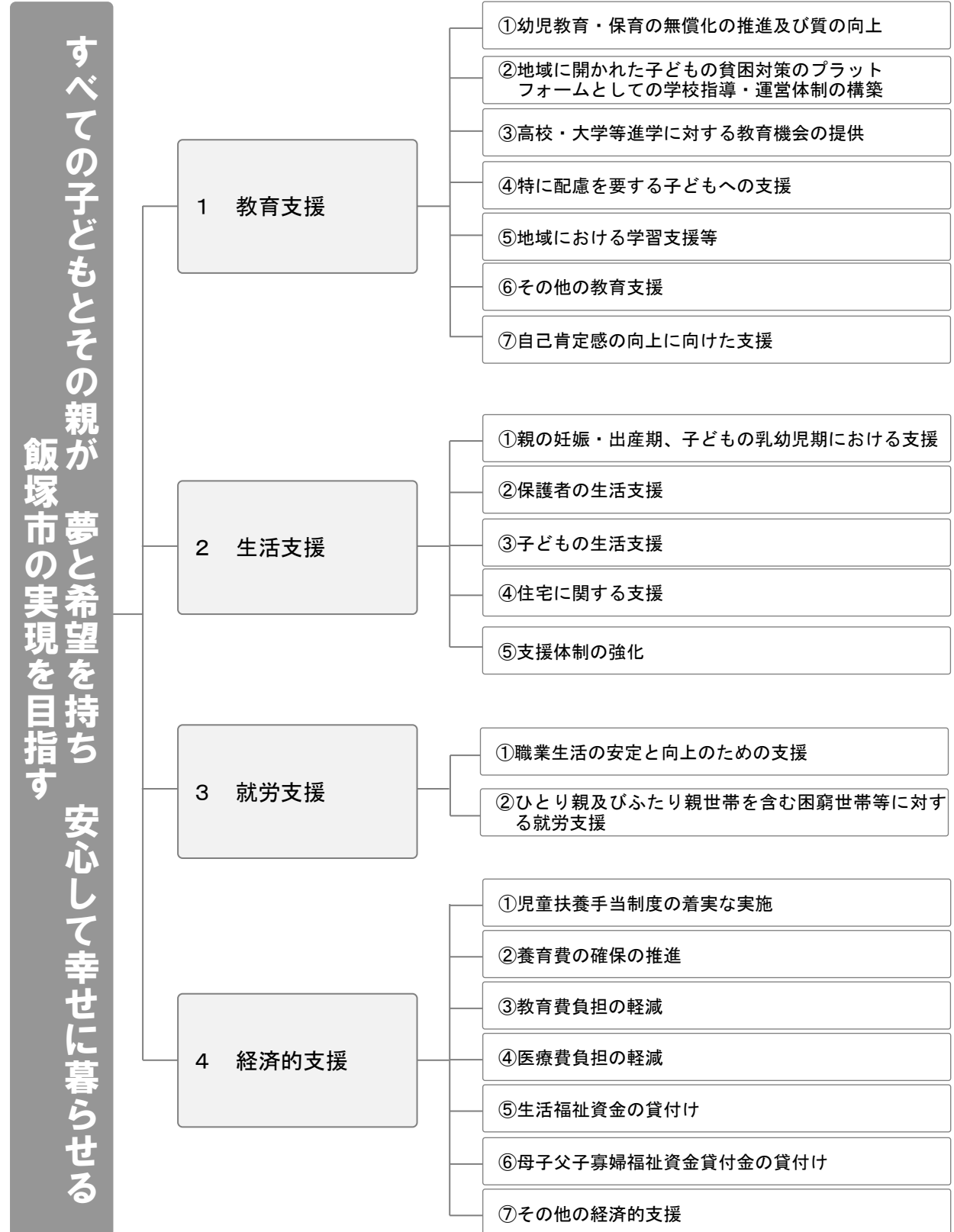
## 第4章 子どもの貧困対策推進に係る施策

### 1. 施策体系

[ 基本理念 ]

[ 基本的視点 ]

[ 施策 ]



## 2. 教育支援

### ①幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園、就学前障害児の発達支援等を利用する満3歳児から5歳児までの子どもの利用料が無償化となりました。本市においても、家庭環境や経済状況に左右されず、子どもたちが適切な生活習慣や学力を身に付けられるようきめ細かな指導を推進します。

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
1	幼児教育の無償化	幼児教育・保育の負担軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの利用料を無償化します。また、0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料を無償化します。	保育課	
2	副食費の免除	一定の収入以下の世帯を対象として、副食費を免除します。	保育課	
3	幼児教育アドバイザーの育成・配置	【第5章-6 事業No.73 (P78) 参照】	保育課	○

### ②地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

子どもたちの学習や様々な体験活動・文化活動を行うとともに、地域の中で子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
4	放課後児童健全育成事業	【第4章-3-[2] (P39) 参照】	学校教育課	○
5	スクールカウンセラー等配置事業	【第5章-8-[1]-④ 事業No.90 (P83) 参照】	学校教育課	○
6	放課後子ども教室推進事業	【第5章-8-[2]-③ 事業No.123 (P90) 参照】	生涯学習課	

## ③高校・大学等進学に対する教育機会の提供

大学等の進学を希望する学生が、進学を断念することがないように、授業料等における経済的負担の軽減を図ります。

## 【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
7	奨学資金貸付	経済的理由により修学することが困難な者に対して、修学上必要な学資金を貸し付け、等しく教育を受ける機会を与えることによって有用な人材を育成します。(一定の要件を満たした者に対して一定金額を免除する制度あり)	教育総務課	○

## ④特に配慮を要する子どもへの支援

発達に支援が必要な子どもや、複合的な課題を抱えた子どもに対して、連携を図り、切れ目のない支援を行います。

## 【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
8	健康育児の相談	【第5章-2 事業No.14 (P66) 参照】	子育て支援課	○
9	児童の発達に関する巡回相談・支援事業	【第5章-4 事業No.48 (P72) 参照】	学校教育課	○

## ⑤地域における学習支援等

地域において、子どもが能力や個性に応じた知識や技術を獲得し、生活する上で必要な能力を高めることができるよう学習支援を行います。

## 【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
10	庄内生活体験学校通学・生活体験合宿事業	【第5章-8[1]-① 事業No.77 (P80) 参照】	生涯学習課	○
11	子どもの健全育成支援事業	【第5章-8[1]-③ 事業No.88 (P83) 参照】	生活支援課	○

⑥その他の教育支援

誰一人取り残すことなく、多様な子どもたちの資質・能力を育成できるよう、効果的にICTを活用する等、様々な教育支援を充実します。

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
12	子どもの学習と進学等支援事業	生活支援課内に教職員OBの相談支援員を配置し、生活保護受給世帯の中学生及び高校生とその保護者に対し、進路決定や日常生活面等の支援を行うことにより、対象者の将来ビジョンの醸成と自立意欲喚起を図ります。	生活支援課	○
13	モバイルルータの貸し出し	児童生徒用端末を活用した家庭学習に取り組むため、Wi-Fi環境のない家庭に通信契約付きのモバイルルータを貸し出し、子どもたち1人1人に公正に個別最適な学びの実現を図ります。	学校教育課	○

⑦自己肯定感の向上に向けた支援

子どもへの理解を深め、日々の学習や行事等において、活躍の場を設けるなど、子どもが自分自身を大切な存在と思える指導や支援を行います。

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
14	ピア・サポート事業	【第5章-8[3]-② 事業No.153 (P97) 参照】	学校教育課	○
15	個々に応じた多様な指導方法の充実	【第5章-8[3]-② 事業No.160 (P98) 参照】	学校教育課	○

### 3. 生活支援

#### ①親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

親の妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、生活の安定に資するための支援を多面的に実施します。

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
16	地域子育て支援拠点事業	【第4章-3- [4] (P48) 参照】	保育課	○
17	利用者支援事業	【第4章-3- [8] (P55) 参照】	保育課	○
18	乳児家庭全戸訪問事業	【第4章-3- [10] (P56) 参照】	子育て支援課	○
19	養育支援訪問事業	【第4章-3- [11] (P57) 参照】	子育て支援課	○
20	子ども家庭総合支援拠点事業	【第5章-2 事業No.6 (P65) 参照】	子育て支援課	○
21	産前・産後生活支援事業	【第5章-2 事業No.18 (P66) 参照】	子育て支援課	○
22	子育て世代包括支援センター(母子保健型)事業	【第5章-8-[2]-① 事業No.101 (P86) 参照】	子育て支援課	○

#### ②保護者の生活支援

子育て家庭のさまざまなニーズにより、一時的に保育が必要となった乳幼児を預かり、育児負担の軽減に努めます。また、育児休業制度などの各種制度についての普及・促進を図ります。

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
23	時間外保育事業	【第4章-3- [1] (P38) 参照】	保育課	○
24	子育て短期支援事業	【第4章-3- [3] (P47) 参照】 【第4章-3- [5] -② (P52) 参照】	子育て支援課	○
25	一時預かり事業	【第4章-3- [5] (P51) 参照】	保育課	○
26	病児保育事業	【第4章-3- [6] (P53) 参照】	保育課	○

#### 第4章 子どもの貧困対策推進に係る施策

27	子育て援助活動支援事業	【第4章-3-[7] (P54) 参照】	子育て支援課	○
28	休日保育事業	【第5章-8-[2]-② 事業No.118 (P89) 参照】	保育課	○
29	休日等子育て支援事業	【第5章-8-[2]-② 事業No.121 (P89) 参照】	子育て支援課	○
30	ひとり親家庭等日常生活支援事業	【第5章-3 事業No.26 (P68) 参照】	子育て支援課	○
31	育児休業制度などの普及・促進	【第5章-5 事業No.67 (P76) 参照】	商工観光課	

#### ③子どもの生活支援

学校給食の充実及び子ども食堂運営者への支援を図り、適切な栄養の摂取による子どもたちの健康の保持増進に努めます。

##### 【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
32	学校給食	【第5章-8-[1]-② 事業No.83 (P82) 参照】	学校給食課	
33	子どもの居場所づくり事業（子ども食堂運営補助金）	子ども及び保護者を対象とした子ども食堂を運営する団体を支援します。	子育て支援課	○

#### ④住宅に関する支援

生活困窮世帯や子育て世帯に対し、市営住宅に係る優先入居、入居者負担の軽減を行います。

##### 【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
34	市営住宅への優先入居	【第5章-3 事業No.23 (P68) 参照】	住宅課	○



## ⑤支援体制の強化

学校、保育所、子ども食堂や子どもに対する宅食などの支援を行う民間団体も含め、地域で子どもを見守るネットワークの強化に取り組みます。また、貧困の状況にある、または貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対する相談支援を実施します。

## 【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
35	子どもの居場所づくり事業（コーディネーター配置）	子ども食堂等の子どもの居場所づくりについての働きかけ、情報発信、立ち上げに必要な情報提供、助言及び相談等を行うコーディネーターを配置します。 また、市民、事業所、各種団体等の連携を促進するためのネットワークを構築します。	子育て支援課	○
36	各種相談窓口の充実と連携	家庭児童相談室、女性のためのサックス相談室等の様々な相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。	子育て支援課 他	

## 4. 就労支援

### ①職業生活の安定と向上のための支援

就労と子育てが両立できる環境づくりを進めるため、事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成や多様な勤務形態の導入を働きかけます。

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
37	ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成・啓発	【第5章-5 事業No.65 (P76) 参照】	男女共同参画推進課 商工観光課	
38	多様な勤務形態の導入	【第5章-5 事業No.69 (P77) 参照】	商工観光課	

### ②ひとり親及びふたり親世帯を含む困窮世帯等に対する就労支援

就労していない、または非正規雇用等で生活が不安定な世帯の保護者に対し、就労に関する情報提供及び相談の充実を図ります。

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
39	ひとり親家庭自立支援	【第5章-3 事業No.25 (P68) 参照】	子育て支援課	○
40	職業相談の活用促進	【第5章-5 事業No.66 (P76) 参照】	商工観光課	

## 5. 経済的支援

### ①児童扶養手当制度の着実な実施

ひとり親家庭などの生活の安定と児童の福祉の向上のために、児童扶養手当を支給します。

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
41	児童扶養手当	【第5章-3 事業No.28 (P69) 参照】	子育て支援課	

### ②養育費の確保の推進

離婚時などに養育費の重要性を広く伝えるとともに、養育費に関する相談事業を受付けます。

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
42	養育費保証促進補助金	ひとり親家庭の母または父の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ります。	子育て支援課	○

### ③教育費負担の軽減

経済的な理由により子どもを小学校や中学校に就学させることが困難な保護者に対し、助成・援助を行います。

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
43	児童クラブの利用料の減免	【第5章-3 事業No.31 (P69) 参照】	学校教育課	○
44	特別支援教育就学奨励費	【第5章-4 事業No.46 (P72) 参照】	教育総務課	○
45	就学援助	【第5章-8-[2]-⑤ 事業No.140 (P94) 参照】	教育総務課	

#### ④医療費負担の軽減

子どもの健康保持及び福祉の増進を図るため、医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
46	ひとり親家庭等医療費助成事業	【第5章-3 事業No.30 (P69) 参照】	医療保険課	○
47	重度障がい者医療費助成事業	【第5章-4 事業No.53 (P73) 参照】	医療保険課	○
48	子ども医療費助成事業	【第5章-8-[2]-⑤ 事業No.138 (P94) 参照】	医療保険課	○

#### ⑤生活福祉資金の貸付け

低所得者等への資金の貸付けについて、実施する社会福祉協議会と連携し、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。

#### ⑥母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け

ひとり親家庭の親及び寡婦の経済的自立や生活意欲の助長を目的として、その子どもの福祉の増進を図るための経済的支援を行います。

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
49	母子・父子、寡婦福祉資金の活用（県事業）	【第5章-3 事業No.29 (P69) 参照】	子育て支援課	

#### ⑦その他の経済的支援

【具体的事業】

事業No.	事業の名称	事業内容と今後の方針	所管課	進捗管理
50	障がい児福祉手当	【第5章-4 事業No.51 (P73) 参照】	社会・障がい者福祉課	
51	補装具給付事業	身体上の障がいを補い、生活のしづらさを軽減するために補装具の交付や修理費用の一部を助成します。	社会・障がい者福祉課	
52	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入費の一部を助成します。	社会・障がい者福祉課	
53	育成医療	18歳未満の児童を対象として、障がいの進行の予防や障がいの軽減を目的として、必要な医療費軽減を図ります。	社会・障がい者福祉課	

---

# 資料編

---



## 計画策定の経緯

年度	期 日	主 な 内 容
令和3年度	令和3年11月2日	飯塚市子ども・子育て会議 子どもの貧困対策部会（第1回） ○部会長・副部会長選出 ○子どもの貧困対策推進計画について ○アンケート調査案について
	11月16日	子どもの貧困対策部会（第2回） ○アンケート調査案の修正について
	11月29日	子どもの貧困対策部会（第3回） ○アンケート調査案の修正について
	12月14日 ～ 2月8日	アンケート調査の実施
	令和4年 3月22日	子どもの貧困対策部会（第4回） ○アンケート調査結果について
令和4年度	令和4年 7月29日	飯塚市子ども・子育て会議（令和4年度第1回） ○子どもの貧困対策推進計画の策定について
	9月30日	飯塚市子ども・子育て会議（令和4年度第2回） ○子どもの貧困対策推進計画の策定について
	11月30日	飯塚市子ども・子育て会議（令和4年度第3回） ○子どもの貧困対策推進計画の策定について
	12月27日 ～ 1月26日	市民意見の募集
	令和5年 3月20日	飯塚市子ども・子育て会議（令和4年度第4回） ○子どもの貧困対策推進計画の策定について

---

## 子どもの貧困対策の推進に関する法律

公布：平成 24 年 8 月 22 日平成 25 年 6 月 26 日（平成 26 年法律第 64 号）

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。



---

(年次報告)

第七条 政府は、毎年、国会に、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法(令和四年法律第七十七号)第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

## 第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

4 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

---

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

---

## 飯塚市こども計画

第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画  
第1期飯塚市子どもの貧困対策推進計画

令和5年3月

発行：福岡県飯塚市

住所：〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号

電話：0948-22-5500（代表）

公式ホームページアドレス：<http://www.city.iizuka.lg.jp/>

---

### 基本理念

みんなで作る  
すべての子どもが  
笑顔で暮らせるまち  
いづか

第2期 飯塚市子ども・子育て支援事業計画

### 基本理念

すべての子どもとその親が  
夢と希望を持ち  
安心して幸せに暮らせる  
飯塚市の実現を目指す  
まちをめざして

第1期 飯塚市子どもの貧困対策推進計画